

# 高原所系図

高原領主の変遷と

近世の出来事

永濱家に残る郷史記録



高原 霧島連山と蒲牟田川



## 解題

高原所系図は、高原（現宮崎県高原町）が島津家領となった天正四年（1576）前後から明治四年（1871）廃藩置県迄の郷史を記述しており、表紙に天保四年（1833）、持主永濱武助師次となっている。日付はこの郷史を上梓した時で著者は永濱師次と思われるが、弘化期（1845）の記事に「私永濱善太左衛門」とあり、安政期（1855年）に「拙者永濱万兵衛」とあるので書き継いだものかも知れない。永濱家は近世には代々高原郷の暖（郷士年寄）や与頭（組頭）を勤めている事から見て有力郷士の家系である。

戦国時代が終わった元和元年（1615）江戸幕府の一国一城令に基づき、鹿児島藩でも各地域の城は破却したが、夫々の城に勤務した武士に土地を与えて衆中（後の郷士）と呼び、その地を外城（郷）と称した。夫れ迄の城主に相当する郷の地頭は藩の重役が兼務し、現地に常駐しないことが多い。そこで実際の郷経営は暖（郷士年寄）、与頭（組頭）、横目（警察）を郷の三役として、その地の郷士を任命して日常の郷運営を任せていた。

所系図では高原における地頭の変遷は勿論だが、暖役と与頭名も細かく記録しており、又江戸時代初期に薩摩、大隅、日向の各地からの高原に移住した人々の名前を記録している。又郷内の事に限らず、鹿児島藩の事、幕府の事など重大事項を記録している。

特に貴重と思われる記録は江戸時代中期の検地の模様、藩による古文書調査、享保の新燃大噴火後の復興作業、後期では伊能忠敬の地図測量隊を迎えた時の事、藩主の巡回の対応、幕末の異国船騒動や戊辰戦争への高原郷士の出張状況などの記録である。又、幕末から明治初年に掛けての藩の徹底した廃仏毀釈に關して、著者は感情を抑えて淡々と状況を記しているが無念の思いを滲ませている。

尚近郷の小林についての記述も各所にある。小林では西南戦争の戦火により地頭館や主要武家屋敷が灰燼に帰し、古文書が極めて少ない。小林誌と言う明治二年の書が残り、郷士家のリストはあるが、郷役職等の記録は殆どない。僅かに幕末の地頭名越時敏日史と本書からその一部を知る事ができる。

又江戸後期の天明飢饉の辺りから米価を中心とする物価動向が記録されているが、その中で小林における物価も併せて記述されているのは貴重である。但しこの物価表示の文、貫が一般の銅銭の文ではなく鈔百文とか鈔一貫文という表示をしており、鈔四文が銅銭老文というような記述もある。鹿児島藩では幕末に琉球通宝の発行を幕府から許可を得たが、その鋳型を使い天保通宝百文の贗金を大量に作った事が知られている。前述の貨幣はそれ以前から使っていたようであり更に研究を要する。

本書解説にあたっては、以前高原町史の編纂に携わられた黒木長英氏（昨年六月逝去）より借用した原本コピー（A4八十頁）を底本とし、宮崎県史料編の翻刻を参考とした。

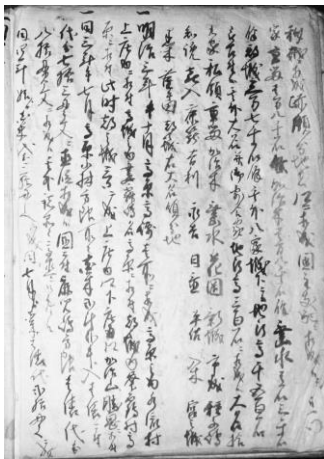
現代文に訳すに当り、次の点を考慮した。

- 一、年代の目次を付けて見やすくした。
- 二、原文の記述は概ね年時順だが前後する場合もあり、入れ替えてできるものは年時順に編集し、註釈を所々入れた。
- 三、翻刻文（全文）を巻末に付け、記述順は原文通りとした。

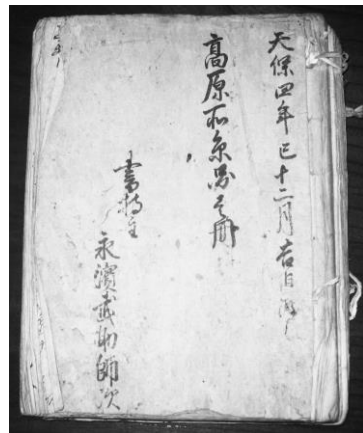
二〇二〇年二月

参考文献

- |              |        |
|--------------|--------|
| 薩藩旧記雑録、      | 国会図書館  |
| 三国名勝図会       | 国会図書館  |
| 薩州旧伝記        | 国立公文書館 |
| 小林誌          | 小林図書館  |
| 高原町史         | 高原図書館  |
| 宮崎県史料編       | 都城図書館  |
| 鹿児島県史料（名越日史） | 曾於市図書館 |



原本最終ページの前



高原系図巻冊

本書は永濱家より県資料センターに登録済だが原本は同家で保管されており、特別に一部の写真を取らせて戴く。

# 目次

一	表紙	前書	六
二	高原郷の歴代地頭名		六
三	中世末期の高原と領主変遷		七
四	近世初期慶長―寛永(1600 - 1644)		一七
五	正保―貞享期(1645 - 1688)		一一
六	元禄期(1689 - 1704)		一五
七	宝永―享保期(1704 - 1730)		一八
八	明和―寛政期(1769 - 1799)		二五
九	文化―文政(1804 - 1825)		三一
十	天保期(1830 - 1844)		三一
十一	弘化―嘉永期(1845 - 1855)		三七
十二	安政―元治期(1855 - 1864)		四三
十三	慶応―明治初(1865 - 1871)		五一
	高原地頭仮屋図		五七
	高原所系図	原文翻刻	六七
	薩摩・大隅・日向諸県郡の郡郷図		六八
	島津家歴代当主と高原郷		一一八
	神徳院と錫杖院江戸時代絵図		一一九
	関連写真		一二〇
			一二一



## 高原所系図詠註

### 一 表紙 前書

天保四年(1833)十二月吉日

高原郷所系図 一冊

書持主

永濱武助師次

此の書物に示す当地の事柄は各家の系図にも書き記される事なので、子孫に至る迄不手際があつてはならない。

### 二 高原郷の歴代地頭名(島津家領以後)

一番	天正三(1575)年	鎌田刑部殿
二番	同五(1577)年	上原長門殿
三番	同九(1581)年	吉田若狭殿
四番	同十一(1583)年	山田理庵殿
五番	同十四(1586)年	新納旅庵殿
六番	同十八(1590)年	山田理庵殿
七番	慶長二(1597)年	入木院又六殿
八番	同七(1602)年	島津大膳亮殿
九番	寛永七(1630)年	村田九郎左衛門殿
十番	同十五(1638)年	鎌田源左衛門殿
十一番	正保三(1646)年	猿渡大炊介殿

十二番	承応三(1654)年	相良主税殿
十三番	明暦三(1657)年	相良吉右衛門殿
十四番	寛文六(1666)年	喜入休右衛門殿
十五番	同九(1669)年	山田民部殿
十六番	貞享元(1684)年	若松彦兵衛殿
十七番	同三(1686)年	種子島次郎右衛
十八番	同五(1688)年	喜入休右衛門殿
十九番	宝永二(1705)年	清水弥兵衛殿
廿一番	元禄九(1696)年	樺山権左衛門殿
廿二番	正徳三(1713)年	左近丞与大夫殿
廿三番		市来勘左衛門殿
廿四番	宝暦三(1753)年	伊集院仁左衛門殿
廿五番		島山喜藤左衛門殿
廿六番	明和	伊集院伊膳殿
廿七番	寛政	石黒戸後右衛門殿
廿八番	文政元(1818)年	樺山助之進殿
廿九番	同八(1825)年	日高次右衛門殿
三十番	同九(1826)年	平島平八殿
三十一番	同十(1827)年	義岡久馬殿
三十二番	安政元(1854)年	島津典礼殿後相馬殿
三十三番	同五(1858)年	福崎助八殿
三十四番	元治元(1864)年	島津矢柄殿
		名越左源太殿
		十月五日小林にて居地頭
		慶応二(1866)年九月より高岡郷の地頭で転出

三五番 慶応二(1866)年九月 中原周助殿

小林の居地頭で九ヶ郷管掌

三六番 慶応三(1867)年三月 谷川十郎兵衛殿

小林の居地頭で九ヶ郷管掌

三七番 慶応三(1867)年九月朔日 近藤七郎

右衛門殿 小林の居地頭で五ヶ郷管掌

註1 高原城を伊東家から島津家が勝取ったのは

天正四年八月で、それ以降島津家臣、上原長門尚

近が高原城主兼高原地頭と云う書が多い。

註2 幕末の小林地頭管轄の九ヶ郷とは、小林、飯

野、加久藤、馬関田、吉田、高原、野尻、須木、

吉松を含む。五ヶ郷は小林、高原、野尻、須木、

高崎を管轄した。

### 三 中世後期の高原と領主変遷

○永正五(1508)年、高原・江平・志和地・野の見谷・

高崎を一所にして伊東氏が支配しており、高原城も

その一つである。この時の室町幕府將軍は足利義植

(在位1508-1521)であら。

註1 この時の伊東家八代目当主尹祐は、島津家

(十一代当主忠昌)に戦い勝ち、三股院一千町

を割譲させたと言われる。

○天文十四(1545)年 高原地頭稻津豊前(伊東家臣)

○天文廿(1551)年 北原勘解由の領内になり、高原・

江平・志和地・野の見谷合わせて土は七百三十二人。

時の地頭は白坂式部大夫(北原家臣)が勤めた。

○元龜元(1570)年北原家と伊東家が争い、又高原は

伊東領内になる。

○元龜三(1572)年 高原地頭 九岐因幡守

(伊東家臣) この時高崎城が定められたが、城の

工事は無かった。

○天正二(1574)年 島津家に属す

・島津家初代は又三郎島津判官、即ち忠久公

(豊後守)から始まる。

・この時島津家当主は大隅国国分に居城する十七

代目の孫、太守島津三郎右衛門尉義久公(斉名龍

伯法印)である。

○天正三(1575)年

・真幸院の軍司令官は義久公の舎弟で、十八代目の

太守となる島津兵庫頭義弘(斉名惟新)は飯野に

在城していた。

・高原城争奪の戦いがあり、島津家が城を取る。こ

の時より伊東家は日向における勢力が急速に弱

まる。

- ・伊東家の野尻地頭福永丹波守殿も城を明け渡す
- ・真幸院は諸県の郡である
- ・八月 高原の一番地頭は志布志から移った鎌田刑部殿が任命された

註1 中世には高原は真幸院に含まれ、南北朝時代以後は北原氏の領地だった。戦国時代に北原氏の力が衰えると、真幸院は伊東氏、相良氏、北原氏の争奪の地となる。永禄年間(1560年代)に島津氏が真幸院の飯野以西を支配し、小林以東を伊東氏が支配して高原城も伊東氏が所有していた。

天正四年(1576)八月島津氏の猛攻で高原城が落ち、以後小林、須木、野尻の伊東氏所有の城が全て島津氏に属し、真幸院全体が島津氏領となり、飯野在城の島津義弘が領主となる。

註2 他の書では高原城が落城したのは天正四年八月となっている。しかし本書では天正二年から島津家領であり、天正三年に高原が落城したとなっている。

註3 真幸院は中世初期における貴族荘園以来の呼び名であるが、近世の江戸時代もそのまま使われていた。明治以降は真幸院の属する諸県郡が西諸県、東諸県、北諸県、南諸県の郡に再編成され、南諸県郡は鹿兒島県に編入される。西諸県郡が真幸院の範囲を継承しており、市町村合併に

より、現在の小林市(小林、野尻、須木)、えびの市(吉田、馬関田、加久藤、飯野)、高原町(高原)の範囲で西諸県郡が使われていた。(かっこ内は近世の郷名)

○天正四(1576)年

- ・此時高原から島津兵庫頭に付いた五人は、迫間、川平、大牟田、宮田、朝倉である。
- ・志和地及び江平は分離したが、江平は又高原の中に戻り一所になる。

・此年出水・菱刈・大口から高原に移った士は坂田、真方、白坂、麦山、牛谷、森山、本田である。

註1 伊東氏が真幸院から撤退した後、島津家の古い分家である都城(庄内)の北郷家の支配地と調整があり、志和池や江平の出入りがあったものと思われる。

○天正五(1577)年には二番地頭として上原長門守殿が任ぜられる。

註1 通説では天正四年八月に高原城を島津軍が落とすと、島津家臣の上原長門尚近が城主となり、そのまま高原地頭となる。島津家に高原が属した時の最初の地頭と言われる。

○天正六(1578)年、



・琉球国が島津家傘下に入り、琉球へ高原衛門、田実大蔵が派遣される。  
・此年蒲生から移った土は山元、平川、尾方、瀨名である。

○天正八（1580）年、島津軍は豊後国に侵入する。

○天正九（1581）年 三番地頭 吉田若狭殿、二年間勤務。

・此時物頭役の制度が始まり、庄屋代行の赤崎丹波が任命される。

○天正十一（1583）年、四番地頭 山田理庵殿。

・物頭役は川添越前が勤めた。

○天正十三（1585）年、高岡の福山へ移された士は

白川、松岡、本田、赤崎、吉井、瀬之口、麦山、黒木、白坂、平良である。

○天正十四（1586）年、五番地頭 新納旅庵殿。

・高原の物頭役は、白坂権左衛門、宮田六郎左衛門（後に飛騨）、迫間、甲斐（後に酒袋入道）、  
・此時松下、大堂が伊集院より移る。  
・京都軍（豊臣軍）が侵入する。

○天正一五（1587）年、羽柴太閤（豊臣秀吉）が大軍を率いて下向する。

・上井次郎左衛門秀穂から加増目録を下さり、郷の人々に通知があった。

註1 伊東氏は高原落城以後急速に衰え、日向を追われ豊後に逃亡する。その後島津氏の北上が始まり、九州の殆どを制覇したが、天下人となった豊臣秀吉の九州平定と衝突。天正十五（1587）に島津氏が降伏し、島津氏は旧領である薩摩、大隅、日向諸県郡のみが安堵される。以後江戸時代を通じて高原は島津氏の領土となる。

註2 地頭として名を連ねる山田理庵、新納旅庵などはいずれも島津家重臣であり、高原に常駐したとは思われない。

○天正十七（1589）年、高麗（朝鮮）から外交使節が京都に渡る。豊臣秀吉太閤が天下支配

・小盛江介と谷川金兵衛が畑西池の堤で上意により討たれた。理由は伏見へ飛脚を送るよう命令されたが、これが遅れた為である。竹下・斉藤・樋渡が切った。是は後に徳永淡路が切られたのと同じで非道の死である。  
・義久公が伏見へ参府する折、宮田村へ一宿され、その後は花堂高松の飯屋へ到着された。

○天正十八(1590)年、六番地頭 山田理庵殿

・この時嘜(アツカイ)役(後の郷士年寄)の制度が出来、大牟田五左衛門(後に藤兵衛)及び川添壹岐介が任命される。

○文禄元(1591)年、高麗入(朝鮮の役)が始まる。

・此時東霧島が高原の内になる。

○慶長元(1596)年 高麗から使者が和睦の為に伏見へ渡来する。

○慶長二(1597)年、七番地頭 入来院又六殿が任命され、真幸院全体の司令官となる。

註1 真幸院には西から吉田、馬関田、加久藤、飯野、小林、須木、高原、野尻が含まれる

○慶長三(1598)年、庄内八万石の伊集院源次郎殿が籠城し、傘下の十二外城に籠る

○慶長四〜五(1599-1600)年

・庄内の乱に関連して高原の衆中、徳永淡路兄弟が鳥井原で切腹した。その頃池平、黒瀬戸、瀬戸尾筋に監視所があり、瀬戸尾筋は花堂の隠居の兵士たちを配して鹿兒島との往還を管理しており、

これは嘜役の川添壹岐の管轄だった。

庄内の戦いを見分するため、鹿兒島より三原伝左衛門殿と榊山権左衛門殿が東霧島と青木渡世訪れた時、川添は庄屋に案内させるように命じた。川添壹岐は常々庄内軍側に味方する気持ちがあると述べていた淡路兄弟は、庄屋を奪われるかと思いい川添壹岐を切った。此後、淡路兄弟は岩岐殿の屋敷に籠ったので、国分のお城(前当主島津義久)へお伺いを立てたところ、淡路兄弟に切腹の命が下ったので鳥井原で切腹することになった。介錯人は大岐源左衛門と屋籠時の世話をした平川大膳であり、検視確認は黒木伊賀、森山安右衛門、瀬戸五左衛門、嘜大高藤兵衛、宮田飛驒、朝倉主計、迫間酒袋である。

・新納武蔵守(忠元、島津義久家老)から高原への指示覚書

一庄内の戦いに出ず足輕の人数

一白坂権之介、瀬戸口郷左衛門、平川大膳、大野蔵之介、瀬戸口刑部左衛門(後五左衛門)、黒木伊賀(後助左衛門)、森山安右衛門、竹下大蔵、大岐源左衛門、宮田飛驒(後六郎左衛門)、早田壹岐、合わせて十一人

一斥候遊撃の人数、山本清兵衛、高原衛門、小森長右衛門、考良玄蕃、斉藤蔵人、藤田筑前、樋

渡彦兵衛、紙屋四郎左衛門、田実大内蔵、尾方与介、合わせて十人

・源次郎殿和睦、山田城の落城は六月廿三日

・此時加増目録が慶長五年三月十日付で入来院又六印にて発行された。人及び勤務地で高下がある。

註1 庄内の乱は薩摩における最後の内乱である。乱の原因は薩摩の筆頭家老で庄内領主の伊集院幸侃が島津本家後継者の忠恒(後の初代鹿兒島藩主家久)に京都伏見で手討にされた事により、嫡子源次郎忠真が島津家に対し反旗を翻し、都城及び管轄十二外城に籠る。秀吉亡き後の豊臣政権の筆頭大老で幼君秀頼代理の徳川家康の仲介で和睦が成立する。

註2 瀬戸尾筋とは霧島連山を越えて高原、小林から曾於郡の方に抜ける鹿兒島への近道。

・美濃国関ヶ原で軍があり、入木院又六殿はこの時戦死。

註1 関ヶ原の戦いは慶長五(1600)九月十五日に東西軍二十万人が参加した史上最大の内戦だった。島津軍は義弘を大将として西軍で参加したが、人数も僅か二千程度だった。西軍主力石田、浮田、小西、大谷等の軍が壊滅するのを見て、東軍の中央を突破して戦場から撤退して勇名を馳せた。この撤退時、混乱の中で義弘の本隊と

はぐれた部隊も多く、入来院も少人数になり鞍馬で東軍追手に討ち取られた。(薩州旧伝記)

・高原の衆中の移動。川添、吉井は高岡へ移り、丸山十右衛門は入来市成家から入り治部左衛門の子となる。

・入田殿は後川内から高崎に移動

#### 四 近世初期慶長―寛永期(1600-1644)

○慶長七(1602)年、八番地頭 島津大膳殿

・暖役朝倉主計、丸山治部左衛門、山口隠岐、宮田飛驒後に暖肥田木太郎右衛門、丸山十左衛門、山口隠岐

○慶長八(1603)年、徳川家康公が征夷将軍に任ぜられる

○慶長十七(1612)年、東霧島が高城に入る。

○同十九(1614)年、徳川家康公、大坂へ発向(大坂冬陣)

・八月四日、藩より知行目録が下される。

捺印は三原諸右衛門印、伊勢兵部少輔印、比志島紀伊印、町田勝兵衛無印(いずれも藩家老)で各

人に宛書がある。

○元和元年（1615）八月十七日大坂落城、豊臣秀頼公滅亡。

○元和二（1616）年四月、家康公他界、日光東照権現と号す。

○元和八（1623）年、家寛公上京参幸。

註1 家寛とは見慣れない名前だが、二代將軍徳川秀忠が元和九年に京都朝廷に参内しているが、その事と思われている。

○寛永三（1626）年、將軍御父子（前將軍徳川秀忠、

三代將軍家光）上京、但し二条城へ御幸

（時の天皇は後水尾天皇）があった。

・島津家家久公（初代鹿兒島藩主）が中納言三位上に任ぜられる。中納言の別称は黄門様である。

○元和・寛永年中（1615・1630）に移動した高原衆中島津大膳亮殿が地頭の時代

- ・肥田木太郎左衛門、弓削今早右衛門、肥田木源右衛門、肥田木八左衛門は小林より証文を得て移動。
- ・東善衛、東縫殿は本来伊東家領内より移動。
- ・肥田木次郎左衛門は庄内より移動し本の名は藤田。

・岩本善衛は川内より、石塚五郎左衛門（本名甲斐田）は向田より移動。

・萩原源藤は自ら移る。彼は飯野入沙門屋敷から来て馬場大学院と称す。後に続く長学坊は日向国から移動。

・向井仁衛は菱刈から移る。

・斉藤善右衛門、黒木玉仙坊、松坂千右衛門は屋敷出る

・永田半左衛門は清水典厩の家来だったが浪人の後、宮田正心の保証で高原に屋敷を持った。

・萩原弥市は小林から移動、萩原主膳は清水から移動し大蔵の養子になった。黒木段右衛門は伊賀に取り立てられた。

・木藤段介、茂兵衛子は庄内から移動、宮田正心の取り立てで屋敷が与えられた。

・大重拾左衛門は采女の子になる。

・黒木右京は秋月領内から移動、本名は米良だったが黒木姓になる。次代は黒木貞右衛門。

・田口善左衛門は養子で続く。

・甲斐二左衛門は秋月領内から移動。

・岩崎蔵之介は地頭から取り立てられる

・増田表右衛門は日向嵐田から移動。

・樋谷采女は秋月長門守領内から移動

・小牧代右衛門、島梟徳右衛門は屋敷が与えられる。

・甲斐両右衛門は秋月領から移動、本名は宮多で、

- 甲斐姓は甲斐二右衛門から許される。
- 黒木宇右衛門は秋月領内から移り黒木右京の養子になる。
- 岩崎主水左衛門、同八郎兵衛、小野清左衛門、平川十郎左衛門、松永善介に屋敷を下された。
- 永野小左衛門は丸山阿波の養子になる。
- 肥田木勘解由は綾から移動し養子となり屋敷が下された。
- 川原八郎兵衛、廻間弥兵衛、橋口仲兵衛、斉藤新兵衛、亀田早左衛門、大迫勘解由左衛門、大迫織部、四位宮内左衛門、山口藤兵衛、斉藤千左衛門に屋敷が与えられた。
- 児玉老岐は児玉七郎左衛門の後に子として継ぐ。
- 児玉甚兵衛は地頭から取立てられた。
- 楠元新五郎堅物は加治木より移動し、その後屋敷を出た。
- 黒木弥右衛門は野尻へ自ら浪人として出た。(又六殿が地頭を離れる頃)
- 松下仲左衛門は猶子を得、真方普堅坊養子に出る。
- 成田掃部は屋敷を出る。
- 大重拾右衛門は田口になり、又大重を名乗る。
- 猪俣城之介は須木より移動して屋敷が与えられた。
- 永井平介、寺田弥右衛門、宮原弥七右衛門、中村藤兵衛は養子となった。
- 寛永六(1629)年、島津大膳亮殿に付いて飯野へ

移った士は肥田木太郎右衛門、肥田木八左衛門、小玉才兵衛、向井二兵衛、落合甚介(本名伊東領内の人士)は出る。

坂本讃岐は志布志から移動、

・宮田八郎左衛門は曾於郡から移ったが本の場合へ帰る。

以上は平川九郎兵衛、森山讃岐、黒木帯刀、朝倉三左衛門、山口隠岐が書き記す。

○寛永九(1632)年 九番地頭 村田九郎左衛門殿

・暖山口隠岐

・穆佐から移入した衆中、但し石高、屋敷あり

村田仲左衛門、田中長官、永浜穆佐(初め長浜)の四人

・中島直左衛門(宗伝入道)は村田九郎左衛門殿に良く仕えた人で士として申し分なく、当所に屋敷を与えられ、後継は中島新右衛門である。

・永浜五郎左衛門(本名村田)跡継は孫兵衛、次は五郎兵衛と養子が続く。

・この頃の暖役は村田仲左衛門、丸山主膳、宮田正心入道、猿渡大炊殿。

○寛永十三(1636)年、一向宗の嚴禁で連座して減った衆中は二十人で次の通り。

安藤治左衛門、川原四郎右衛門、大牟田五左衛門、

福元寛右衛門、山下二右衛門、紙屋四郎左衛門、肥田二郎左衛門、山口対馬、井牟礼勘左衛門、播薩戸利右衛門、松原彦左衛門、田口五兵衛。松下彦之進、高橋掃部、高橋土佐、新甫筑後、木牟礼七左衛門、川原蔵人、児玉丹後

○寛永十四(1637)年、此時代に跡継の子に取り立てられた人々、養子となった人は前田弥兵衛、徳永対馬、白石彦左衛門、田実表右衛門、東郷李之進、橋口大玉坊、鎌田案右衛門

○寛永十五(1638)年、  
・肥後国島原で軍が有った。正月に各地より出征した(但し石高持ちの士)

註1 島原・天草の乱 肥前国島原、肥後国天草における酷税に反対する百姓一揆だが、大坂陣(1615)で敗れた側の浪人子孫の反幕府勢力やキリシタン信仰も絡み、単純な百姓一揆を越えた長期戦になった。

・十番地頭 鎌田源左衛門殿

・暖役 宮田正心、後に隼人、

轟木大休坊後に甲斐両右衛門

・二月 家久中納言(初代鹿兒島藩主) 逝去

○寛永十六(1639)年

・十一月、光久公(第二代鹿兒島藩主、大隅守、島津家廿一代目の子孫)が家督相続に伴い諸外城を廻り高原にも来着。到着を迎えたのは、一番宮田六郎左衛門、二番宮田作左衛門、三番山元丹後、四番丸山治部左衛門、五番宮田孝右衛門、六番村田助左衛門、七番森山宗左衛門、八番萩原志彦作、九番川瀬喜左衛門、十番山波八郎左衛門、田口十左衛門の屋敷が本陣となり一泊された。家督相続の祝儀に村田仲左衛門、山口隠岐が参上する。

・この時地頭は鎌田源左衛門殿で、地頭仮屋に付いて書き記す。天正十年(1582)始め坂本寺本殿に五反の免地があり、地頭仮屋として坂本寺が預かってきた。

○寛永十九(1642)年、野尻から移動した士

・宮田孝右衛門(本名意兵衛)、宮田作左衛門の子として入る。

○寛永廿年(1643) 人事異動

・小森長右衛門は楠田玄蕃の子であり、此時代に養子になった人々は横山大伝坊、山口代右衛門、弓削段右衛門、酒谷福仙坊(後に山口伝兵衛)、小野藤兵衛、肥田木茂右衛門(後に時任権左衛門)。

○寛永廿一（1644）年、検地があつた。

○明暦三（1657）年 検地があつた。

### 五 正保一貞享期（1645 - 1688）

○正保三年（1646） 十一番地頭 猿渡大炊介殿

・暖宮田隼人、甲斐両右衛門、轟木大休坊、  
後暖黒木次郎左衛門、丸山治郎左衛門、

○慶安元（1648）年

・此年の八月に与頭（組頭）役が定められ、地頭が  
決定し森山新兵衛と同名吉左衛門が立てられた。

・この頃の養子 中嶋新左衛門、田中市之介、田口  
藏之介（与頭）、小野右京、梅木森右衛門、長友鉄  
寿坊、朝倉三左衛門（後に廻問佐右衛門）、二見加  
右衛門、黒木良言坊、長峰九左衛門、海老原休左  
衛門、山元新右衛門、徳永軍兵衛、森山新兵衛（後  
に与頭）、大重十右衛門、山本新右衛門、瀬戸口刑  
右衛門、樋渡五右衛門、大玉坊、山口新左衛門

○承応二（1653）年 十二番地頭 相良主税殿

・後暖村田仲右衛門、宮田隼人、川野大正院、丸山  
治右衛門、甲斐和泉、黒木次郎左衛門、轟木  
大休坊

○明暦三（1657）年 十三番地頭 相良吉右衛門殿

・暖は宮田七郎兵衛、村田助左衛門、川野大正院、  
丸山主膳、後暖丸山伊賀、黒木助左衛門、

・検地に際し暖役、郡見廻役には飯米の支給があり、  
翌年の検地奉行は川南次郎右衛門殿が指揮した。  
・この頃の与頭は黒木良言坊、小野右京、平川主水  
彦郎、瀬戸口刑右衛門、齊藤万兵衛、田口藏之介、  
肥田木源左衛門、朝倉太郎左衛門  
・此時代の養子は岩本宇右衛門、丸山五郎左衛門、  
甲斐甚右衛門、中村弥六兵衛、追田助六、楠田三  
右衛門、山下鉄之助、高妻弥五右衛門、日高万左  
衛門、黒木大之介

・木藤助兵衛は野尻より移る

・養子は松岡少右衛門、黒木高之介（後に高原堅物）、

丸山源左衛門、黒木市兵衛、村雲三右衛門、

・永山次右衛門は永山早右衛門の跡を継ぐ

・新甫次右衛門は源左衛門の跡を継ぎ後に養子と  
なる

・松坂休三郎は同六左衛門の跡を継ぐ

・中別府五右衛門は流罪を科せられたが、慶安元  
（1648）に赦され、明暦元（1655）年に鹿児島よ  
り帰り入来の牟礼屋敷に入り、嫡子は斎藤屋敷に  
入る。

・与頭は田口蔵之介、瀬戸口伝右衛門、朝倉太郎左衛門、黒木良言坊、斉藤万兵衛、後与頭が替り藤田源五左衛門、森山権右衛門、永浜五郎兵衛、猪俣為右衛門、黒木貞右衛門、高原良清坊、小野宇兵衛、平川九郎右衛門、朝倉朱左衛門、大始良武右衛門、樋渡世兵衛、

・此時代の養子は丸山主税、楠田浅右衛門、篠原堅右衛門、平川喜左衛門、萩原条右衛門、長山次左衛門、

・永牟田甚左衛門は長牟田銀右衛門の跡に入る。  
・此時代に小林から入り養子となった者は川野長元坊で大正院養子となる

・宮田孝左衛門、同七郎兵衛は川辺より入る。

・斎藤休三郎は同正右衛門の養子、

・斉藤五右衛門は同刑左衛門の跡を継ぐ、

・万治二(1663)年から寛文七年(1667)迄の間に一向宗連座で減った士は黒木宅右衛門、四位彦右衛門、徳永半平。

以上の内容は村田亥永入道が書記した記録による。

○寛文六(1666)年 十四番地頭 喜入休右衛門殿、

・ 噺 丸山主膳正、黒木助左衛門、川野大正院、村

田助右衛門、後に宮田弥兵衛

・ 与頭 藤田源五左衛門、森山権右衛門、平川九郎

左衛門、後に猪俣為右衛門、瀬戸口与兵衛、山口

伝左衛門、小野大学左衛門、瀬戸口伝左衛門、田口蔵之介、朝倉朱右衛門

○寛文九(1669)年 十五番地頭 山田民部殿

・ 後噺 平川九郎右衛門、平川仲兵衛、川野長元坊、黒木助左衛門、丸山十右衛門源太、川野大正院、丸山主膳、黒木助左衛門、

・ 与頭岩本宇右衛門、朝倉太左衛門、藤田源五左衛門、田口清右衛門、永浜五郎兵衛、岩本丹後兵衛、森山権右衛門、後に小野大学右衛門、後に丸山勘左衛門、後に森山安兵衛、猪俣為右衛門

○寛文十三(1673)

・ 二月十九日、光久公嫡子二十二代目薩摩守(綱久)様逝去

○延宝五(1677)年、荒川内に馬次場(馬継場)が立てられる。

○延宝八(1680)年

・ 十二月廿九日、喜入次兵衛殿の取次で養子縁組として亀田助右衛門は早左衛門の跡、黒木三右衛門は段左衛門の跡、松岡寛右衛門は少左衛門の跡に夫々認められる。



○延宝九（1681） 高崎が別外城になる。

- 高原地頭 山田民部殿
- 高崎地頭 村田源左衛門殿、
- 小林地頭 黒葛原吉左衛門殿
- 五月十七日 区画割総責任者は野村太左衛門殿と菱刈弥兵衛殿で役人は鎌田又兵衛が担当。
- 蒲牟田村、後川内村、麓村、高原に付属する。
- 小林より広原村が高原に付属し、用夫（いぶ、百姓の十六歳から六十歳迄の男子）廿人と衆中（郷士）の入来を右衛門、川瀬喜左衛門、山波善右衛門、赤川軍介、前原少仙坊、武村新介、花堂円良坊の合計七人が含まれる。
- 野尻から水流村の用夫九十三人及び、前田村、大牟田村、黒瀬村が高崎に付属する。
- 高原の暖役は丸山十右衛門、村田仲右衛門、黒木助左衛門、高崎の暖役は川野長元坊、平川九郎右衛門
- 境界（赤水）は花繰より鳥井原の辻北の一本松長尾山の境界は松尾道の榎の木、そこにあつた山の神は後に狭野原に移る。この山の神は山田理庵老（島津義久家老、第六番高原地頭、この時の地頭山田民部の父）が立てたと言われている。鳥井原の松より東は尾牟礼の塔、五輪の切石がある。それより東は大平原で高原の地である。
- 温水山の境界設定に立合つた人々

山奉行林休兵衛殿、高原暖村田仲左衛門殿、行司森山安兵衛、外に早田少右衛門、森山蔵之進、甲斐両右衛門、瀬戸口刑右衛門、広原の源介、後川内村の佐助、小林からの人々は暖役時任三左衛門殿、横目大脇孫兵衛殿、行司梯対左衛門殿、竹木見廻田畑大蔵殿

註1 小林の古文書でも広原が高原に移つた記載があるが、移つた人員、境界に立合つた小林郷士の役職等を知る貴重な記録である。

- 高崎境界に高原から立合つた人々
  - 暖役村田仲右衛門、与頭森山安右衛門殿、猪俣為右衛門、行司齊藤源左衛門、竹木見廻萩原志彦作、高崎からの人々
  - 暖役川野長元坊、郡見廻小野三右衛門、行司紙屋四郎左衛門、竹木見廻役小野三右衛門
  - 高崎衆中の屋敷は九十三ヶ所、高原衆中屋敷は百三十九ヶ所、衆中への入れ替えも有るが役人日帳に詳細記録される。
  - 阿万拾兵衛は名前変更を訴えていたが、地頭の山田民部殿から上甲された。但し無屋敷である。
  - 丸山右京の跡は養子掃部が継いだ。
- 貞享元（1684）年 十六番地頭 若松彦兵衛殿  
・与頭（組頭）は森山安左衛門、甲斐両右衛門、中

嶋六左衛門、岩本宇左衛門、

・暖役は黒木助左衛門、丸山源太夫、村田仲左衛門、

黒木二郎左衛門（後に宮田弥兵衛）

・川原寛兵衛は一向衆として咎を受けたが赦免された。

○貞享二（1685）年 十七番地頭は二年半無地頭、

・暖及び与頭は前年と同じ。

○貞享三（1686）年 十八番地頭種子島二郎右衛門殿

・与頭は森山安兵衛、甲斐両右衛門、岩本宇左衛門、宮田隼人、中嶋二郎右衛門、瀬戸口刑右衛門、後に永浜勘兵衛。暖役は丸山源太夫、黒木二郎左衛門、村田仲左衛門外記、黒木正左衛門（後暖宮田隼人）及び宮田幸右衛門主馬。

○貞享五（1688）年 十九番地頭 喜入休右衛門殿

・暖役は黒木正左衛門、丸山五郎左衛門、村田外記、宮田幸右衛門主馬

・同年八月六日、島津綱貴公（廿三代目）が家督受け、鹿児島に入城された。

・薩摩守綱貴公の下向御祝儀として、平橋迄参上したのは宮田幸右衛門、衆中代表の永浜兵衛と村田外記。九月朔日に御城で暖役黒木正左衛門と衆中代表山本新八がお目見えした。

## 六 元禄期（1689 - 1704）

○元禄元年（1688） 十月六日に貞享から改元

・島津家二十一代目光久公は下屋敷へ移られ、九月に上京。

・十二月、小森武兵衛が鹿児島へ転勤となる。高式才分を証文により高原から除く。これに伴い馬十二疋、人員二十四人出る。

・三月、暖役は永浜勘兵衛、村田外記、丸山源太夫、丸山五郎右衛門代りの丸山孫之進、

○元禄二（1689）年三月

・与頭は森山安兵衛、中嶋六左衛門、黒木吉兵衛、瀬戸口主水

・田実大蔵、岩本宇左衛門は養子をとる。

・長牟田左衛門長山の養子となる。

・十二月、暖役は村田外記から宮田主馬に代わる、黒木次郎左衛門から丸山孫太夫に代わる。

○元禄三一六（1690・92）年

・三年正月、又三朗様（綱久嫡子）が島津修理大夫綱貴となる。これに伴い鹿児島御城へ御祝儀

の為、暖役の黒木正右衛門と衆中代表として、森山安兵衛が登城した。

・同年十一月、暖は黒木正右衛門から丸山五郎右衛門に代わる。

・四年六月、暖は永浜勘兵衛から宮田主馬に代わる

・五年正月、暖は黒木次郎左衛門が村田外記に代わる

・五年三月、かさみ暖役として永浜勘兵衛が就く。

・六年四月、暖丸山五郎左衛門から甲斐両右衛門に代わる

・廿番目地頭は空席となる。これは喜入休右衛門殿

が地頭辞令を断った為、此時から当番の御用人衆

(鹿兒島本藩)が高原の行政を支配する事になる。

○元禄七(1694)年、藩主の死去

・大隅守様(島津光久、第二代鹿兒島藩主)が

十一月廿九日、七十九歳で鹿兒島の下屋敷で逝去。

新捐館寛陽院殿薩隅日前太守従四位左中將

泰雲慈温大居士御厄日十二月十九日

・五十日間は禁断で下々まで長髪、但し通達文では

侍分だけとの事、諸出家は同様である。

・この時の暖役は村田外記、宮田主馬、永浜勘兵衛、

甲斐両右衛門

・御厄日(葬儀)の十二月十九日には各外城(郷)

から暖役一名と衆中代表一名参加する事が通達

された。高原からは暖永浜勘兵衛、衆中代表森山

安兵衛が出席した。諸所の諸寺から残らず諷經

に参加した。十九日より一七日間中院府で諷經

があった。但し福昌寺に於いて施物(一貫文よ

り五百文、三百文迄)は正月廿日迄禁止、

・諸普請は正月三十日より開始、海川の漁は十七日

過ぎて解禁、正月の祝儀は例年の通りで良いが、

祝い物の遣り取りは堅く禁止する。当然ながら上

下も着用しない。市中の諸商売は十七日より解禁

となる。

・神徳院は野諷經と府諷經に勤め、僧は九人(内二

人は宝光院、錫杖院は病気の為不参加)、法道寺、

・国源庵は福昌寺に加わり野諷經に参加する。

・十一月三日に御逝去になったと云う事で、御悔や

みとして暖役宮田主馬、士代表瀬戸口主水、丸山

次左衛門が準備したが、後に十一月廿九日が正し

いとなった。

・薩摩守様(島津綱貴、第三代鹿兒島藩主)は在国。

・修理大夫近作様(忠竹、後の第四代藩主島津吉貴)

は江戸に住居しており、元禄八(1695)年七月廿

五日に初めて鹿兒島に下向され、この時廿歳だっ

た。高原より御祝儀に押領司長門大夫、宮田作左

衛門が市来湊に出迎えた。此の時は無地頭であり、

暖は宮田主馬、村田外記、永浜勘兵衛、甲斐両右

衛門である。七月廿七日に下屋敷へ御祝儀に参

上(永濱勘兵衛、丸山源八)した。

註1 第二代鹿兒島藩主、島津光久は長命で七十九

で没しているが、嫡子綱久は四十歳台で死去しており、三代藩主の地位は綱久の嫡子である綱貴（光久孫）に引き継がれた。

○元禄九（1696）年、鹿児島の大火

・正月廿六日、綱貴公は鹿児島を出発。  
・四月廿三日晩、鹿児島御城が焼失したので御見舞に嘸の宮田主馬と衆中代表として押領寺長門がお見舞いに参上した。この火事で御城の重臣達も言葉を失っていた。この時高原は地頭空席で、嘸役は永浜勘兵衛、村田外記、甲斐両右衛門、十一月に宮田主馬に代わり丸山源太夫。諸所士や寺僧は木や竹を一人に付竹三本、小竹二十本か長木一本、百姓は茅、菰、縄類を提供する。下屋敷は燃えなかつたが、被害はあつた。竹木持参は次男迄、中間も含み普請役所へ納める。

・十一月、廿番地頭に樺山権左衛門殿が就任。

御祝儀に参上するため、甲斐両右衛門、与頭瀬戸口主水、郡見廻永牟田市左衛門、行司宮田伝右衛門、横目押領司長門、庄屋木藤八右衛門が十一月十一日出発した。

この時の嘸は村田外記、永浜勘兵衛、甲斐両右衛門、丸山源太夫、与頭は黒木主計、森山安兵衛、瀬戸口主水、丸山源之進、永牟田市左衛門、丸山

十左衛門である。

○元禄十（1697）年、古文書調査

・五月廿九日、系図並びに古書物や古諸目録書の調査確認のため、諸所を訪問。調査官は市来源右衛門殿、筆者貴島仲兵衛殿（病気で小林に滞在）。  
・此時、高原地頭は樺山権左衛門殿、嘸は村田外記、甲斐両右衛門、永浜勘兵衛、丸山源太夫。

・黒木家古文書調査の記録

一土地帳簿一通、慶長十九（1614）年八月四日付  
一屋敷目録一通、慶長十九年十月廿五日付  
一黒木氏系図一通

一三原左衛門佐、川上右近将監、島津下野守（何れも家老）からの切紙一通、十一月十五日付、黒木土佐宛

一大友義統書状一通三月十日付、今村作之丞、畑式部少輔宛、

右御用のため受取りました。記録所で写しが済み次第返却します。以上、

五月廿九日 市来源右衛門判

黒木助左衛門殿、

・写本

庄内合戦への協力に対し、此度四石の加増が下される。

入来院又六印（真幸院軍代）

・土地帳簿

黒木助左衛門殿

日州諸県郡高原の中に七十町石持しき一ほり切  
同 黒鳥川内

天正十五年九月日 上井次郎左衛門秀穂

黒木土佐守殿

・写本

知行目録

高五石三斗三升 浮免

右の地は公役に対して宛がわれるものである

慶長十九年八月四日 三原諸右衛門判、伊勢兵部

少輔、比志島紀守判、町田

少兵衛尉無判(何れも家老)

黒木助左衛門殿

・写本

黒樹紙の系図、但し破損している

上書に藤原北家、菊池氏の系図とあるが続い

ていない。

・右目録の上に

田畑合計四反七畝廿七歩、粃大豆十五俵、三斗四

升六合九勺 内二升三合三勺川成行、京升によ

る。坪数は写さず。急用であり合計を写した。

・写本

近年諸所における軍(いくさ)に協力あり感謝  
している。就いては今春、諸勢に必ずお願いす

るので、当村の兵力を準備願う。

今村主馬入道が協力してくれるので特に世話を頼む。少しも油断なき事。恐惶謹言

義統書判(大友義統)

三月十日

今村作之丞殿、高畑式部少輔殿

・写本

此度の戦で戦死した者が有れば報告されたい。

少しも油断しないこと。左近将監左衛門佐判

霜月十五日 下野守判

黒木土佐守殿

・朝鮮における虎狩の書一冊があったが、急であり  
写さなかつた。

・豊臣政権五大老からの書面写し一書

会津中納言景勝、安芸中納言輝元、備前中納

言秀家、加賀大納言利家、江戸内大臣家康

羽柴兵庫頭殿(島津義弘)

同又八郎 殿(島津忠恒、後の家久)

右書面の本紙は別にある。

註1 本紙とは泗川に於ける薩摩軍の活躍で円滑

に日本軍が朝鮮から撤収できた事に対する五大

老連名の感謝状(旧記雑録にあり)と思われる。

・大坂夏の陣で元和元(1615)年、豊臣秀頼が滅亡

したが、島津陸奥守(家久)から秀頼配下の大野修理大夫(治長)への返書写しで、別紙あるが写さなかった。

註1 別紙とは秀頼に味方する様に秀頼家老の大野治長より依頼があったが、島津家は関ヶ原の後処理で家康に恩義があるとして断った文書と思われる。

・右書物及び系図は一冊又は二冊又は十冊のものを提出し、請取証は頂いている。

元禄十年(1697)五月

合計古書十通を提出し受取証は頂きました。

黒木助左衛門より提出

・その外古文書提出の人々

永牟田市左衛門・斉藤五左衛門・竹下志嘉・黒木助左衛門・新穂次左衛門・入木村百姓兵左衛門・早田少右衛門・萩原弥左衛門・永濱勘兵衛・迫間市左衛門・阿万勘左衛門・庄田善左衛門・山元新八・瀬戸口為角・四位与左衛門・東光坊門前・山口伝左衛門・肥田木新左衛門・内田甚蔵・田口四郎兵衛・飯野中間の山下半左衛門・斉藤権八

合計二十一人でそれぞれ写を取った。

元禄十年(1697)五月廿九日

註1 元禄九年の鹿兒島城下大火で藩の文書も大

方焼失したので、薩摩、大隅、日向の鹿兒島藩士の家系図、知行等の古文書を再調査したもの。小林の地頭所宛ての文書も小林の古文書で残っている。

○元禄十一(1698)年

・二月十三日より同十九日迄、鹿兒島の大乗院で鎌倉の頼朝公五百年忌の法事があった。島津家の主催で、法名花尾権現と号した。神徳院はこの法事の諷経に参加した。

二月十七日の勤行には台宗法華八講の僧合せて八人、東からは坂本寺、宝光院、西雲寺が参加した。この際人馬の手当の指示があり、高原から士三人が付き添った。宮田主馬、竹添松右衛門、岩元齋宮である。

此時の地頭は樺山権左衛門殿、暖は永浜勘兵衛、村田外記、甲斐両右衛門、丸山源太夫である。

此外福昌寺や臨光明寺も諷経に参加した。

註1 島津家の元祖島津忠久は源頼朝の長庶子である言い伝えで頼朝五百年忌がおこなわれたもの。(薩藩旧伝集) 現在では否定的な説が主流である。

○元禄十二(1699)年

・四月に領内諸所の境の測量があった。絵図作成の爲鹿兒島より検使二人、絵師二人が立ち会った。

・地頭は樺山権左衛門殿

・暖永浜勘兵衛、村田外記、黒木治部、丸山源太夫、この正月に与頭は森山安右衛門に代わり黒木主計、暖役の外記に代わり黒木正左衛門、八月、与頭森山安右衛門に代わり息子新之介となる。

○元禄十三 (1700) 年

・四月、綱貴公が江戸へ参勤された。

・六月、子息修理大夫公(吉貴)下向され、御祝儀に丸山治部左衛門、岩元伝兵衛が参上した。

・十二月、松平家の尾張大納言殿(徳川光友)逝去。

・十二月、松平家水戸中納言(徳川光圀)逝去

○元禄十五 (1702) 年

・地頭は樺山権右衛門殿

・与頭 黒木主計、但し森山新之介の代り、元禄十四 (1701) 年三月、永浜勘兵衛、宮田主馬、丸山五郎左衛門、宮田六左衛門

・暖 丸山源太夫の代り甲斐両右衛門、丸山治部

左衛門 元禄十五年 (1702) 正月

行司の森山安右衛門代り田口内蔵之介

元禄十四 (1701) 年正月

・中将様(藩主島津綱貴) 在国だったが、三月十日江戸に登られた。

・二月十八日、前の元禄十年(1697)五月に提出した古文書が返却されるので、暖役の黒木治部之介が鹿兒島藩庁に参上した。記録所へ提出したものを返却された。

・暖役は黒木正左衛門、甲斐両右衛門、村田外記、黒木治部之介である。合計二十一人に対し、二十八匁宛与えられた。

・古書物は返却されたが、十通の内一通は留置かれて高原衆中と書かれた墨書きの札が付けられた。古文書の留め置かれた人数記録

古書文二ツ 永浜勘兵衛

同 一ツ 田口四郎兵衛

同 一ツ 黒木助左衛門

同 一ツ 竹下志嘉

同 一ツ 飯野の中間山下半左衛門

右には細かく書き記した別紙がある。

・二月十五日、修理大夫様(吉貴)は江戸から帰国の途中、白鳥山へ参詣された。高原からは暖黒木

正左衛門、相川瀬七左衛門、及び大口へ行く二人、岩本伝兵衛と丸山十左衛門が参加し、総責任者として村尾源左衛門殿が加久藤へ詰められた。

・十月十一日、修理大夫(吉貴)様は西霧島寺へ行かれた。高原より進物持参の使いとして宮田六左衛門、押領司長門が勤めた。神徳院及び錫杖院

からも御進物を差し上げた。

・ 嘸黒木正左衛門、村田与右衛門、黒木治部之介、甲斐両右衛門

・ 十月廿四日、近習御目付の竹田八郎右衛門殿が外城視察に来られた。特に親孝行の者を報告したところ、浮洗の境遇にある者を報告する様にと事だった。その外諸事当地の事を申し上げた。神徳院及び錫杖院へ訪問された。

此時嘸は甲斐両右衛門、黒木治部之介、村田与右衛門、黒木正左衛門、横目は木藤八右衛門、瀬戸口主水

・ 十一月、江戸の火事で芝の御屋敷も焼けたので、鹿兒島城へ押領司長門、黒木貞右衛門二名が悔やみに参上した。

・ この火事の支援米として、高一石に付き米一升供出するよう通達あり、通常の出納米に加えてそれぞれ蔵へ納入すること。書状は地頭から渡す事が口上で連絡あった。

尚次男の屋敷は供出除外の書状が地頭から出された。

押領司長門・黒木貞右衛門

○元禄十六（1703）年

・ 二月、樺山権右衛門殿死去により無地頭となる。

・ 嘸役村田与右衛門、甲斐両右衛門、黒木五左衛門、黒木治部之介

・ 四月、行司（山林管理役）が丸山十左衛門から黒木次兵衛に代わる

・ 八月、前年に返還されなかった五人の古文書は島津豊前殿が留め置かれ、返却されないと通達あった。黒木助左衛門の古文書は京竿が採用された時の趣意書。

・ 十一月廿三日、江戸で大地震が止まず、十二月十四日迄、時々揺れたとの事。死人廿一万五千七百人と聞く。

・ 翌年（元禄十七年）迄百文に付米二升とする事。

○元禄十七（1704）年

・ 四月六日、奈良の大仏用材として、松二本（十八尋長Ⅱ約三十m、木口四尺Ⅱ一・二m）を加久藤白鳥山から千人以上で引き出し、各地に運搬の加勢を命じられ、衆中、町人、出家、郷内の人々全てが参加した。国分の川から船に積む迄、飯野

から道筋の各外城（後の郷）である小林、加久藤、馬関田、吉田、吉松、栗野、横川、踊、曾於郡、高原、高城、山之口、都城、財部、末吉、勝岡、加治木が参加した。尚飯米は支給されなかった。

・ 五月に年号が替り宝永元年となる。



七 宝永一享保期 (1704 - 1763)

○宝永元 (1704) 年 無地頭

・六月五日、東市之介が記録所に転勤となり鹿兒島へ参上した。

・暖は黒木正左衛門、村田与右衛門、甲斐両右衛門、黒木治部之介

・黒木貞右衛門は市来次郎右衛門殿にお供して、正月三日に自宅を出、十日に鹿兒島を出立して江戸へ上り、此年六月八日帰宅。

・豊作祈念として藩より各外城(郷)へ一貫文宛支給された。これにより神徳院で祈禱を行なった。神徳院門中の錫杖院、法連寺、地藏院で経文、観音経を上げ、施物として両寺に五百文宛、家々に二百文、衆僧には百文宛出銭、寺作人には一かまどに十文宛出銭した。

・八月廿一日、信濃国善光寺から阿弥陀如来が国々へ下って来て、勧進を募った。これは江戸幕府からのお墨付きであるという。天台宗の院家一名に供僧が八人で、鹿兒島から加治木、国分の城を廻った後、これから都城で開帳し更に飢肥城下に入るとの事。本尊はゑんふたこんと云う金で作られた阿弥陀如来である。

註1 ゑんふたこんとは、仏教經典に載るインドに産するという紫色の砂金。

・九月十九日、先の薩摩守綱久公の嫡子である薩摩守綱貴(第三代鹿兒島藩主)が五十五歳で江戸にて逝去された。公は七月より御病氣であり、国中の大身の人々は上洛され、国中で願文が上げられた。又衆中は矢を射って平癒を願ひ、神徳院の東光坊からも数々の祈禱を行った。東権現や狭野権現へも詣でた。

十月十日より山野禁断三十日、商売禁止七日、髪は五十日剃る事禁止。役所に悔みが出るのは、衆中の次男、三男、隠居も残らず行く事、其外下々迄。鹿兒島には村田与右衛門と中嶋覚左衛門が参上する。

・此時暖は甲斐両右衛門、黒木治部之介、黒木正左衛門、村田与右衛門、地頭は無い。与頭は永浜勘兵衛、宮田七郎兵衛、丸山治部左衛門。

お悔みに神徳院が参上し歸寺は十月十二日、錫杖院は十月十三日歸寺。十月十日から禁断の理由は九日に江戸から通知があった為である。

・此時幕府は松平右馬頭様(徳川綱吉)であり、国主として修理大夫様(吉貞)が家督を継ぐ様にとお触れがあった。

・十一月廿三日午後二時葬儀。

一 神徳院の僧達七名は廿四日より禁断三十日迄。一 錫杖院も参上した。其外法連寺、白源庵は不参。

一鹿兒島迄迎えに黒木佐太右衛門と甲斐両右衛門が出た

一葬儀に出席暖は黒木治部之介と村田越右衛門、一神徳院の読経は十一月廿四日より十一月晦日迄続け、神徳院は十二月二日歸寺。威徳院兵部、小林宝光院式部宮内、最雲寺参加

・十一月晦日、修理大夫公（吉貴）が江戸で家督を継がれた。御祝儀に暖甲斐両右衛門、衆中代表押領司長門が参上した。

・江戸で逝去の綱貴公の法名は

新捐大玄院政大中大夫羽林中務将薩隅日

三国兼領琉球国源公昌道元新大居士

・十一月廿日、修理大夫公の官位は薩摩守となり、國中に通達された。

・法事が多かったので罪人の牢内上下皆々赦免された。其外流人は復職が許された。

○宝永二（1705）年 無地頭

・二月三日、小林宝光院宮内卿が復職を許され、神徳院へ始めて入る。

・五月十一日、野辺平太は遠慮を許され、月代を剃った。

・江戸の増上寺で火事が有ったと聞く。落書で大僧正の事を言っているのか。

火宅をはたかに出し宵の空

元やく寺ひゆほんやなふ

ひゆほんとは法華経にあり、是を言うと。雨の夜のまた宵なから焼ぬるは

寺のいつこに火事やくるらん  
十月、公方様（将軍、綱吉）が右大臣に任ぜられ、御使二人が上京した。

伊予松山十五万石、松平隠岐殿が上下三十人で上京した時の落書。

いよ見事 松平いかに沖の波

しづかにふれさ 花都入

・養若様（綱吉甥綱豊）が大納言に任ぜられ、酒井雅楽頭が上京した時の落書

欠落めさる酒井にうたてやな  
住ひたをれに供は少将

雅楽殿は三千人の内千人が欠落になった。  
・長崎の町女が伊勢参宮鏡山前で公家の集団に交じって歌を詠んだところ、認められ内侍官に採用された。前代未聞の事である。

あわれけにくもれあらみ鏡山  
旅のつかれのかけもはつかし

・十月十日、廿三番地頭が清水弥兵衛殿に決まる。

・暖は黒木治部之介、甲斐両右衛門、黒木正右衛門、村田与左衛門。

・神徳院門前及び以前から社家で屋敷の無かった人々に野屋敷を七畝宛八か所、東（錫杖院）へも八ヶ所下さる。

・前の元禄十一年（1698）三月に入来山之丞が移入し、同郷大司七兵衛は元禄九年（1696）に屋敷を貰い移入、入木源右衛門は元禄十六年（1731）同年山波兵吉と移入。

・十二月十六日、西霧島御宮並び堂、塔など寺中、其他山も残らず焼失するような大火事に見舞われた。国家の滅亡もこれを超えようかと言われた。

註1 西霧島御宮とは、霧島市にある現在の霧島神宮。小林の霧島岑神社、高原の霧島東神社共に元は高千穂峰九合目にあった。文暦元（1234）年の御鉢の噴火で山上から裾野に退避する中で各所に分かれたものと言われる。

### ○宝永三（1706）年

・正月廿八日、狭野権現の遷宮が完了した。住持は憲純法印である。藩主の名代として伊集院将監殿が来られ、高原からお供が三十人行列した。南町に宿泊し、十九日に出発し、神徳院で接待があった。高原より衆中全員その他合わせて六百余人同行。

・二月二日、東光坊が遷宮の接待をした。この時門

前の高原物頭は皆参加した。この時地頭清水弥兵衛尉殿は上洛（江戸）しており留守だった。暖は村田与右衛門、甲斐両右衛門、黒木治部之介、黒木正右衛門（正右衛門は宮田六左衛門に宝永四年正月九日代わる）此時藩公より何か頂いており、記録不明だが神徳院内の威徳院門就房が所持している。

・二月十八日、同十九日花堂の衆中が祝いとして酒、重を進上した。此時の地頭は清水弥兵衛尉殿、暖は黒木正右衛門、村田与右衛門、甲斐両右左衛門、黒木治部之介

### ○宝永四（1707）年

・江戸大地震、大火事により江戸中男女死人七万八千と聞く。

註1 原文は宝永十六となっているが、宝永は七年迄で、宝永四（1707）年十月四日の南海トラフ地震の事か。

### ○宝永六年（1709）年

・将軍綱吉公逝去、常憲院。将軍職は宜綱公、文照院の子が継ぐ。九月改元、年号正徳となる。

註1 五代将軍綱吉の後継は故兄綱重（甲府宰相）の子家宣（綱吉の甥）が六代将軍を継ぐ。家宣の法名が文照院。記述に混乱が見られる。改元は

宝永七年八月。

ここから享保の噴火について纏めて記録する。

○正徳五年(1715)

- ・三月、霧島山の内三山(新燃岳)の辺が燃えだし、八月から大焼となり郷中に灰が降る。
- ・九月廿五日の大焼で祓川の人家が焼けた。狭野寺及び社頭、東御在所の社頭、花堂人家も少々焼けた。同日、四日、九月十日の大焼で皆々避難していた。

・十二月廿八日九日の大噴火で東光坊及び花堂の衆中町、門前社家の大方が焼け、後川内、広原も少々焼けた。

・続いて翌年正月大噴火で麓、花堂、蒲牟田の人々は松山、小林、飯野、野尻、庄内、山田、水流村の方へ避難した。

・霧島の噴火で曾於郡、国分で松永川から石砂が溢れだし、高七八十石の地を損したと云う。

・田畠損地は全体で高六万七千石相当であり、高原・高崎の田畠損地は七千石程である。

○享保元年一二年(1716-17)

・元年十二月廿八日夜、霧島山で神火(噴火)が燃出し、火石が降り花堂の家居は大方焼失した。

・同廿九日夜、大噴火で花堂は残らず家居焼失した。

・明けて二年(1717)正月元日は前述二度の大噴火で、正月の礼式等も無く嘆くばかりだった。

・三日朝十時から昼十二時迄に二度大噴火があり、高原や花堂、高崎其外各地廿里四方に石砂が降った。中でも花堂は他所に比べて大量に大きな石が降り、諸寺院や家居が全て焼失した。この状況なので皆小林や諸所に立ち退いた。

・同七日の大噴火で各地共大量の石砂が降り、同八日晚、同九日、同十日と噴火があり同十一日に収まった。

・右の通り度々の噴火により、高原や高崎は石砂が降り、人が住める状態でなく、早々高崎内、其外水流、且又勝岡郡の松山、野尻、小林、飯野、加久藤等各地に立退いた。

・高原高崎の両所への立ち退きについて、諸事指揮するために大目付の義岡右京殿、御用人宮之原甚太夫殿、高原地頭左近丞与太夫殿が正月廿一日に來られた。高崎内村の空家に御用人章山角太夫殿、その外御歩行目付六人、郡奉行伊東長右衛門殿、新納仁右衛門殿、汾陽四郎兵衛殿、衾寝甚兵衛殿、大山六郎兵衛殿、土地検査掛廿一人、其外足軽多人数を召し連れて來られた。

・二月十日、今日、地頭が広原より小林に詰めて大目付に相談に來られた。

・同十一日、地頭は広原村へ二月四日出立、水流名

の方へ行き、直接帰宅される筈である。

・同十二日今日、小林の宝光院で狭野権現のお祭りがある。正月噴火のため宝光院に飯宮が出来て本尊が安置されている。

・同十三日広原の田地砂上げ、検査掛は山本七左衛門殿、暖役は永濱勘兵衛が勤める。後川内村砂上げの検査掛は池上勘助殿と有馬与左衛門殿が勤める。

・田十三町二反八畝七歩、粃五百四表一斗二分で人夫千八百五人必用、畠は十四町一反六畝十七歩、大豆百十七俵四分で人夫千二百九十七人半必用。合計で二十七町四反七畝七歩、粃大豆合わせて六百二十一俵一斗六分、

人夫合計三千二百二十人半が必要である。この内加勢を入れて二千六百五十三人は確保したが四百四十九人半不足する。加勢は財部から千二十四人、馬越から百九十人、真幸吉田から百八十人である。加勢の飯七合五勺宛は郡見廻から払われる。

・広原村砂上の諸物は栗野より納める筈  
・後川内村砂上げは、吉田・飯野の諸所から加勢の人夫来る

・三月二日、今月は高崎で砂上げを行う。検査掛は川野清左衛門殿。雇夫が竹田又四郎を切殺し、清左衛門殿が怪我をしたので、養生として池上勘助殿も高崎へ派遣される。この件について丸山十

郎左衛門が帰ってきた。

・三月四日迄で加勢の人夫作業は完了した。

・三月五日は高原衆中の砂上げがあった。今日から暖丸山孫兵衛は後川内村に勤める。

・三月八日、高原衆中の持場の後川内村から江平村迄、検査の川上助左衛門殿、柳源左衛門殿、暖児玉勘兵衛、郡見廻中島覚右衛門が立合う。

・後川内村から梅久保村迄の砂上げ、検査掛は池上勘助殿、有馬与左衛門殿、暖丸山孫兵衛、郡見廻藤右衛門が勤める。

出張勤務日数

二年二月五日から三月二日迄

広原詰

二年二月八日から同十四日迄

暖永濱勘兵衛

二月十五日から三月六日迄

後川内詰

廿二日間

暖丸山孫兵衛

但郡見廻の勤務日数は別紙で報告します。

これらの勤務日数届は祢寝勘兵衛殿の筆者衆へ提出します。

・三月十三日、後川内村の百姓及び郷士が自分達で砂上げをしたいとの願いがあり、今日川内へ丸山十郎左衛門が行く。

・郷士達の家普請の為諸道具が各地より納入された。  
・三月廿三日、今日広原へ移った。

・諸役人へ心付の米が下されると云う事で、お礼に今日から丸山孫兵衛、永牟田藤右衛門、岩元喜右衛門が鹿兒島へ参上した。心付米として白米壹石八合、飢米として一人当り米三升下さった。この手形は、広原に居る人々には真幸組の蔵から、小林に居る人々には高岡組の蔵から渡される。

・各役々（噺、横目、郡見廻、溝見廻、牛馬役、庄屋役など）への心付米の量、人数は次の通り。

一噺丸山十郎左衛門、丸山孫兵衛、永濱勘兵衛、黒木左衛門、此四人は米三斗三升六合入りを四俵宛

一郡見廻中島覚左衛門、藤田正左衛門、宮田直右衛門、牟田藤右衛門、此四人米三俵宛

一溝見廻一人宮田七左衛門米三表、

一牛馬役二人田口孝之丞、児玉甚五兵衛は三俵宛

一庄屋四人馬場次郎右衛門、徳永諸右衛門、黒木吉左衛門、前原泉鏡坊、此四人は米二俵宛

一横目二人萩原早兵衛、岩元喜右衛門は米二俵宛

右は霧島山噴火により、十二月廿八日から正月迄に石砂が田畠に入り、且又色々苦勞した事により心付米を下さるものである。

・四月八日、明日より飢米申請として真幸組の蔵へ衆中より届け出る筈である。衆中の石高、村で砂上か今後砂上するかの予定を組んで届け出る。

以上が享保新燃噴火に関する記事である。

○享保四（1719）年、此年迄に麓衆中は皆立ち戻ってきた。

・衆中当番は噺所へ詰める様に御用人から指図があったが、十二月に番所を麓の地藏院辻へ造った。・神徳院及び錫杖院門前と寺高分田畑の砂揚げした。

○享保五（1720）年

・此年衆中の持分田畑の砂上げが命ぜられた。郡奉行衆は

新納二左衛門殿、検者衆は三島佐次右衛門殿、中郷孫右衛門殿、二階堂十兵衛殿、白坂鹿右衛門殿、工事監督上村源左衛門殿、野津正左衛門殿、池之上勘助殿

○享保六年（1721）、

・地頭左近丞与太夫殿が享保十一年（1726）三月迄高原全体を支配。

○噺役の名前の記録がない年は、元文六年（1741）、寛保四年（1744）、延享五年（1748）、寛延四年（1751）、宝暦四年（1754）である。

○年不明（1760頃） 廿五番地頭 伊集院伊膳殿

暖田口伝兵衛、甲斐両右衛門、丸山十郎右衛門、黒木八郎兵衛の六人が地頭の代役であるが、詳細の役目記載ない。

## 八 明和一寛政期 (1769 - 1799)

### ○明和六 (1769) 年

- ・七月ホウキ星が出た
- ・七月廿九日晚から翌朔日迄大風
- ・九月廿八日大地震、小長野溝筋破損及び諸所が破損した。

- ・暖、丸山孫兵衛、村田仲左衛門、宮田庄兵衛、甲斐貞右衛門、永濱勸兵衛、
- ・郡見廻宮田直右衛門、児玉甚五兵衛、永牟田孫右衛門、藤田正左衛門

### ○明和八 (1771) 年

- ・七月廿日、夕方六時頃から霧島山の古御鉢が燃え始め、差川内、猪之子石、福山、志布志辺迄灰が降った。且霧島山から流れ出る川筋には泥水が出たと云う。

- ・七月廿三日、近郷に灰が降り大焼になったので、狭野権現東御在所に神事の御願を立てた。
- ・八月十七日、両神社で神事を行い、与頭丸山正蔵、村田仲左衛門、黒木八郎右衛門、取締村田武藤太、

与頭甲斐仲左衛門、田口休右衛門、黒木主右衛門、地頭種子島次郎右衛門殿、伊集院仁右衛門殿、市来勸左衛門殿、畠山投馬殿、伊集院伊膳殿、石黒戸後右衛門殿が参列。

### ○安永八 (1779) 年

- ・十月朔日、桜島で大噴火が起こり近郷に石が降り、且つ高原迄四五日間地震があった。海中でも暫らく噴火が起こり、大小の島七ツ出来た。その島は福山の方にあり、一つの島に今(天保四年、1833頃か)は人家もある。

### ○天明二 (1782) 年、

- ・暖役の事を郷士年寄と役名が替った。

### ○天明六 (1786) 年

- ・与頭 甲斐両右衛門、瀬戸口武右衛門、丸山十郎左衛門、田口休左衛門、永濱勸兵衛、村田藤次兵衛
- 暖 甲斐仲右衛門、黒木八十八、黒木平治、黒木正右衛門、村田仲左衛門

- ・此年領国中の田に虫が発生し、翌年(天明七年)迄には、百文で白米八合から九合の価格となり、麦は百文で壱升となり、人々は大変生活苦となった。

・この時衆中を郷士と称する事になった。

・此年、太守豊後守(齊宜)が家督を継ぎ、御祝儀に郷士年寄丸山十郎左衛門、与頭永濱勘兵衛が参上した。

・国主豊後守(齊宜)様が初めて鹿児島に入部、御祝儀に参上したのは、郷士年寄黒木八十八、与頭永濱勘兵衛、与頭瀬戸口武右衛門に代わり瀬戸口武平太、郷士年寄黒木佐平太に代わり永濱勘兵衛、与頭勘兵衛に代り黒木次郎右衛門

○天明七(1787)年

・二月、郷士年寄黒木平治に代わり丸山十郎左衛門村田仲左衛門に代わり郷士年寄黒木平治となる

・此年、中将様(第七代鹿児島藩主、島津重豪)江戸で隠居された。

・領国内で高老石に対し、白米五升宛当年から五年間に限り上納する事が通達された。

○寛政二(1790)年、地頭 樺山物集女殿

・当年から一人一人に付銀老奴か又は錢百文、牛馬一疋に付銀一匁宛三年を限り上納する事になった。

○寛政十(1798)年

・郷士年寄丸山十郎右衛門に代わり瀬戸口武平太、郷士年寄黒木平治に代わり丸山十郎右衛門、甲斐

仲右衛門。黒木八十八、黒木平治に代わり丸山十郎右衛門、永濱勘兵衛

・領内の者で欠落(逐電)する者が多くなった。高城町人の宅間三七と云う者も他国迄も出て行き、手先の者達も連れて出たが帰参した。そこで帰参は望み次第に郷、村を選んでよいとしたところ、高原郷の村々にも帰参、居付く者が多かった。

○寛政十一(1799)年

・与頭 黒木宇兵衛、黒木越右衛門、黒木次兵衛、黒木定治、永濱治左衛門、藤田平右衛門、

・郷士年寄 甲斐仲右衛門、黒木八十八、丸山十郎左衛門、瀬戸口武平太、永濱勘兵衛

・横目 黒木貞右衛門、黒木良学院、村田仲五右衛門、

・郡見廻 増田嘉右衛門、丸山小十郎、山口八藤次、丸山伊右衛門

九 文化一 文政(1804 - 1825)

○文化元(1804)年、

・廿七番地頭日高次右衛門殿の病死により地頭不在となり、大番頭の北郷作右衛門殿預りとなる。

・郷士年寄瀬戸口武平太(後に武右衛門)、黒木宇兵衛、丸山十郎右衛門、甲斐佐次右衛門(後に両右



衛門)、藤田平右衛門(後に一郎)

○文化八(1811)年

・七月地頭を命ぜられた廿八番目の平島平八殿が断ったので地頭空白。

○文化九(1812)年十二月、

・二十九番目地頭として義岡久馬殿が任ぜられた。  
・郷士年寄は瀬戸口武平太、黒木宇兵衛、丸山十郎左衛門、甲斐両右衛門、黒木源五右衛門。

○文化九年(1812)、伊能忠敬の国土調査

・四月十四日、この時幕府の天文方が諸国へ派遣され、当国へも先立って巡回する。近々当郷も通行の筈であり、担当として藩記録奉行の本田休七殿、糸原善助殿、書記役小浜長蔵殿、永田佐八殿が今日都城から当所の狭野門前へ到着した。郷士年寄丸山十郎左衛門、与頭田口作左衛門、郡見廻田口清之進、郷派遣役高妻五郎兵衛が勤めた。  
一 諸寺院並び道筋、字名を帳面に書き付けた。  
一 天文方が到着したら、諸寺院、村々字名、その外遠望できる高山など問われたら、滞りなく返答する様に言われている。

一 同年五月晦日、幕府の天文方の到着に際し、境石迄各役人が迎えた。境石に茶屋が出来、境石

から狭野迄測量した。今晩は狭野に泊り夕刻六時頃から星を観測して、何十何度のれいれい等の言葉を書記が帳面に付けている。天文職の言葉で何の事か我々は分からない。

一 天文頭の伊能勘解由様、坂部貞兵衛様、右両頭の他内弟子は神徳院寺内に宿泊した。この御用聞として鹿兒島から町人が参加している。

一 天文弟子の今泉又兵衛様、永升甚左衛門様、門谷清次郎様の三人は日高平兵衛の所に宿泊した。この客人の世話の為鹿兒島から付き添った留守居役平田次郎八殿は右兵衛宅、同役椎原与三次殿は庄兵衛宅に宿泊。蔵方目付の東郷八左衛門殿は甚兵衛宿、横目衆の田中仲右衛門殿は宮内宅、御留主居付役松本十兵衛殿は伝左衛門宿、横目山本十兵衛殿は儀右衛門宿、郡方書役上床次兵衛殿は清左衛門宿、郡方出役鍋田甚七殿は万右衛門宿、御記録方添役本間休七殿、岩元式部宿、右書役永田佐八殿は齋藤喜兵太宿、絵師笹川五兵衛殿は竹添鶴兵衛宿とそれぞれ支配の役人達が宿泊した。

一 同六月朔日、天文方は朝五時に出発して、神徳院杉馬場から測量、地頭仮屋でお茶を進上する。この仮屋での準備は無事終わり、銘々帰宅した。公用の人々の荷物支配として郷士十人付ける事。又さのぜ川越の為郷士十六人用意すること。

一文方の賄の為に鹿兒島から町人が四・五人付いて、時間通りに食事等賄うので当郷からは用意しなかった。各種野菜に關しては当郷から納めた。

一文方の為に人馬都合六百余を用意する事。この人員の中百余は高崎から提供する事。これら人馬の支配は郡奉行に引渡す事。

これら天文方測量に勤める郷士年寄は丸山十郎左衛門及び瀬戸口武平太、与頭は田口作左衛門、横目から竹之下百次、外に道案内の郷士として村田仲左衛門、黒木林右衛門が勤める。

○文化十三 (1816) 年

・九月、永濱清左衛門に代り郷士年寄田口作左衛門が任命された。

○文化十四 (1817) 年

・三月、郷士年寄の甲斐両右衛門は何か理由あり徳の島へ遠島となり、石高、屋敷没収された。

・同年郷士年寄瀬戸口武平太、丸山十郎右衛門、黒木林右衛門、甲斐仲左衛門、村田伊左衛門(後郷左衛門)

○文化十五 (1818) 年

・十月、郷士年寄の黒木市大夫、丸山小十郎は何か

理由あり、兩人共年寄役を罷免された。

○文政四 (1821) 年

・二月、郷士年寄丸山十郎右衛門から黒木林右衛門に代わる。代役丸山源兵衛

・四月六日、地頭の義岡久馬様御息の蔵人様及び御袋様、御息女、取次の木藤市之助殿並び役人が栄之尾に湯治にゆかれるとの事で、地頭横目の永田宝春坊と郷士一人が浜之市へ行き、付き添い役を監督した。この客人一行は狭野へ参詣のため、四月十三日に到着した。毎日付添に立会う郷士達には金子を下さった。年寄や与頭にも金子を下さった。人夫などにも同様である。

・郷士年寄は丸山孫兵衛、瀬戸口武左衛門、甲斐仲右衛門、黒木林右衛門、村田作左衛門

与頭は宮田六郎、瀬戸口八平太、田口十右衛門、村田九郎右衛門、竹下百次、田口仲助

・甲斐両右衛門は遠島を赦された。

・十二月十九日、夕方四時頃から新燃岳の近辺で噴火が始まり、間もなく雷鳴のようである。そのまま一晩中音が響き、翌日には鎮まったので皆が喜び合った。

○文政五 (1822) 年

・郷士年寄 瀬戸口武左衛門、黒木林右衛門、丸山

源兵衛、甲斐仲左衛門、村田郷左衛門

・正月廿九日、鹿兒島下町で出火があり、多数焼失し、藩重職の屋敷迄火が及んだと聞く。

・二月十六日。東霧嶋の祭りに際し、高原郷士の山波仙左衛門が高城郷士の肥田木鉄右衛門等と云う者達により討ち果たされたとの事。死体見分に関係役人が立ち会う様に連絡あったので、郷士年寄の村田郷左衛門、与頭の田口十右衛門及び横目役の竹之下泉鉄院と宮田勝兵衛が東へ向かった。直に鉄右衛門は切腹し、他三人が助太刀した由であると、締方横目の伊東新八郎殿からお話があった。この書面には署名せずに帰ったが、郷の上役に見聞したことを報告した。

・二月廿八九日に横目二名が高城へ出張し、高原・高崎・高城・高岡、都城其外各地の先般立ち会った人々に、仙左衛門と鉄右衛門の事件の次第について調査があった。先般助太刀をした肥田木源五、満行次郎兵衛、児玉利右衛門の三人も厳しい詰問に申し開きが難しいと思ったのか、三人共に切腹したと聞く。

・三月廿一日、昨年十二月に噴火した新燃嶽に、嶽山行司の森山正左衛門と竹木見廻役の高野瀬八十八及び外郷士達が連れ立ち見廻ったところ、動

物の頭らしき骨が見つかった。噴火で焼けた池に棲んでいた蛇の骨でないだろうか。何れにしても珍しいものだから持ち帰り、高野瀬八十八方で保管していた。噂が関係筋に聞こえ、横目の黒木善之助が調査に入り見分の結果、これは蛇の骨に相違ないと言ひ鹿兒島へ提出する事にした。見分の斎藤宇平太や与頭の田口十右衛門は、これは蛇の骨二つと見た。一つは式尺計、一つは壹尺三四寸程であった。

・七月廿三日、罰として銀三拾匁が郷士藤田清右衛門、竹之下常之助、押領司早十郎に課せられた。これは今年二月、東霧嶋で同行していた山波仙右衛門が打ち果たされた時、その場に居ながら処理が不手際であり、その為に課銀されたものである。高原郷士の山波仙左衛門は今年二月十六日、東霧嶋弓場へ見物に行った時、高城郷士の肥田木鉄右衛門と云う者から打ち果たされた。その結果仙右衛門は郷士を取り消されたが、死体に関しては問題なしと七月廿二日に裁定された。

高城郷士肥田木鉄右衛門は、切腹したが過料銭式百五十文、加勢勢した肥田木源五、酒行次郎左衛門、児玉利左衛門の三人は既に切腹したが死体の張付(磔)を言い渡された。これは横目衆の支配である。

・領国中三度の検地があると噂があったが、文政五年(1823)秋に高原から高崎、野尻迄検地がある旨四月三日に通達が有り、早速事前調査があった。五月の田植え時期は休むが年中調査となる。郡奉行衆が十二月十二日高崎へ入った。早速高原の郷地人が見廻った。検地掛りは郷士年寄の村田郷右衛門、黒木林右衛門、与頭竹之下百次、田口十右衛門、郡見廻役の田口四郎兵衛、高原の記録掛高妻祐左衛門、山下武右衛門、村田常之進である。

○文政六(1823)年、検地

・正月廿八日、高原内の水流村へ奉行衆が入り、以後村々の検地が続く。二月五日に水流村の検地が終り、今日は祓川へ役々が付いて廻り同六日より検地、同九日には狭野へ宿泊。同十四日には奉行は蒲牟田村へ移動し、同十九日には花堂村へ移動した。

・二月廿三日、奉行は広原村へ移り、三月四日には麓村へ移った。同十日には越村へ移り、同十九日後川内を最後に全て高原郷は終った。

・三月廿日は野尻の検地となるので、高原の役人衆は引き取った。当所(高原)の検地日数は五十二日、高崎の日数は四十日間だった。

○文政七(1824)年

・五月、地頭の義岡久馬殿は病氣だったが、五月死去された。お悔みの為、郷士年寄丸山孫兵衛、与頭瀬戸口兵右衛門、地頭横目高原正尊坊が鹿兒島に参府した。地頭所は(空欄)殿が預かる事になる。

・八月七日、藤ヶ嶋と云う島へ軍勢が乗った異国船が来て、鉄砲を打ち掛けたと云う。島を警備する横目衆が浜に出向き、大将と目される者一人を打倒したところ、全員本船へ引き揚げた。事の次第を鹿兒島へ早船で報告したところ、早速島津権五郎殿を大将として三百人余の士がこの島に出張したという。それから異国人の死体は長崎奉行所で調査に送る為、塩漬けにして喜入多門殿が持参したと云う。

註1 この事件の記録は藩主斉興から幕府への報告書はじめ諸書に残るが、七島(トカラ列島)の宝島となっている。

○文政八(1825)年

・三十番目頭として島津典礼殿、取次染川伊兵衛殿が決定した事が五月七日に通達された。御祝儀として郷士年寄竹之下百次、与頭黒木助右衛門、地頭横目斎藤与次郎、郡見廻田口四郎兵衛が五月

廿二日より鹿兒島に参府した。

・正月、郷役人人事改定

郷士年寄村田作左衛門に代り竹之下百次、百次に代り郷士年寄助役田口十右衛門、十右衛門に代り  
与頭黒木助左衛門、助左衛門に代り普請見廻森山市郎左衛門。

・佐土原正明人数覚、御用人飯田仲兵衛、同山元権九郎、御祐筆前田長兵衛、御隠居様方御側詰梶田小市郎、御広間詰加治木蔵之丞、小頭横目役竹下伊右衛門、御勘定方後藤弥右衛門、本御留主居市来五郎次郎、無役岩下千五郎、同中野広見、同萩原藤七、同翌山部内、同兵道者中村九八郎、合計十三人、吟味方横目役数野田寛平

### 十 天保期 (1830 - 1844)

○天保三 (1832) 年

・六月、日照りが三十二日続き、少し埃が落ち着く程の雨があったが、又十日続いて日照り、前後四十日の日照りで野山は萎れ、島作は実らず田も被害がある。他国では野山が枯れたと聞く。翌年は飢饉の年だった。

○天保六 (1835) 年

・寿姫様について昨年十二月十二日、内藤丹波守様への縁組を申請していたが、許可されたので承知して置く様各郷に伝える。

天保六年 (1835) 正月 安房

・若殿様 (島津斉彬) について、昨年十二月十六日に少将に任官されたので、当月より少将様とお呼びする事なつたと通達があつたので此旨関係各先に通達する。

天保六年 (1835) 正月 但馬

・若殿様 (島津斉彬) は昨年十二月十六日、御城へ列席して少将に任官された事が発表された。これにより郷士年寄と組頭が一人宛記帳して太守様、中將様、少將様にご祝儀を申し上げる事になつた。以上

天保六年 (1835) 正月十一日 町田堅物

・七月中旬に大風が吹く。無数の人家や山の木が倒れた。浜に接した人家は全て倒れ、諸郷で多くの死者が出たと聞く。高原でも麓で一人死者がでた。三度の大風があり、以後飢饉が続く。白米の値段は壹升三合で百文である。

○天保七 (1836) 年、飢饉のよる物価高騰

・夏、白米値段は壹升二合で百文になつた。この年も五穀が実らず、秋から更に値上がりし、白米一

升百文となった。

○天保八(1837)年

・六月、高原では白米は百文で七合となり、小林では二斗二升入で一俵の白米が金二分となり、銭に換算すると三貫六百文(三千六百文)となる。其時鹿児島公定価格は日向國向け、百文に付き白米六合六勺、鹿児島向け、五合で更に高くなる傾向にあり大飢饉である。

・二月十九、廿日の両日、大坂で大火事が有った。この火事の原因は、大坂で与力を勤めた大塩平八郎等と言う大物が飢饉の年に諸人を救ったが、その後大阪東町奉行やその他裕福な町人に恨みを抱き、乱を起こした。大塩平八郎の猶子を頭領として二百人程の人を組織し、大坂町の三分一を焼いた。死人は一万六千人と聞く。

註1 乱は半日で鎮圧されたが、火事で七万人程焼け出された。死者は数百人と言われている。死者数が大分大きく知らされたか。

・当然大坂、京都、江戸は大飢饉の影響で年始の頃、米一升、銀一升と云う程である。夏に向かい、白米一升が五百文とも言われ、更に高値もあり日本國中大飢饉である。諸国の中三ヶ国の国主が薩

摩から借米した。

・此年七月高直になる中、高原は白米が百文で七合買えるが、小林は百文で五合である。町の店売は百文で四合五勺、高崎、高原、野尻、須木、飯野等の近郷は小林で買入れ、百文で四合を鹿児島米として域外にも売った。各地飢えて命に關わる程である。以前から琉球からの上納米が七月初めに納められるので上下の人々も一息つくだろう。

・江戸、京都、大阪、その他諸国は金銭があっても米が無く、値段は上がる一方である。關所の外である高岡郷でも百文で四合である。この時六月十日から七月七日迄日照りが廿八日続いたが田畑は大丈夫だった。

・七月十四・十五日頃、山川港に異國船が入った。長六十間程で本柱は八本立ち、乗員は三十人程である。藩の異國掛は大騒動となっている。

註1 アメリカの商船モリソン号で、異國船打ち払い令の時代にマカオから日本の漂流民七名の送還を理由に、日本との貿易を願った。浦賀で砲撃された後、鹿児島に来た。船は長さ四十m、マスト三本の帆船だったと思われる(絵図も残っている)。一般に異國船の報告にある数字は実際よりかなり大規模の船になっている。

・七月末より八月中旬迄高原では百文で白米なら  
四合八勺、麦は五合八勺である。

○天保九(1838)年

・六月十四日、高二石に付五升宛出来(上納)となり  
白赤半分宛。これは従来からの上納米三升到  
二升上乘せして合計五升宛、当戊年より来寅年迄  
五年間上納が義務付けられる。是は追って通達さ  
れる。

・一人銀一匁が石高に關係なく無高の人々を含む  
末端の武士迄も賦課され、子年(天保十一年)より  
次の辰年迄五年間毎年出銀する事になったので、  
毎年十月に藩庫に上納する事。七島、硫黄、  
竹島、黒崎、屋久島、種子島 及び道之嶋は十二  
月迄に船便次第で上納する事。これは江戸城西  
の丸が全焼し、その普請の為十万両を幕府から頼  
まれ、止むを得ず受け入れる事になったが、直に  
は用意できない。一昨年(天保八年)の資金調達にもたいへん  
苦心したが、その上大阪の資金元の病死や火事に  
より、一昨年の出資も完了しておらず、今回の出  
資要請に應える事は難しい状況である。就いては  
今藩内も困窮しているが、止むを得ず出来、出銀  
を指示するものである。その様な訳で一匁の出銀  
は、一昨年来の凶作もあり、皆困窮している状況

に鑑みて、特別に來々年の子年から辰年迄の五年  
間とする。

天保九年(1838) 五月十五日

地頭所取次染川伊兵衛

家老印

・八月十八日、佐土原島津飛騨守様が通行され、上  
下八十人のお供で狭野権現社を参詣、神徳院に一  
宿、東御在所錫杖院を参詣し、西霧島参詣のため、  
踊の名香湯に入湯される。

その後鹿兒島へ行かれる。その時の道路管理と  
して郡奉行衆、平島平太左衛門、迫田仲之助殿二  
人、検者二人、書役二人が同行する。高崎境目  
の茶屋出張するのは、与頭役一人永濱武助、其晩  
の火消役は自宅より火頭巾、火羽織、陣笠をそれ  
ぞれ用意し、与頭役永濱武助、横目役黒木彦七、  
郷士十五人、足輕百人が丹後、熊手、とび口二本、  
梯子一つ、火うち二つ用意し、神徳院寺内で番を  
する。其夜午前二時迄勤務し、二時から錫杖院  
に移る。飛騨守様は神徳院を朝四時に出発し、  
錫杖院に参詣する。錫杖院出張役は郷士年寄瀬  
戸口平作、与頭役永濱武助、上記出張役二名は飛  
騨守様に名前を提出する。神徳院出張役は郷士年  
寄宮田早右衛門、瀬戸口武右衛門、与頭黒木裕助、  
水流出出張役は郷士年寄永濱勘兵衛、鹿兒島から

の御用聞役二名、地頭飯屋守役一名が付いた。  
註1 佐土原藩は江戸時代三万石の独立した藩であるが鹿兒島藩の支藩と見做されている。藩主は島津家の分家。

○天保十一年(1830)、水利談合

・二月五日頃から、元蒲牟田村支配内の田地用水溝の水上は亀野谷と云う所が水の出口である。今から六・七十年前に麓郷士達が水の出口から佐土の谷の方へ溝を掘って水を取入れようとしたので、中止を申し出て取水を止めた経緯がある。その時花堂・蒲牟田村からの水出口の新溝は埋められた筈だったが放置されており、何時の間にか溝浚えをして取水している事が知られぬまま今も宅水に利用していた。水路の土手下へ水が零れる事が往々あるので、蒲牟田村の田地用水調査をしたところ、此年二月五日より水出口から四・五町下った亀野橋の南側、尾野谷と云う所から池之谷へ貫通する水路が作られている。今決着を付けて置かねば、後に溝を掘り下げれば麓へ水を取り入れる事が簡単に出来てしまう。そこで花堂・蒲牟田村では検討した結果、蒲牟田村才役次助から、麓月番郡見廻丸山十左衛門殿へ、尾野谷貫掘は中止して下さる様に申入れた。しかし貫掘が中止されないので、蒲牟田村用水掛黒木

吉左衛門、才役次助、下用水掛小太郎の三人が、二月十二日に丸山十左衛門殿宅へ行き、先達って次助から申出た貫掘中止願いについて、又々参りました、貫掘りを是非留めて下さる様にと申し出たが埒が明かない。

花堂与頭村田彦之進、永濱武助、田口休之進、普請見廻村田仲右衛門、黒木伊右衛門、用水掛黒木吉左衛門始、其外諸士達が銘々揃って、二月十三日に貫掘り場所を見分した。蒲牟田村の庄屋が留守なので才役次兵衛、次助、万四郎、其外人々が見分した。しかし堀方の中止がないので、将来的には水上が取切られ、水を失う事は間違はなく、その場合田地の質が落ちる。又蒲牟田村の水源地は今の所、大丈夫だが将来水源が枯れた場合、川上の郷士田地は水が無くなり、荒地となる事は間違いない。そうなると花堂の役人やその他郷士は奉公が出来なくなる。この事は当番郷士年寄方へ与頭から差し止め願いを出すべきと、与頭村田彦之進、永濱武助が、同十四日、麓当番の瀬戸口武右衛門殿宅へ行き、この問題を諸士仲間からの申出として、貫掘の中止を申し出した。もし貫掘りが止まないなら、花堂諸士全員から地頭所へ報告する筈です。そうなれば地頭所の郡役人から調査があり、貫掘は中止されるでしょう。同十六日地頭飯屋当番東善左衛門が百姓万次郎



を通じて花堂の与頭方へ返答があり、先達つての申出を検討しましたが、水取入れの時は貴方の役々の立合の下で水はけをしますとの答えがあった。この件で地頭所への報告資料を揃えて検査掛の野元市右衛門殿に伺ったところ、直ちに野元市右衛門殿より貫掘を止めるべきとなる。そこで麓役々から郡奉行平島平太左衛門殿へ根回しして、急に溝筋の見分に行ったが、その時花堂・蒲牟田村の方へは連絡はなかった。急いで見分したところ、貫掘は中止となる可能性が高く、溝瀬下げ板を四つの谷に載せるようにしたのでこの年の五月六日である。

担当役人の川田甚四郎殿がこの件で当年十二月溝瀬下げをしたところ、蒲牟田村内の水は少なくなつた。これに付いて又明けて(天保十二)から地頭所へ報告書を出そうとしたが、麓側より水はけの相談を掛けた。麓の水の出口は石坂之谷に一つ、蒲牟田村の水出口は尾野谷、清兵衛尾之谷の二つ、中之伝右衛門谷水は双方の水が不足するときには融通する事に決まった。其時は地方検査掛山田平治殿が同席して検討した。この経過担当の郡奉行平島平太左衛門殿が広原村へ出張の節、郷土年寄瀬戸口武右衛門、与頭村田仲右衛門、永濱武助、郡見廻宮原六郎兵衛、其外高原の役々が検討の上お願ひしたところ、要望通り水はけの許

可が出た。この件を地頭所へ報告は村田仲左衛門殿が行う。此時役々連名で印判した。後に問題が出た場合はこの書を参照するとよい。

○天保十三(1842)年

江戸城二の丸が焼失した。薩摩藩主より金子十万両献上し、各郷一様に銀を納める様にとあり、それぞれ目録が下された。

○天保十四(1843)年

二月七日夜七時より九時迄の間、西の方にぼけ色の雲が出て、形は横一尺(三十センチ)程、長さ二十尋(三十メートル)程である。同廿八九日夜迄色雲で、廿日程後は薄くなる。西の方から西南の間に出る。

西 中ぼけ色あかくに 東

六月七月迄の間に牛の病気が流行り、国中の牛残らず罹る。喉や目がはれ草を食べない。薬用になじんを湯で米の摺粉と流し、茶の粉ヲ流し入れ。又昆布の煎じたのも良い。養生が良ければ三日程で草を食う。遅れると五六日掛かり、油断すると病死も偶にある。他国でも一度に流行ると聞く。この牛の病気は六十一年目に流行ると云う事を、福原村之山波善右衛門殿という八

十八歳になる人が話している。占い師が呪う事が一番良いとの事。

・秋なすびは通常枝の本葉の本に生るのに、この秋は柄の世（ふし）になるのも不思議だ。六十年前になつたと聞く。その時は米三升貰つたと聞く。七月五日、坂本寺の門。以前水天様は同寺門内に立っていたが、脇が崩れて御水天様が外に立つた。云い伝えでは以前は門より内側に御水天様があったが、村内に良くない事があり、門より外に建てたと聞く。此度は神徳院法印が外に建てさせたが、今後の為になるかも知れないので此処に書き記す。

・七月晦日大風、五穀が実らない。

・九月から小林の岩瀬のとどろが裂け始め、川筋の瀬も裂け、川船が通り始めた。

○天保十五年（1844）

・春から秋迄の間、月に四五日夜十時頃、霧島嶽（高千穂峰）八合目に夜火が見える。高原からは七八月になるとめつたに見えなくなつた。

・夏、琉球嶋へ異国のフランスと云う所の者が大船に乗つて来て、色々難しい事を要求した。異国人二人残して、当秋又来ると言つて帰つた。念のため薩摩の鹿児島から異国掛の御用人の二階

堂右八郎殿、鉄砲物頭近藤左衛門殿、坂本休左衛門殿、御目付松本十兵衛殿、安田助左衛門殿、旗奉行宮田清之進、唐船頭川上弥四郎、御代官原田直助、御家座書役野本一郎、異国船掛書役兒玉宗八、目付御小姓与岩切莫助、松岡十太夫、騎馬御小姓組中村弥次郎、山口吉五郎、津留八之進、西田八郎太、野間休之進、池之上良右衛門、久保正之進、蘭田彦次郎、本科外科田中道節、御兵具方肝煎彦人、御兵具方与力五人、内三人は既に渡海、御兵具方足軽四十五人内十五人は既に渡海、唐通事二人、御米千五百石、塩燭千五百斤、大筒三挺、小筒五百挺、合計三百人が八月十五日に当地出發して大島へ渡海、大島から琉球へ。

・七月、長崎港に異国船が入り、国王に願がある云う事で近国の大名達が情報収集をした。異国船対応の手引書があると云う。

註1 オランダ国王の使節が国王書簡を携え、パレンバン号で長崎に入港。清国におけるアヘン戦争の状況と鎖国の不利を説き、日本の開国を薦めたが幕府は丁重に拒否した。

・五月九日正午頃大地震があり、同午後二時頃にも大地震があり、田の中に女達は避難した。翌日十日には江戸城の本丸で火事があり、大方焼

失し焼死者八百人と聞く

・十二月十三日、年号が替り弘化元年となる。

### 十一 弘化一嘉永期 (1845 - 1855)

○弘化二 (1845) 年

・三月十二日、江戸から太守様 (藩主斉興) が帰国し鹿兒島に到着。

・三月廿一日玉里の別荘に逗留、それから同所出発して入来筋から菱刈、真幸、日向各地、国分その他を巡見。それ以後重富の梅山別荘下から乗船して磯の茶屋下へ着船する。磯の別荘で小休止の後鹿兒島城に帰る旨言われた。

地頭所取次 染川伊兵衛

・此度前述諸所巡見され、高原到着は同年四月朔日である。小林宿泊が三月廿九日、明けて四月一日に福原に入られる。道案内は郷士年寄黒木祐助・組頭竹之下庄助で衣服は武士先羽織又引である。遠目塚で駕籠を下ろし茶屋で朝食を出す。高原郷士年寄瀬戸口武右衛門、組頭藤田源五左衛門が衣服は上下着、諸支配人及び無役郷士十人も衣服は上下着用。広原野中で駕籠を下ろし休む。普請は全て完了しているので、前日に入られ事はなく、そのまま錫杖院を参詣、休みの間皆食事を

とり、それから神徳院を参詣となる。駕籠を下

ろす場所には高原郷士年寄丸山孫兵衛、組頭黒木作右衛門、他に御用聞四人、支配人四人、火消役組頭代理として普請方見廻役黒木伊右衛門が陣笠、火羽織、股引で無役の郷士十人引率し、諸道具運搬人夫十人。錫杖院も同じで前夜より待機し、小林へ前日御機嫌伺として年寄黒木越右衛門、組頭村田仲左衛門が訪問した。錫杖院での勤め支配役は十人共に服装は上下を着ず。

神徳院を出発し、地頭仮屋に待機する役は瀬戸口武右衛門、藤田源五左衛門、御用聞役四人、火消役右同断、地頭仮屋出発し鹿見山の原金曲の休憩場所待機は、年寄丸山孫兵衛、組頭黒木治右衛門、その他支配人十人は上下を着ず。

その後猿瀬川の川越は船掛橋のため、船十三艘並べ、三間の板を横に六枚並べ、横六枚を五組つなぐ。高原の無役郷士十六人、百姓十人が川越に勤め、支配役は組頭の永濱善太左衛門で衣服は上下を着し、刀大小を差して勤務した。無役郷士は羽織に股引で刀大小を差す。高崎から川越加勢役として、郷士年寄高野四郎太、同役黒木小次郎、組頭田口小源太外は無役郷士、百姓総勢十八人が参加した。彼等は三日前から来て川越の準備をしていた。高崎の役人も上下着用。

この川は夕方五時頃渡り、野尻の地頭仮屋に到着した時は日没頃だった。野尻で御機嫌伺として郷士年寄瀬戸口武右衛門、組頭藤田源五左衛門が待機した。祓川門前出発の際の諸支配役は郷士年田口作兵衛、

小林境目より行列の先払いは横目の黒木彦七、宮原九郎左衛門が勤め、供二十六人、後締役は組頭田口休之進と組頭代理普請方見廻筋の村田仲右衛門が勤めた。

一御家老調所笑左衛門殿に先供四人

一大目付碓山織衛殿に先供四人、

一お側役海老原宗之丞殿に先供二人

一他に御付役人に先供二人あった。

当所の巡見に付いての出張役を書き記す。詳細は地頭仮屋に記録がある。

・太守様（藩主斉興）の官位は宰相、薩隅日三州の太守、琉球国兼領。高原地頭の嶋津相馬殿が、太守訪問時に諸所地頭代の側用人伊集院織衛殿から聞いた。

・十一月廿日の夜半頃より鹿兒島上町で大火事があり、明十時頃迄燃えた。町人の相良某の宿から火を発した。其宿に二十七歳の女が泊まり衣類を盗み、証拠隠滅の為に火を付けて、上町全体は

焼失したが隣接地は焼け残った。

武士屋敷には火が掛からなかった。其時地頭所島津相馬殿へ高原から御見舞として与頭田口休之進殿が派遣された。

### ○弘化三（1846）年

・二月昨日、鹿兒島山奉行所下目付役が来られ、狭野権現社の杉の穂五百本を採集した。その時太守様より神楽に供えるとして金子一分、錢にして一貫七百四十八文の寄付があり、神楽を興行した。この杉の穂五百本は、鹿兒島郡吉田花尾山の杉の穂五百本と合わせて千本として、城下の三くいん橋より玉里御屋敷迄の間に植えると聞いている。

・此書で以前天保三（1832）十一月廿五日より大川とさきのはけから取水する事を書記した。始め見分役人は永濱善太左衛門、田口休之進、村田仲右衛門、村田郷左衛門、森山銀之助合せて五人で見分したが、取水が出来ると思われたので、明廿六日に花堂総出で翌廿七日迄溝を掘り堰を積み、廿八日より廿九日迄合計四日で水を流す事できた。延人数百六十人余であり、蒲牟田村にかまわず花堂だけで取水が済んだ。冬水だけ取り入れる予定である。元々森山市郎左衛門殿が設計していたので、市郎左衛門殿の差図で作業した。其後天保

十五年(1844)頃から蒲牟田村からも取水の加勢を提供したので蒲牟田村迄も冬の用水が確保された。

註1 天保十一年麓村と花堂蒲牟田の水利談合は記されているが天保三年の項には水利に関するものは記されていない

・四月廿日、仁武天皇と申し上げた大行天皇の諡号は、仁孝天皇であると江戸より連絡あったと通達された。

この件で十一月十三日から宇都の前に札を取り付ける工事があり、年明け(弘化四)正月廿日迄に工事が済んだ。

同年(弘化四年、1847)四月八日に麓と花堂の諸人に参拝が通達され、同十一日に狭野権件社から宇都御社へ遷宮があった。高原中の役々が上下で参詣するので掃除があった。横目や外町役人全員参詣した。

・十一月中旬比、小林の城山他数ヶ所に甘露が降ったとの事である。この件は高原にも降った可能性があるので、彼方此方調べて報告せよと郷士年寄衆へ通達された。同月晦日に触書が廻った。私、永濱善太左衛門は同晦日に小林から柏木の葉束を買ったので舐めてみたが、少し甘かった。詳

しい事は小林から報告書類が来るはずである。高原から木の葉を取りに二名送り、収集物を地頭所島津相馬殿へ報告書を付けて提出した。

小林の城山で甘露を初めて発見したのは中野平助の妻である。その後も降り、翌年(弘化四年)正月七日の晩にも降り、翌日八日に発見した。高原内でも彼方此方甘露が降り、味を見た人も居る。

註1 甘茶の葉のような物ではないだろうか。露が甘いのではなく、葉が甘いのではないだろうか。

#### ○弘化四(1847)年

・六月廿三日から大風雨があり、夜十時頃迄の大風で下川原とさきのはげ下から北の方へ川が出来るので、対策に一日総出で当たる。花堂・狭野・祓川・野村では三日間総出で対策に当たった。下川筋の大松が倒れた。廻り五尺から八九寸の物迄二百本程が倒れ、調査の上報告があった。下川筋小塚山の後辺迄、田地の粃二百俵分が流された。蒲牟田村内の川筋では粃千俵程の損失である。高崎の諸所で大きな破損があったと聞く。以前の大洪水から六十一年ぶりと聞く。田畠の実りの状態は平年並みだった。

・十月十六日、花堂の弓射場が大川氾濫により損耗したので墓の前から坂本寺の後に移す。寺には代金として六一七貫文を払った筈である。

・十月十七日から八日九日迄三日間、弓射場の工事があり、坂本寺屋敷の上の段に移した。与頭永濱善太左衛門、同村田仲左衛門、同役田口休之進、普請方見廻役村田仲右衛門、同役黒木伊右衛門が責任者である。本来百年前は寺の後にあつたが、その後寺の前で川の上に移った。しかし当年六月廿四日の風雨で破損したのでこの年から弓射場の場所が替る。

・十一月三日、地頭仮屋で集会があつた。地頭所(鹿兒島)からの通達があり、郷士年寄瀬戸口武右衛門殿が出座した。琉球国やその他各地に異国船が散見されるので、異国対策の軍役が通達された。十五歳から六十歳迄の者は弓鉄砲その他武術の稽古をする事。弓か鉄砲で軍役を勤める事になるが、銘々が覚書の帳面を提出すること、陣笠と陣羽織の用意もしておく事。

○弘化五(1848)年

・正月三日、初狩で狭野原ならき山神に十五歳から六十歳迄の者が鉄砲・陣笠で勢揃した。三百人余りが揃い、病気の人は医師の証明書を出した。

その後弓・鉄砲の式日を決めて稽古があつた。

・二月三日、太守様(藩主斉興)が大隅国巡見に出掛けられ、同月六日、福山御牧(現霧島市牧之原)で異国防御の鉄砲演習を御覧になるといふ事、鹿兒島から両指揮官の下に六百騎の鉄砲が揃つた。前年末十月廿八日に吉野の牧場(現鹿兒島市吉野)で異国防御の演習があり大將二名で五百騎宛、合わせて千余騎で鉄砲の演習があつた。  
・十一月十八日夕方六時に北北西から南南東の方に大きな星が飛び、廻りは四五尺あり雷の様な音があつた。

・十二月朔日、広原で異国防御のための演習準備があつた。これは同月六日朝四時に出発して、小林の訓練場へ行き、郡奉行小森新蔵殿が見分を勤めた。

同月十五日夕方六時頃、地頭仮屋を出発して福原村の樋渡本学坊、山波矢十郎の両名の宿の脇に諸士の宿が並んだ。  
明十六日に小林東原で異国防衛演習の見分があつた。小林を始め、高原二番、須木三番、高崎四番に見分があつた。軍賦役奉行は、安田助左衛門殿及び同役三人、郡奉行小森新蔵殿、平嶋平太左衛門殿は野尻から入り、昼十二時から見分あつた。御家流鉄砲操作並び大砲の打ち方など無事

終わった。

同十七日には神徳院と錫杖院に諸士が参詣した。

・この年(弘化五年)は嘉永元年となる。

○嘉永三(1850)年

・二月十八日、軍賦役奉行が小林から到着する。伊知地小十郎殿、野元源五左衛門殿及び軍賦役家老付書記の甲斐弥右衛門殿である。同十七日泊り(小林か)で明けて十八日霞原で武術の見分があり、高崎も一緒である。

・四月、白米の値段は錢百文で七合買える。

・都城内小池道、曾於郡いのこ石道では高千穂の裾に至る迄小笹に実がなり、笹一本に十数個で麦のようである。大きさはぐみのようで米の代わりになる。飯にしても、団子にして、焼酎にしてもよい。男は一日に粃俵に三俵程、女は二俵程取れる。一俵に付き仕上りの実は一斗三升宛ある。嘉永三年(1850)四月十日頃から同廿四五日迄取れた。国分、清水、日向山、曾於郡踊等各地からのこ石原付近へ、一日に五六百人宛、都城、高崎、高原、小林各地から中山の野、御池の辺りに数日何百人か分からぬ程の男女が訪れた。大隅、日向各地から千人以上訪れたと聞く。皆が助かる事この上ない。この辺で行かない人は無い。

三年前は前述の原に少しの実がなっていたが、取る人も少なかった。今年は全体に実った。野原の少ない岡倉の辺にも実がなるが、飯にするほどは無かった。

以上笹の実の事、是迄聞いた事が無かったので此処に書き記す。

この笹の実はそば切に入れてもよい。国分地方ではそば屋が老升八合を錢百文で引き取って呉れる。

・八月七日、大風雨、高原内の家が二百十軒(小家の記録なし)倒壊、高崎は百三十六軒、高城は四百三十軒余、都城は数千軒余、高岡は八百軒程、野尻百五十軒余、小林は高原より大風と聞くが倒れた家数は聞いていない。その他の近郷他郷大風だったようだが、細かい事は分からない。作物の方も大被害である。当年も百文で米七合宛だが、来年も困窮が続く年になると思う。

○嘉永四(1851)年、

・薩摩宰相斉興、官位正四位上参議中将は、隠居されて江戸に在住。

・松平薩摩守斉彬、官位従四位上中将は家督を相続し、江戸から鹿児島へ下向された。嫡子松平虎寿丸様は未だ御元服されないので名乗りは無い。

この虎寿丸様は嘉永七年(1854)九月死去された事が通達されたので高原からも役人がお悔み申し上げます

○嘉永五(1853)年、郷の要求

・十二月朔日から麓と花堂の諸士が申し合わせた事は、十年前に郷の為に使用する予定で拾貫文出資し、屋敷毎に掛けてきたが、出資金が今はどうなっているか全く分からない状態になっている。今郷中は困窮しているのです、この出資金の利息を諸士に配当して欲しいとの要望である。

黒木越右衛門殿が集めて預かっており、元利合計八百貫文以上になるので、十二月二日に高原諸士の会議があった。

翌三日迄に麓組は麓で検討、花堂組は花堂で検討の上、郷士皆捺印した書を認め、同四日麓の法連寺に集まった。

同廿一日迄に配当ができなかったもので、黒木越右衛門殿郷士年寄役を勤めているが、皆が越右衛門殿の下では勤められないと言い、更に弟の宮原九郎左衛門殿は与頭役を勤めているが、是又悪口を言うので皆が勤められないと言い、明けて正月役替りがあった。黒木越右衛門殿は明三月迄役が勤められる様に諸士中へ証文を出したが認められなかった。

明けて正月四日(嘉永六年)に諸士全員が又法連寺に集まり協議した。

同十三日夜に鹿兒島御地頭所に諸士達が訪れ、麓からは甲斐貞左衛門を始五六人、花堂からは中島作右衛門始め四五人、其外諸士中から毎日出張した。高原郷士年寄黒木林右衛門、与頭藤田源五左衛門、瀬戸口右兵衛、郡見廻高妻矢五右衛門、は後から十四日に出張した。高原四ヶ才の百姓四百人以上が鹿兒島へ出張し、新田の件について同十三日から十五日迄毎日出立した。

藩庁の担当郡奉行平島平太左衛門殿並び高原新田担当役の世話になり、その時郷士、百姓共に交渉は順調に進んだ。諸士全体から八ヶ条の願いが出されたが、半分程は認められた。この時の地頭は島津相馬殿で取次は川上貞太郎殿だった。

○嘉永六(1853)島津斉彬公巡回

・松平薩摩守斉彬公、御歳四十五歳が領国を巡回された。

十一月十二日に鹿兒島を出発し、桜島へ渡り、各地廻り、同年十二月九日に野尻から高原へ入られた。瀬口原及び麓の地頭飯屋で視察。神徳院参詣、錫杖院で参詣して休憩後狭野原、鳶野巢を視察。その後小林で宿泊し、明けて十日には小林西之原



で訓練を見分された。この時、財部、末吉、松山、都城、勝岡、山之口、高城、高崎、野尻、高原、小林、須木の諸郷、合計十二外城、旗は二十一組が参加。旗二十一組の中八本は都城である。見物人は一万余人余と云う。

朝八時に見分が済み次第加久藤へ向かい小川原に入られる。加久藤に三泊され、飯野で鷹狩りがある。御家老嶋津石見殿始め諸役及び随員で合計三百二十九人、その他西目より通り夫(一人夫)迄入れると千人を超えると聞く。随員は二百文の宿代、人夫には一日当り二百文、米一升が支給された。その他以下高原で賄いを提供した。瀬口原では野菜、地頭飯屋では川魚、鯉、神徳院では餅、錫杖院での休憩時は高崎が引受けて賄った。狭野原は御茶で飯を提供し、鳶野巣では川鳥、瀬口原は白米二石三斗、地頭飯屋者白米三石、鳶野巣は白米二石二斗、合計白米七石計り賄った。同十二月廿六日太守様は鹿兒島に帰着された。この間、高原地頭島津相馬様の取次役川上貞太郎殿が前々より来られ、後日立たれて十日程滞在された。

註1 鹿兒島藩では薩摩半島を西目、大隅半島を東目と呼び、人口密度の高い、西目から東目及び日向諸県への人員移動が多かった。

註2 小林市の住所で西小林に調練場という地名

が残る。

○嘉永七(1854)年、アメリカ軍艦来航で軍役

・正月廿一日、太守斉彬様は鹿兒島を出発し、江戸へ参府される。江戸の浦ヶ野(浦賀)湊へ異国船渡来した。

アメリカ人が五年前にも渡来したが、此度は幕府より特に軍役を準備する様に飛脚で通達があった。そこで諸郷合わせ十三ヶ郷から、石高の多い郷士の面々を選ぶ様に通達があり、百人余が鹿兒島で揃った。同廿六日から一番立として鹿兒島を出発し、物頭(隊長)は鹿兒島から立てる。

・二月十三日、諸郷へ異国対応の軍役が命じられ、百人余が同廿一日二番隊として鹿兒島を出発した。一番隊の時と同様に隊長や幹部は鹿兒島より選ばれ一隊となった。

この異国船は江戸から去った由で、後続隊は見合わせる事になったとの事。

註1 米国は日本に開国を求めて弘化三年(1820)にビッドルが二隻の軍艦で浦賀に来航したが、日本側が拒否した。次に嘉永六年(1853)閏五月、ペリー提督が四隻の軍艦(中二隻は蒸気船)を率いて浦賀に来航、大統領の国書を手渡し、回答受理のため再度来航すると言い去る。そして嘉永七年(1854)正月八隻の軍艦(三隻は蒸気船)を

率いて再来航、開国の第一歩となる日米和親条約を横浜で締結し、三月初めに去る。嘉永六年の来航事に米国書の返事を貰う為に再度来航すると書いて帰ったので、再来時の為に軍役が幕府から藩に通達されたものと考えられる。

・三月八日、昼十時頃、鹿児島の下町で大火事があり、翌日正午迄燃えた。火元は加治木町の炭木屋より出火した。夫婦喧嘩から妻が火の付いた炭木を振り上げて投げたのが、鉋くずの中に入り、床下から火が起った。東は広小路の西石と籠通迄、北は御月屋通迄、南は浜迄全体が焼失した。焼失竈数（戸数）三千余死者は老母一人だった。此時太守様は江戸在勤でお留守だった。

・四月六日、正午頃、京都で大火事があった。仙洞御所内の御泊殿から出火し、南東の風が強く、直に内侍所辺に火が移り、禁裏御所と仙洞御所で一時に炎が上がった。近衛様の宸殿や両御門上の屋根板等は大方取除いたが別条はなかった。何分東風が強くなり、一条様、今出川様、日野様、その他次第に焼け広がり、烏丸通の町家に火が移り、北を今出川通、南は下立売通迄、堀川打越、所司代役宅、北の方は一町余りの範囲を焼払い、千本通迄焼払い、それ

から北西の糸屋町、西陣へ焼広がり、翌朝四時迄鎮火しなかった。右府様や大納言様は主上（孝明天皇）が避難したので、お供をして聖護院宮へ入られた。雅君様始め御子方は大徳寺へ避難したとの事。以上書状を受け取ったので書き記す。

註1 この火災で西は千本、北は今出川、南は下立売まで焼失。焼失の町数は百九十、寺社二四、家数五千軒を超える。現京都御所はこのとき焼失した内裏を再建したものが基礎になっている。

・十一月五日昼四時頃、大地震があり、至る所で住居が倒壊した。山崩れは大雨の時の様だったと地震の後で聞いた。この辺で見える大崩れは、夷守岳の南脇の廻り、北側の平地の上下等で、その他にも多数崩れた所がある。一時間毎に小さな地震が昼夜続き、明後七日朝十時に又地震があり、後も小さい地震があった。

これらの地震は近国の獄や山の地中からの噴火地震ではないようであり、遠国の噴火地震でもないようだが、日本国中が大変であり、又異国船の問題など、国家の動向等考えると今後どうなっていく事か。

この地震は年明け正月になると九州地方は少なくなつたが、中国地方は強く、江戸等の東国では津波も彼方此方の浦に押し寄せ、人家が一軒も残

らず海に流された所もあり、死人も多く家もつぶれた。村により残らず焼失した所もある由で、たいへんな地震と聞く。年内は言うまでもなく、正月迄は時々地震があり、一日に四度もあった事もある。次第に少なくなつたが、東国の方は大地震と聞く。

・十二月九日、異国船用心の為、江戸の御屋敷に詰めた事が決まり、高原からは高禄者三人が選ばれた。

藤田新之丞 年廿三歳 持高九十八石

村田正治 廿二歳 九十五石

竹之下庄五 廿二歳 八十三石

高原を十二月十九日出発し、鹿兒島から十二月廿

五日各地十四郷の郷士四十八人が勤める。鹿兒

島から軍賦役五人が率いる。

・年号が替わり安政二年正月となる。

(改元は十一月廿七日)

## 十一 安政一元治期 (1855 - 1864)

○安政二 (1855) 年

・三月十五日、御池を巡回した。昨年十一月五日の大地震の時から、御池の水が引き始め、今年になりに各地から数人が毎月廻っている。私永濱万兵

衛も狭野の児玉平馬と連れ立ち巡回したが、水面が式丈五尺(約七・五m)程下っている。西嶽の下の楠木が二百m程水際から離れている。横が五尺、長さ五間程ある柳港の堂宮から後の浜迄四拾間(七二m)余り水が引いた。水際に松木の杭が昔から打ち込まれていた。

・五月廿三日、鹿兒島から廻文が到着し、異国船用心として、江戸詰が命じられる。人数は諸郷より合わせて四十八人で、高原から三人黒木尚齋、瀬戸口右八郎、鳥集庄兵衛が高原を六月三日出発し、鹿兒島から同月十一日に出発する。近郷では小林より四人、高崎より三人、高城より三人でその他は遠郷との事である。

・高原地頭が替る 三十二番目、安政二年 (1855) 八月朔日、 福崎助八殿、

取次は伊集院善右衛門殿

・十月十九日、霧島山御鉢から夷守岳北向平の方に摺鉢形の山影が見え、それが矢岳の瀬戸尾越の方へ移動する様子を、広原の藤田源五左衛門の下人庄太郎、妻こむす、他にそで及び女一人合計四人が同日四時頃見た。

註1 蟹気楼ではないかと思われる。

・十月二日夜十時、江戸で大地震があり、崩壊が九

割との事で同六日から鹿児島へ飛脚があり、同十八日に到着した被害の情報は以下の通り。

一江戸の総面積五千七百町

一土蔵数十一万四千四百六十

一大名屋敷四百余

一旗本土屋敷十八万五千八百

一寺院宮社六千二百余

一死人十二万八千六百八人余

一怪我人三十二万六百人余

救援小屋 上野、浅草、窪町、他九軒、合計

十一軒

此地震で黒木尚齋が家屋の下敷で死去。

この江戸大地震における損害は右の通りだが、江戸詰の藤田白之丞から同年十一月に送ってきた情報によれば、高二十二万石の筑後久留米城主有馬玄番頭殿の江戸屋敷女中が百五人余死亡、家老一人他怪我人があった。高十五万石の松平時之助殿は十一歳との事だが、御家中三百五十人余、乗馬十三疋、人馬焼死との事。この地震で多くの死人の連絡がある。

薩摩藩屋敷数ヶ所の内、桜田御屋敷は曲がり崩れ半分焼け、怪我人十八人の内七人死亡。他の当藩屋敷に怪我人はなかったと言う。

註1. 安政江戸地震と言われて震度六弱と推定されている。この地震で江戸市中の倒壊家屋は一万四

千戸余、死者は町人、武家屋敷含めて一万人と言われる。旗本・御家人の屋敷の約八割は被害を受けたと言われるが、この時代の報告はかなり大きな数字になっている。

#### ○安政四（1857）年

・十二月十四日夜十一時頃、永濱万兵衛の屋敷西の裏屋に火が付き、四部屋の内家中火が起こり、西風強く瞬時に焼失した。牛馬、衣類、刀箱などは持ち出したが、俵や道具類残らず焼失した。

#### ○安政五（1858）年

・七月十六日朝六時に太守様が死去された由、この時は鹿児島に在国だった。

松平薩摩守斉彬公逝去、御歳五十歳、在任八年、現在日本で一番の聖人と言われていた。

法名 須聖院殿英徳良男大居士御霊位

薩摩・大隅・日向三国の太守、且琉球兼領

この御死去により七月廿四日から禁断五十日、と高原に伝えられた。御嫡子は昨年九月誕生の御歳二歳で側室に生まれた鉄丸様となる。御隠居様（前太守斉興）は江戸在住。鉄丸様は若君であるが、当分の間政務はできないので、重富屋敷から御城へ上がり、国主を十八年勤めると決めてあった。ところが若君様（鉄丸）が死去したの

で、重富屋敷の島津山城守（久光）の嫡子又次郎様（忠義）が十九歳で斉彬公の養子になった。  
・八月、北西の空にほうきぼしが出現、長さ一丈五尺計、横一尺計で夕方六時に出て夜八時に入る。入る時は二丈五尺程の尾を引く。

○安政六（1859）年

・八月廿七日、常陸の国主水戸中納言殿（徳川慶篤）差控、水戸前中納言殿（斉昭）は永蟄居、水戸殿舎弟一橋宰相殿（慶喜）が隠居謹慎、水戸殿末弟松平讃岐守差控、同末家松平大学頭差控、同末家松平播磨守差控となる。

同日作事奉行岩瀬肥後守、軍艦奉行永井玄番頭の二名は役職罷免、切米召し上げて差控。西丸留守居川路左衛門尉は役職罷免、隠居言い渡し、小姓組仙谷右近組の川路太郎は祖父左衛門尉が隠居を言い渡され、家督の相続は許される。これらは稲垣長門守宅にて若年寄列席で、稲垣長門から言い渡され、御目付神保伯耆守、小倉九八郎が立会った。

同日水戸殿家老中山備後守、其方は、家柄や重要な立場であるにも関わらず、前の中納言殿は考え違いから家来達に良からぬ企てを命じた事は家老にも責任がある。これにより厳しく処分するところだが、未だ若いので（信宝1844年生まれ

十五歳）特別に斟酌して差控とする。  
以上は松平和泉守が井伊掃部頭の意向を受けて老中列席の場で申し渡した。大目付伊沢美作守、御目付鳥居権之助同席。

同日水戸殿家老安島帯刀は切腹、同家来茅根伊之助は死罪、吉左衛門倅の鶴飼幸吉は獄門、鶴飼吉左衛門は死罪、鷹司殿家来鮎沢伊太夫、小林民部小輔の両名は遠島、京都烏丸下長在町上ル町芳兵衛借家に住む儒者池田大学は中追放、近衛家老女むら岡は押込、以上は評定所において寺社奉行松平伯耆守、大目付久貝因幡守、南町奉行池田播磨守、北町奉行石谷因幡守、御目付松平久之丞が立会い、伯耆守が申し渡した。これは老中井伊掃部頭の指示であったと聞く。

註1 安政の大獄。幕府に対する二つの批判に対して幕府（大老井伊直弼）の鉄鎚である。一つは外国との条約を朝廷の勅許なしに締結したと、朝廷と結んだ水戸を首領とする攘夷派に対して、今一つは將軍家定の後継十四代將軍として、幕府が押す紀伊家に対して一橋慶喜を押したグループに対するもの。開国派の岩瀬、永井等幕府官僚は一橋派で処断されたため、事件が分り難くなっている。

・年号が安政七から万延元に替る。（三月十八日）

○万延元(1860)年

・三月三日、江戸城下桜田門内において、井伊掃部頭殿が朝八時に登城途中、列の真ん中へ水戸殿家来十七名が切込み、掃部殿の家来を皆切り果たすか負傷させ、掃部頭殿の首を切取ったと云う。十七人の内二人は薩摩家の家来で有村次左衛門兄弟との事。水戸家からの依頼で一味に入ったと云う。有村次左衛門は歳十七才で掃部頭殿の首を取り、その他十七人切り、自身も負傷して、掃部守打ち取ったと大声で名乗り切腹との事。兄は薩摩御屋敷に入り帰国した。水戸殿家来十五人は無傷で帰国したと聞く。井伊掃部頭は近江国彦根城主三十五万石である。

註1 桜田門外の変 安政七年(1860)三月三日、井伊大老の暗殺

・年号が万延から(二月十九日)文久に替り、秋から銅銭一文が二文に替る

○文久元(1861)年

・五月廿五日、夕方七時頃から北北西にほうき星が出る。星の周り七八寸で尾は南に渡り三尺程である。

○文久二年(1862)

・二月、江戸幕府老中安藤村馬守が切られたとの事で、水戸の浪人が名乗り出たと云う。

註1 坂下門外の変 文久二年一月十五日、老中安藤信正が坂下門外で水戸浪士に襲われて負傷

・二月七日、球磨相良殿の城家が出火し、城と武士町が全焼した。その日の二時頃北の強風により、小林、高原、高崎は煙が吹きかけてきた。又小林原や高原原では書物の断片や相良氏由書などが風に乗り飛んできた。これらの断片は集めて地頭飯屋に納めた。高原の藤兵衛山付近の道、嶋、川中にも落ちた。

・八月三日の夜より見え出したほうき星は、夜八時には真上に見え、東から西に引く尾は四尺程である。

・春から夏秋にかけて、日本国中全般にはしかの病気が流行り、三十八年ぶりの流行である。鹿児島ではしかによる死人が多く、各地に死人少しづつある。以前の流行の時はいかにからなかつた五十歳、六十歳、七十歳台の人がはしかに罹っている。

・春には金一両は鈔九貫文だったが、翌年文久三年(1863)三月から一両は鈔八貫文となった。

・三月には銅銭一文は鈔四文に換算する。昔から

小銭一文替だったが、最近は鈔四文替、小鈔だと八文替となる。

・春から鹿児島島の磯で幕府の許可を得て、琉球通宝の百文銭の鑄型が作られた。

註1 琉球通宝の鑄型を天保通宝百文と同じにして、大量の偽天保通宝を作り、流通させた事で幕末の激しいインフレの一因となったと云われる。

・以前、安政五年(1828)七月十六日に逝去された、

松平薩摩守斉彬公の死去後五年になり、此度文久二年(1862)十月十五日に中納言の位が贈られたと通達があった。法名は須聖院様。

### ○文久三年(1863) 薩英戦争。

・今度異国船が来ると云う事で事前に嚴重な警戒指示があったが、此の年六月廿七日に異国船が山川口へ入って来たので、山川から鹿児島へ狼煙の合図を廿七日夜九時に揚げた。途中で二ヶ所、桜島を経由して鹿児島で受取、狼煙をあげると、鹿児島始め近郷海岸では大至急に持ち場に待機し侵入を待った。

明廿八日朝八時に鹿児島前の浜へ異国船が現れ砲台を避けて磯の沖へ掛った。異国船七艘で大小はあるが、二艘は長さ六十間、横三十間ある。一

つ目の名は中白軍船、一つはフレガット(フリゲート艦、この時の旗艦)と云う名との事。それを中心に本船として外輪乗り五艘で大砲を打ってくる。廿八日異国船小船一艘で浜之市・重留の前の辺を乗り廻り、明けて廿九日には重富の前に隠しておいた藩購入の蒸気船三艘が米や金品を積み入れておいたのを見かけ、異国船を寄せ付けて船を桜島へ引き寄せ、乗組員を下ろして積み込んだ品々を取り上げ、直ちに火をつけて焼き払った。他に鹿児島の前岸壁に入港していた琉球船三艘も奪った。米や砂糖等が積み入れてあったと云う。

以上の事が報告されたので、七月二日正午から大砲を打掛が始まり、鹿児島と桜島の砲台から砲撃した。異国船からも大砲を打ち出し戦いになり双方止まず夜の八時迄戦いが続いた。異国船も外輪船は破損が酷かったが、本船二艘は無事の事。明けて三日になり谷山の沖に退避した異国船に桜島の小島砲台詰めの青山氏より砲撃で異国船に命中して破損水船になったので、小根占の沖に放置し山川口に退避した。

同七日夜又戻って来て放置の船を曳き出た。国許の負傷者八人、二人は死亡した。他は軽傷が全部で三十人程であると云う。

鹿児島上町の武士小路は焼失したが、当地の武士町人の老幼男女は六月廿七日から八日にかけて近郷へ避難するよう事前に通達があった。殿様は千眼寺へ、御姫様は花尾山へ避難していた。この時、殿様は国分へ移る予定だったが、当地の諸士から一応鹿児島に滞在願ひを出した由。各地の砲台へ勤務した人々、負傷者、死者に合計二千両程が支払われた。

火薬は四千斤(約六・四トン)の内少し残ったという。異国船から打ち掛けた大砲の玉は鉄製で、長さ一尺八九寸(五十センチ)で廻りは一尺余(三十センチ)で大きな玉は八十五斤(約五十キロ)で大小がある。桜島で収集した玉は俵で十七俵あり、小船三艘で鹿児島へ送った。鹿児島へ打ち掛けた玉は収集して藩の作事所へ納める様に通達があり数千個の玉が納入された。異国人死体が鹿児島の下々に打ち上げられ、死体は百人以上あった由だが、各地からも段々死体が増えるので全数は分からない。江戸からの情報で死人百八十人と報告あったと九月に聞いた。

高原、高崎、野尻、小林、須木からは、七月三日四日五日に掛けて出陣したが、国分、加治木迄出張した時点で異国船が引き上げたとの事で、軍賦役方から鹿児島に来る必要ないので帰郷せよ

と連絡あり引き取った。高原からの隊は国分宮内に一番隊一組を留め、地頭所島津矢柄様へ届けに四人、永濱作八郎、丸山儀一郎、宮田庄次郎、黒木宗一郎が行った。六日朝地頭所へ届けた後宮内に待機した組も一緒に七日帰宅した。

註1 生麦事件に端を発した薩英戦争。七艘の蒸気軍艦(内一艘が外輪で残りはスクリュウ)で渡来した。

註2 英軍側の死者は十三名で水葬にしたとの事でその死体が上がったものと思われる。英側死傷者七十名程、薩摩側死傷者は数名だが鹿児島の下に学ぶ為接近する。

### ○元治元(1864)年

・七月十七日・八日、京都に長門国(長州)勢が攻め込み戦争となった。諸国勢が防衛で戦ったが京都の七割が焼失した。

註1 禁門の変で戦いの際に起こった京都の大火(ドンドン焼け)。この時薩摩は会津等の幕府軍側に立ち、長州軍を破った。火事の原因については二説あり、籠った長州勢を焼し出すために幕府側が火を付けたと言う説と長州側が付けた火が広がったと言う説である。



・八月五日、長州に異国船十八艘が攻め、五日・六日に戦鬪があり、長州勢三百人程討ち死にしたという。

註1 文久三(1863)年攘夷派の長州が下関封鎖、外国船砲撃を行った事に端を発し、翌年英仏蘭米の四か国が長州を砲撃した(四国艦隊下関砲撃事件)。

・十月五日、居地頭制が復活し、小林に地頭名越屋左善太殿が着任する。加久藤、飯野、須木、野尻、高原を加え六ヶ所を受持つ。同九日高原を訪れて神徳院と錫杖院に御参詣、地頭仮屋に宿泊、明けて十日は野尻へ向かわれた。

註1 鹿兒島藩では寛文三(1663)に居地頭制がなくなり、二百年ぶりに同制度が復活した。原文名越屋左善太は間違いで、名越左源太時敏である。

### 十三 慶応―明治初(1865 - 1871)

○慶応元(1865)年

・元治二年六月年号替る。六月より諸物価高くなる。白米二斗二升入一俵、十一貫五百文替(高原・小林地域)但し関所外四ヶ所穆佐地域では、白米一升一貫文、秋山標でも一升が一貫文である。二斗四升入は二十四貫文 但し鹿兒島も二斗四升入

りで二十四貫文である。

麦は百文で四合、小麦は百文で三合、粟百文で四合、大豆百文で三合、そうめん百文で二十五匁(約九十四g)、木綿百文で四匁から三匁五分(十三・十五g)一反で七貫文、あさおにこき百文で四匁(十五g)、上布は一反が十八貫文、中布一反十五貫文、下布一反十二貫文

金物や諸道具は百文で六匁(二十三g)、翌年には四匁(十五g)になる。

翌年(1866)六月には、白米二斗二升入で二十四貫文になり、他諸物価もこれに応じて高くなった。当年(1864)十月には白米二斗二升入が十五貫文である。

註1 幕末の物価高騰は通貨改鑄によるインフレによるものだが、一つには開国に伴う交易で、輸出に物資が廻り国内物資がひっ迫したと言われている。鹿兒島藩では琉球経済立て直しの為として琉球通宝の発行権限を幕府から三年の期限で許可を得たが、この設備技術を利用して天保通宝(百文)の偽貨幣を大量に鑄造し、武器購入等に当てたと言われるが、これもインフレの原因と思われる。

・天正十八年(1590)噺役が始まり、天明六年(1796)迄二百年程、衆中、噺が定められていたが、天明

六年から郷士、郷士年寄と名前が替り、慶応元年(1865)六月に又衆中、噯となった。百年程郷士、郷士年寄と呼ばれた。

・前年から真幸院内四ヶ所で酒屋が許可され、藩で買上げる事になった。慶応元(1865)五月よりこれら酒屋村に鹿兒島の町人三百世帯が移り、住居建設が各地で始まった。

・十月七日頃から坂本寺の山に猿が一疋現われ、その後宮田山に移り、同月廿日頃にも現われ数日見られたとの事。以前百五六十十年前の正徳年間(1712)に霧島山が噴火した時、猿が里に下りて来たと言ふ。今度は一体何の予兆だろうか、その内に分かるだろう。

### ○慶応二年(1866)

・六月十六日、異国船が鹿兒島の前に着船した。軍艦三艘で前々から長崎で相談して招待したもので、ロシア、オランダ、イギリスの各国軍艦が訪問したもの聞く。磯の浜で同廿日鉄砲の演習の為との事。同月廿二日鹿兒島を出船したと聞いた。

・昨年十二月から鹿兒島城下に諸郷からの番兵が詰める事になり、郷士高五百石に付、一人づつ勤務する事になった。

高原からは、竹之下庄五と田口敬之助が勤務した

が、今年)七月朔日から鹿兒島から京都守衛に転勤となり、同三年(1867)二月十三日帰国になり、前述庄五と敬之助は高原に到着した。

### ○慶応三年(1867)

・正月十一日、宮田の上斎木百姓甚太郎と言ふ者の養女が牛の子を産んだ。躰一つに足四つ、尾一つ、首から二つになり、両方の頭に齒の生えた口があり、鼻二つ、目四つ、耳四つ、角四つで全て揃った牛である。月数も合う黒牛であるが、四五日もすれば死ぬだろうが、城下へ報告した。

この様な事が過去にもあったか調べると、六十九代後朱雀院の代、長久四年(1043)に牛が頭二つある子を産んだとあり、この年大日照りだったと言ふ。

註1 牛の奇形が生まれたのは事実かも知れぬが、産んだのは養女ではなく養牛がどこかで咄が混乱したか。

・去る慶応元年(1865)頃、將軍が死去され、一橋家に將軍継承をお願いしていたが、同二年冬死去されたので、当分將軍は不在となると言ふ。

同二年(1866)十二月、天子様が痘瘡で崩御され、明けた三年正月には禁断五十日が通達される。

天子崩御による禁断は此の時が初めてである。

註1 十四代將軍家茂は慶応二年七月廿日、大阪城で病死した。次の將軍は田安龜之助(三歳)を遺言で指名したが実現せず、その年の十二月五日一橋家の慶喜が押されて十五代將軍となり、五か月程將軍空位となる。

註2 孝明天皇の崩御は十二月二十五日。

・二月廿八日、鹿兒島の番兵勤務が命ぜられ、高原からは高妻熊太郎と橋口嘉太郎の二名が勤めた  
・二月、高原地頭は小林の居地頭管轄だが、鹿兒島で死去されたので、三月から地頭が替り谷川十郎兵衛様が任命されたが同年九月鹿兒島で死去された。

・九月、小林居地頭が替り、近藤七郎左衛門殿が任命され、十月始めて来られた。高原諸社へ参詣の為、十月十二日高原へ入られた。この時の地頭は五ヶ所、小林、須木、野尻、高崎、高原を管轄される。

・七月、白米二斗二升入俵が四十四貫文になる。  
粟一俵三斗二升入りが三十二貫文、あさお(麻糸)は七匁が百文で、新こきおは三匁が百文。他の諸品はこれらの値段に準ずる。作物の出来具合は平年並みである。

・八月十二日、鹿兒島の前之浜を出船して京都に登

つた人々がいる。高原からは高妻熊太郎殿、橋口嘉太郎の二名が上京した。此の時同船で狭野権現神主の岩元大和、社家の日高右近と岩元兵庫の三人が上京し、白川家の直官になった。

・九月、諸所の寺領が召上げられた。高原郷では、花堂の坂本寺、広原の真弦庵、麓の地藏院、水流村の極楽寺、以上四ヶ所が藩に没収された。

・鹿兒島では前々から琉球通宝の百文銭及び半朱銭札を銭に交換し、天保通貨となる。

・十一月十三日、薩州太守が前の浜から出船して上京され、これは八九年ぶりの上京である。

・太守様が京都に上られた時、明けて慶応四年(1868)正月三日、江戸徳川家の軍勢が京都に押し寄せ、薩摩守を討つ計画だったが、薩摩勢が伏見で防ぎ留めて勝利し、大阪迄追討した。大阪城を焼討し薩摩・長州の味方は同月十日迄大阪淀、伏見で毎日戦ったと聞く。徳川家の將軍も最早是迄である。この二月中に長崎、天草、豊後の富田、日向の本城の各地を薩摩軍が討ち取ったと聞く。

註1 鳥羽伏見の戦い

○慶応四年(1868)廃仏毀釈

・三月十一日、鹿兒島へ番兵勤務の為、高原より丸山儀一郎、黒木一彦の兩名が出発した。

・四月廿九日、錫杖院住持は麓の法連寺への移動が命ぜられ、同寺内の御宮脇にある千手観音や諸仏も法連寺へ運ばれ、仁王は焼失した。

・同閏四月三日、神徳院住持は小林の宝光院へ移動が命ぜられ、右両寺には高十五石分宛下された。狭野神社脇宮の千手観音及び寺内諸仏は三日に焼失した。仁王は石でできているので脇の山内に捨てられた。

郷内村々の諸仏は、次第に村々へ神道が入る事により、焼かれるか破棄された。高原における諸仏焼却棄却の役は曾於郡より派遣され、高原の後には小林や東霧島へ移って行った。

以上此度の諸仏棄却の事は日本国中へ天子からの勅許に基づき通達された事であり、僧職に是迄許可されていた、神徳院高二百八十石余、寺境内の横千間(一・八キロ)縦二千間(三・六キロ)の免税地及び領内の田畑の寺領分が没収された。錫杖院は高百三十石余、寺境内の祓川後前しんのいぼ迄の寺領分地、田畑が没収された。この両寺内は今行政管轄になり、大山野管轄が通達された。

・神皇十一代垂仁天皇の代に、後漢明帝の永年十年(西暦97)天竺から仏法僧が日本に渡り、白馬寺を初めて建立し、それから五百六十八年を経て人皇三十代欽明天皇の時、大蔵經二千巻が日本に渡

り、百濟より五経博士、曆の博士、医薬の博士、僧侶十人余が渡来した。天皇の命により大和の大宮大寺を建立した。百濟から金の釈迦像、旗(幢幡)、天蓋、仏典が天皇に贈られたのでこれらを蘇我稲目に給わった。稲目は大和に向原寺を建立して仏像を安置する。これが日本へ仏法が渡り、伽藍の始めである。その後疫病が流行り、物部尾輿等は、神国に仏法を用いる事による神の祟りだと言い仏像を破棄する。しかし疫病が収まらないので再び仏法が始まるが、疫病、洪水、大風は年毎にあり、人々は悩む。

三十二代敏達天皇の時に聖徳太子が出て、仏法は繁栄する。

この敏達天皇代(西暦572)より当慶応四年(1868)迄千三百二十八年になる。その間仏法は盛んであり寺領分による石高は日本国中では何百万石になるか分からない。

これは神徳院大権現、錫杖院大権現が報告している事であるが、今より神徳院は社と呼び、寺の跡を神主館として神主の居所である。錫杖院は祓川神社と呼び、寺の跡を東御在所神主館とする。

東御在所錫杖院跡には押領司権之守が慶応四年(1868)閏四月廿五日に移った。

・閏四月、天徳元年と年号が変わると云う情報があったが、替らなかつた。

・同年五月十日、鹿児島へ番兵として出張した丸山儀一郎、黒木幸之助は勤務解除となり、替りに丸山十郎右衛門と

永田円寿院が五月十日に辞令が出て、同十一日それぞれの家を出発した。

・閏四月廿日と廿三日に下野国宇都宮城で戦争があり、敵方徳川氏・会津氏が敗れた。味方薩州・長州は大勝利との事。

・五月の通達。 昨年(1867)八月、京都の守衛として編成された部隊は、東国の徳川家及び会津家が朝敵となつたので、その征伐に出軍するとの通知があつた。

・五月晦日、京都守衛が命じられ、高原からは永濱勸右衛門、黒木幸之助の両名が出発したところ、同七月三日から越後国の越後口と言う所で勤務する事になり、鹿児島前の浜(鹿児島城下町付近の海岸)から出船した。 同月廿四日から丸山十郎左衛門、永田円寿院も前の浜から出船し、越後口に勤務した。

・六月に記録する。 去る慶応三年(1867)十二月八日頃から徳川氏、会津家、桑名家は内々大坂へ

軍勢を向けて謀反を企てたが、明けて四年正月三日より大合戦になつた。

征討大將軍に仁和寺宮様が出陣され、錦の御旗を立て諸所へ出張されたとの事。 同十二日頃迄数日戦いがあり決着したとの事。 これにより徳川將軍は無くなり、高八百万石は没収されたとの事

・五月の通達。

一銅銭壹文は鈔二十四文となる。

一銅銭四文銭は四十八文となる。

一小刀、かまの類は鈔百文で三匁五分の重さが買える。

一なた、よぎ、鍬、山鍬の類は鈔百文で四匁五分右の四ヶ条の他に金一両が鈔九貫文は従来通り。

・九月から銅 鈔壹文

一銅銭一文が三十二文になる。

一天保銭(百文)ひとつ二百文

一半朱(琉球通宝)一つ三百文

・十一年前の安政五年(1858)八月に北北西の方にほうき星がでたが、慶応四年(1868)正月大戦争(鳥羽・伏見の戦い)があつた。

・秋に年号替わり明治となる。(九月八日)

○明治元(1868)年 戊辰戦争の終結

・九月廿三日、奥州会津城が落ちた。

官軍が会津城を包囲して攻撃したところ、賊側が

敗北し、先月廿二日に城主肥後父子を初め、別紙の通り謝罪状を提出し、翌廿三日には刀を外し軍門に伏したため、同所近辺の寺で謹慎させられた。部下は猪苗代で謹慎となり、武器は全て提出した。同廿四日に居城を受取となり、米沢も降伏を申し出た、この事を関係者に通達し、諸郷、私領へも通達する。

但し本文の通り会津が降伏したので、一番隊より六番隊迄、一番遊撃隊、一番、二番大砲隊、白川口白砲打係は国元への帰陣が通達され、先月廿四日に会津を出発した。

(明治元)十月

備後 島津忠義 (鹿兒島藩主)

図書 島津久治 (以下家老連名)

右衛門 桂 久武

龍衛 川上久齡

内膳 町田久憲

良馬 島津久義

### ・会津謝罪文

臣容保は恐れながら言上奉ります。私は京都在職中、朝廷の莫大な御恩を蒙りながら万分の一もお返しもしない内に、当正月伏見において行違ひから暴動の一戦を、皇居の近くも憚らずに起こした事、天朝に聞こえ深く畏れ入ります。それ以

来引き続き今日まで朝廷軍の敵として抗った田舎者の頑迷による過ちは今更言い訳も御座いません。

実に天に許されざる大罪、あたかも人民に塗炭の苦しみを与えた事全て臣容保のやった事です。今後どの様な刑罰を下されても恨む事はありません。臣父子並び家来の死生について偏に天朝の聖断を仰ぎます。但し国民(会津の)と婦女子の関しては、元々知らない事であり罪もない事ですから、全てお赦し戴く様代わってお願い致します。これにより是迄の兵器は全て差上げて速やかに城を開き、官軍の司令部へ降伏謝罪を致します。この上で若しも王政復古による特別の恵み深い寛容なご処置がなされれば有難い事です。此の事を大総督府の長官に万死を冒して歎願致します。恐惶頓首再拜

慶応四年(1868)九月 源容保(松平容保)

謹言

亡国の陪臣長修等が謹んで言上致します。老君容保は長く京都で奉職しており、朝廷の厚恩を蒙りながら、それにお応えする事もない上に、天朝の咎めに触れて遂に今日の事態に至りました。天朝の咎めに触れて遂に今日降伏謝罪する事になった事は、偏に私達臣下が頑迷粗暴で輔弼を失った

為です。今更お願いも却って恐れ多い事では御座いますが、臣下の気持ちとして耐え難く、代わって私達を厳刑に処して戴く様に伏してお願ひ致します。何卒容保父子に關してはお恵みを以つて寛大な処置にして下されたく、失礼を顧みず祈願致します。臣長修等 恐惶頓首 再拜

松平若狭守喜徳重役\*容保養子現藩主

菅野権兵衛長修花押 家老

梶原平 馬景武花押

内藤介右衛門信郎同

原田 对馬種龍同

山川 大蔵 重同

井深茂右衛門重常同

海老名郡治李 同

田中源之丞玄 同

会津右兵衛為 同

外諸臣共一同

謹上

会津総人員

一 治官・士中（軍事局共）三十人

一 役人 六十八人

一 士、兵隊 七百六十余人

一 兵卒の他下々迄 六百四十六人

一 士中以下下々迄 千六百九人

一 病人 五百七十人

一 士中の従僕 四拾二人

一 他領脱走 四百六人

一 婦女子 五百七十五人

一 鳶の者 二十人

一 奥女中 六十四人

右以外に城下に滞在するもの合せ五千二百三十

五人

武器の記録

一 大砲 五十九挺、彈藥含む

一 小銃 二千八百二十五挺

一 胴乱 十八箱（火藥を携帶する入れ物）

一 小銃彈藥 一万二千発

一 鍵 千三百二十筋

一 長刀 八十七振

以上

九月 今村九左衛門

右の通り書面至急回覽する事、地頭方へは別に連絡してないので、そちらで報告せよとの通達である。以上

明治元（1868）十月十五日

地頭所取次 市来清八郎

小林・野尻・高原・高崎・須木の噺役宛

・慶応三年(1867)八月から鹿児島番兵勤務の高妻熊太郎、橋口嘉太郎は京都守衛を命ぜられたが、翌年(1868)五月、江戸への出兵が命ぜられた。橋口嘉太郎殿は江戸に到着した後、越後国へ出兵して戦ったが同年七月十二日腹部臍脇に砲弾があたり重傷を負い、四年十月帰国帰宅した。一方高崎番兵の平川藤兵衛は、同所同日に戦死し、八月三日に越後国に葬った旨が十月に連絡あった。高妻熊太郎殿は京都で脚氣の病で帰国を命ぜられ、四年六月に帰宅した。

・慶応四年(1868)秋、号が替り明治元年となる旨通達があった。

・慶応四年五月晦日、鹿児島番兵を命じられた永濱勸左衛門、黒木幸之助が高原を立し、同八月三日鹿児島前の浜から出船して越後国への出兵が命ぜられた。同月四日五日の間、肥前国の沖合で大風により蒸気船のメインマストが吹き折れ、平戸と云う所に六日の夜一泊、そこから出船して越前の敦賀の湊に着き、翌九日出船して越後国新潟に到着、滞在した。十六日に新潟を出船し、十七日出羽国秋田郡久保田に着いた。ここの城主は官軍の味方だが、爰から十二里に敵勢が居るので押し寄せ、神宮司の玉川花立で戦鬪があった。

廿三日の午後四時から翌朝二十四日六時迄戦鬪が続いた。又九月十五日から十七日の朝迄上島皆岩野、樺山の三ヶ所で大きな戦鬪があり、追討した処敵は降伏した。続いて各地共皆降伏した。その後奥州に行き、奥州道より常陸国(現茨城)・武蔵国(現埼玉)を通り江戸で十日滞在した。以後廿日迄に諸国を通り京都に到着、七日間滞留在後大阪に下り六日間滞在了した。十二月十三日出船したが、廿四日五日の間土佐沖で難船し、廿六日日向細島に着いた。廿九日に高岡に泊まり、明けて明治二年正月元日に高原に帰宅した。両人共無事帰宅できた。

・明治元年(1868)五月に鹿児島前の浜を出船した丸山十郎左衛門殿と永田円寿院殿は越後国へ出兵を命じられ、戦鬪して新潟に五十五日滞在了し、明けて明治二年(1869)二月廿三日に高原に両人共無事に帰宅した。

・これら関東東北へ出征に先立ち、門出でとして狭野神社並び東御在所神社に参詣し、初穂料として一貫二百文、焼酎三杯宛差上げて御神楽を頼んだ。その時より毎月朔日に狭野神社に御神楽、月中十五日に東御在所に御神楽と前記品物を差し上げた。人数が多い時は二貫文或いは二貫五百文、焼酎も五杯程差上げた。後の為此処に書き記す。



註1 永田円寿院は廃仏毀釈で没収された寺の当主だが、郷士として身分を保証された事が同家子孫である花堂の永田良保家の古文書に記されている。

○明治二年 (1869)

・七月、是迄領国(藩内)の先祖を祭る際は仏僧により、中元の七月十四日五日の両日、生霊盆祭りをして来たが、挙行禁止となり、神道祭りにする事が通達され、二月四日以後十一月中の卯日より、年中に神道で先祖祭りを行う様通達あり、皆承知した。

昔からの事を顧みると、神武天皇より人皇二十九代宣化天皇迄は神道のみであり、先祖祭りも神道による祭りだったという。三十代欽明天皇の時、天竺又は唐から仏法僧渡来して、仏道が繁昌したと云う。人皇始めから一千五百三十七年に当てる四十五代聖武天皇の御世に、日本国中全て仏僧による生霊盆祭りが行われたと思われる。この時から当年迄一千十六年の間の習慣であるが、此度取止めが通達された。

人皇三十八代斉明天皇代に初めて諸国の寺でうらばん経を読ませた。後世是を聖霊祭と云ったとある。

・八月、薩隅日三ヶ国御城で鹿児島城下土小番家、新番家、御小姓組家、諸郷衆中土と是迄三段階あったが、此度徳川將軍家との戦争で諸郷から出兵して東国が収まったので、城下土、小番、新番、御小姓、諸郷衆中は皆同格とする事が通達された。この件は八月十六日、小林地頭飯屋に嘸、与頭、横目の三役が呼ばれ、地頭の近藤七郎左衛門殿から直接通達された。

・徳川將軍家が廃止となり、明治元年(1868)三月、京都の天子は江戸に治めに下向され、公家の仁和寺宮様が將軍になり、老中、若年寄役、目付役が夫々替わり三政(参政)役等の名に替った。

・諸郷の役々も常備隊大長役支配に役名が替った。

・明治元年(1868)三月、所領持の大名十九人は鹿児島城下に移動となり、その跡領分は郷となり国主(藩主)の支配下になった。これらの御一門家は、重留(重富)一万八千石余、加治木一万八千石余、垂水一万三千石余、都城三万七千石余、其外八家は城下で知行高千五百石が給与された。その他大名並び寄合家の知行は三百石となった。

大名十九家の私領は、重留、加治木、垂水、花岡、新城、市成、種子島、知覧、喜入、鹿籠、吉利、永吉、日置、平佐、入来、宮之城、黒木、蒲牟田、

都城であった。

○明治三年 (1870)

・十月、高原、高崎は一緒になり、高原内の水流村は上庄内に付属し、高城内の妻霧島は高原に付属、都城内の桑鶴村は高原に付属した。此時都城は三つになり、上庄内郷、下庄内郷となり、加治山(梶山)は勝岡に付属した。

・七月、高原・小林地方で所々白米二斗二升入り一俵に付七十三貫文の値段になった。藩内でも鹿児島では一俵で鈔八拾貫文になった。その他諸物価高くなった。

同四年 (1871) 始めより白米は三十貫文になり、同七月から白米一俵二十貫文になる。

○明治四年 (1871)

・九月、各地から江戸へ出兵する様に通達があった。諸郷から合計八百六十余人が九月八日に鹿児島前の浜から出船した。高原からは五人、藤田本助、高妻藤太、平川十郎左衛門、四位、日高が出兵した。

・九月十五日、鹿児島吉野で訓練があり、薩摩、大隅、日向三ヶ国から常備隊十四大隊、予備隊十大隊、他に鹿児島から大砲隊、諸郷番兵隊六隊、合

計三十大隊が集まった。

高原からは常備隊一小隊半、予備隊半隊、合せて二小队が出兵した。総人員は一万三千人余である。

註1 陸軍の編成は小隊が三十一六十人、大隊が三百一十人である。小隊が二一四個で中隊、中隊二一四個で大隊を構成する。

高原所系図訳注終

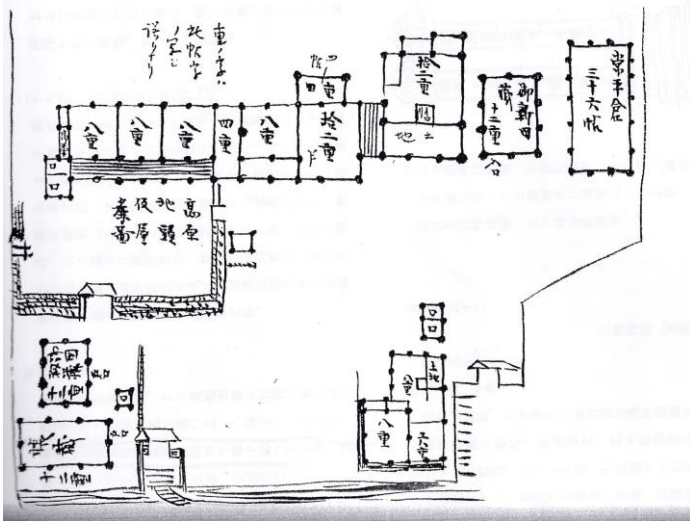


表紙裏 狭野神社の杉  
1599年植栽、420年を経る

補註 地頭飯屋について

元和元(1615)年の一国一城制に基づき、鹿兒島藩でも藩主居城(鹿兒島鶴丸城)以外は全て廃城となった。それ迄各郷の中心は城であり城主の支配だった。それに代わり各郷に地頭飯屋(地頭館と呼ぶ書もある)を設けて郷役所とした。従来城に勤務した武士を地頭飯屋(通常旧城の近く)周辺に住ませ、その地域を麓とか馬場と称し、土地を与えて郷士とした。これを外城制(とじようせい)と称し鹿兒島藩特有のものと言われる。高原の場合も麓、地頭飯屋があり、幕末の地頭名越時敏の日記の中にそのスケッチが載っている。

場所については名越日記には記述がないが、町史では麓で今の高原中心地(柳町)としている。高原系図でも嘉永六年(1853)の記述で麓地頭飯屋とあるが、近世初期には花堂に飯屋があったような記述もある。二つあったのか、花堂から麓に移ったのか不明。小林の場合は小林城址近くの上馬場と下馬場の中間に地頭飯屋趾(現在私有地)はあるが、名越地頭は自身が居住した所のスケッチは残していない。



高原地頭飯屋麓図 元治元(1864)地頭名左源太が残した記録に載る郷役所見取図。重は帖の誤り、畳に同じ、八畳、四畳、十二畳等

高原所系図原文翻刻

p1

天保四年巳十二月吉日

高原所系図巻冊

書持主

永浜武助師次

p2

此書物ニ而所何様之儀者家々可被系図書記事  
子孫にいたるまで不埒有之間敷事

高原地頭之次第

- 一番 天正三年 鎌田刑部殿
- 二番 同五年 上原長門殿
- 三番 同九年 吉田若狭殿
- 四番 同十一年 山田理庵殿
- 五番 同十四年 新納旅庵殿
- 六番 同十八年 山田理庵殿
- 七番 慶長二年 入木院又六殿
- 八番 同 七年 島津大膳亮殿
- 九番 寛永七年 村田九郎左衛門殿
- 十番 同十五年 鎌田源左衛門殿
- 十一番 正保三年 猿渡大炊介殿
- 十二番 承応三年 相良主税殿
- 十三番 明暦三年 相良吉右衛門殿
- 十四番 寛文六年 喜入休右衛門殿

- 十五番同 九年 山田民部殿
- 十六番貞享元年 若松彦兵衛殿
- 十七番同 三年 種子島次郎右衛
- 十八番同 五年 喜入休右衛門殿
- 十九番宝永二年 清水弥兵衛殿
- 廿番 元禄九年 榑山権左衛門殿
- 廿一番正徳三年 左近丞与大夫殿
- 廿二番 市来勘左衛門殿
- 廿三番 伊集院仁左衛門殿
- 廿四番宝曆三年 畠山喜兵衛殿
- 廿五番 伊集院伊膳殿
- 廿六番明和 石黒戸後右衛門殿
- 廿七番寛政 榑山助之進殿
- 廿八番文政元年 日高次右衛門殿
- 廿九番同 八年 平島平八殿
- 三十番同 九年 義岡久馬殿
- 三十一番同三十年 島津典礼殿 後替名相馬殿
- 三十二番安政元年 福崎助八殿
- 三十三番同五年 島津矢柄殿
- 三十四番元治元年 子十月五日小林ニ而居地頭  
名越屋左膳殿 \*名越左源太  
寅九月方高岡表地頭相移被成候
- 三十五番慶応二年 寅九月 中原周助殿
- 小林ニ而居地頭九ヶ郷請持
- 三十六番慶応三年 卯三月 谷川十郎兵衛殿

小林ニ而居地頭九ヶ郷請持  
三十七番慶応三年卯九月朔日 近藤七郎右衛門殿

小林ニ而居地頭五ヶ郷請持

天正三年  
御軍代国司

拾八代目

太守島津兵庫守殿義弘

義久御舎弟也

P4

高原所系図

伊東修理大夫三位

高原城見定

稲津新五兵衛殿

落合八太夫殿

文龜八年癸未十一月

\*永正五戊辰 1508

高原・江平・志和地・野の見谷・高崎 一所ニシテ

△此時天下義植公、征夷將軍任ス \*1508-1521

天文十四年

地頭 稲津豊前殿

天文廿年 北原勘解由次官殿領内ト成ル

高原・江平・志和地・野の見谷合士衆七百三十二人

地頭 白坂式部大夫殿

元龜元年北原ト伊東ト軍有、又伊東領内ト成ル

元龜三年九岐因幡守殿 但伊東衆

高崎城定、然共城之様城無之普請ナシ

△一始又三郎、島津判官一番忠久公より始ナリ

豊後守頭

天正二年甲戌

△一島津御当家に成ル

隅州国分ニ居城、拾七代目ノ孫

△ 太守島三郎右衛門督 義久公 齋名 龍伯法印

此時方日州散落する

野尻地頭伊東衆 福永丹後守殿

日州真幸院ト号、諸県之郡也

P5

此時兵庫守殿江參衆五人 一迫間 一川平

一大牟田 一宮田 一朝倉

志和地江平離レ又江平高原之内ニ入テ彦所ニ成ル

天正三年八月壹年

一番と成志布志ニ移リ被成候御持地頭鎌田刑部少殿

天正四年出水・菱刈・大口方移衆

坂田 白方 白坂 麦山 牛谷 森山 本田

天正五年

二番地頭 上原長門守殿

天正六年

一琉球国御幕下ト成、琉球立衆、高原衛門 田実大蔵

此時蒲生方移衆 山元、平川、尾方、測名

天正八年 豊後ニ入

天正九年二年御持被成候 三番地頭 吉田若狭殿

此時物頭役として始ル 庄屋代 赤崎丹波

天正十一年 四番地頭 山田 理庵

物頭役 川添越前

天正十三年高岡福山江移衆 白川 松岡 本田

赤崎 吉井 瀬之口 麦山 黒木 白坂 平良

天正十四年 五番 新納旅庵

所物頭役 白坂権左衛門 宮田六郎左衛門 後

二飛驒二成ル 廻間 甲斐後二酒袋入道

此時西役松下・大堂・伊葉院方移り入ル也、

京士乱入

天正拾五年

△天下羽柴太閣公下向

天正十五年

上井次郎左衛門秀穂加増目錄被下候事、

人々ニ宛書有

天正十七年高麗方和睦之使 京都ニ渡

△太閣公一天張行事

一右盛江介、谷川金兵衛畑西池之堤ニ而被打果候、

為致上意ニ而被打果候、但伏見へ飛脚被仰付候、

為致遅々ニ付被打果候、竹下・斉藤・樋渡方切也、

是は徳永淡路方油断被仕ニ付被打果候、非道之死也

△義弘公、義久之御舍弟也

△義久公、伏見江御参府之時、宮田村江御一宿

被遊候、其以後二者花堂高松御飯屋江光着

天正十八年

六番地頭 山田理庵殿

此時暖役定、大牟田五左衛門跡ニ藤兵衛、

川添老岐介

文禄元壬辰高麗入、此時東霧島高原之内ニ入

年号カワル慶長元年高麗方使者用下記和段ニ渡

伏見ニイル

慶長二年真幸院惣軍代

七番地頭

入来院又六殿

慶長三年方庄内八万石

伊集院源次郎殿籠城、拾式外城籠ル

同四年五年軍有、此時ニ山田城六月廿三日落故

此時高原衆中、徳永淡路兄弟鳥井原ニ而切腹、三月

池平ニ遠見番屋有、黒瀬戸遠見番屋有

瀬戸尾筋者花堂隠居之人番手、鹿兒島

往還ニ度々先送り申候、右者暖衆川添老岐

を割付、居屋敷木戸口ニ而川添殿於淡路兄

弟ニ而切果シ被申候事、様子庄内軍ニ付、東霧島

并青木渡世を見分之由ニ付、三原伝左衛門殿、

樺山権左衛門殿御越被成候、其砌庄屋案内者

被仰渡候得者、竟外庄屋を搦被成候哉と被存候間、

川添老岐殿被切割候、常ニ此人庄内ニ身方野心之

人々如此候、後ニ相知候

淡路殿岩岐殿屋敷ニ屋籠被申候事、依之

則国分御城江被為御覺得候得者、淡路兄弟

切腹被仰出候間、鳥井原ニ而切腹、かいしゃく人

p8

大岐源左衛門殿、屋籠之使人平川大膳後見とシテ

黒木伊賀、森山安右衛門、瀬戸五右衛門

暖大牟田藤兵衛、宮田飛驒、朝倉主計、迫間酒袋

新納武州方賦付覚、一庄内軍足輕之人数

一白坂権之介、瀬戸口郷左衛門、平川大膳、大野蔵之

介、瀬戸口刑部左衛門、後五左衛門、黒木伊賀、

後助左衛門、森山安右衛門、竹下大蔵

大岐源左衛門、宮田飛驒（後六郎左衛門）早田老岐

合拾老入

一遠見渡野割忍之人数、山本清兵衛高原衛門、小森長

右衛門、考良玄蕃、斉藤蔵人

藤田筑前、樋渡彦兵衛、紙屋四郎左衛門、田実大蔵

尾方与介合拾人

源次郎殿和睦、山田城落六月廿三日

此時加増目録、応人ニ奉公ニ高被下候宛書有

慶長五年三月十日入木院又六印

一美濃之国関原軍、入木院殿戦死此時代

一川添、吉井高岡移り、一丸山拾右衛門、入来市成方

治部左衛門親子ニ成、入田殿高岡江被移候後川内方

慶長七年

八番地頭

島津大膳殿

p9

暖朝倉主計、丸山治部左衛門、山口隠岐、宮田飛驒

後二暖肥田木太郎右衛門、丸山十左衛門、山口隠岐

慶長十七年東霧島高城の内ニ成ル

同十八年

△松平家康公、征夷將軍任ス張行事

同十九年

△松平家康公、大坂表江発向事

慶長十九年八月四日、知行目録被下候

印形有、三原諸右衛門印、伊勢兵部少輔印

比志島紀伊印、町田勝兵衛無印、人々ニ宛書有

元和元年卯八月十七日大坂落城

秀頼公落散之事

元和二年四月

△松平家康公御他界、日光東照権現卜号

元和八年

△家寛公上京御参幸有

\* 秀忠か

寛永三年

△將軍御父子上京、但二条御城江御幸有

△御当家家光公中納言三位上任ラル、黄門様是\*家久

高原衆中出屋敷定、島津大膳殿地頭時

元和・寛永年中ニ出衆中覚、肥田木太郎左衛門

弓削今早右衛門、肥田木源右衛門、同名八左衛門同

行、小林証文ニ而入、東善衛、同縫殿、  
右者本来伊東領内より入

P10

一肥田木次郎左衛門、右者本来庄内方入、本名藤田也  
一岩本善衛、右者川内方入人、一石塚五郎左衛門、右  
向田方入、本名甲斐田、一萩原源藤自移、右者  
飯野入沙門屋敷ニ而候、馬場大学院、一跡統  
長学坊、右者日州方入人、一向井仁衛、右者  
菱州方入衆中也、一斉藤善右衛門、黒木玉仙坊  
松坂千右衛門、右者屋敷出、一永田半左衛門、右者  
清水典廐之御仮屋守流後此方江出、其後本所方  
さらひ被申ニ付、高原ニ而屋敷取為申候、  
宮田正心方返事被申候而落着

一萩原弥市小林方入、一萩原主膳、右之者清水方入、  
大蔵養子ニ成候、一黒木段右衛門、右者伊賀  
取立屋敷申候、一木藤段介、茂衛子、右者  
庄内方入、本名ニ屋敷被下候、宮田正心取立、  
一大重拾左衛門采女親子ニ入、一黒木右京、右者  
秋月領内方入、本名米良と申出候得共黒木ニ成ル  
中絶帰来黒木貞右衛門、一田口善左衛門養子  
ニ而成ル、甲斐ニ左衛門、右者秋月領内方来ル

P11

一岩崎藏之介、右者地頭より取立、一増田表右衛門、  
右者日向嵐田方来ル、一樋谷采女、右者  
秋月長門守殿内方入人、一小牧代右衛門屋敷出、

鳥鼻徳右衛門、右同、一甲斐両右衛門、右者秋月領  
内方入、本名宮多甲斐ハ甲斐ニ右衛門方免  
一黒木宇右衛門、右者秋月領内方入、黒木右京養子  
成ル

一岩崎主水左衛門、同八郎兵衛、小野清左衛門、  
平川十郎左衛門、松永善介、右屋敷出被下候、  
一永野小左衛門、丸山阿波養子ニ而出ル、一肥田木勘  
解由、

右者綾方入養子成ル、屋敷出、一川原八郎兵衛、廻  
間弥兵衛、橋口仲兵衛、斉藤新兵衛、亀田早左衛門、  
大迫勘解由左衛門、大迫織部、四位宮内左衛門、山  
口藤兵衛、斉藤千左衛門、右屋敷出申候、

一兒玉老岐、兒玉七郎左衛門跡猶子ニ入、兒玉甚兵衛、  
右者地頭方取立、

一楠元新五郎堅物、右者加治木方入、其後ニ屋敷出、  
一黒木弥右衛門、野尻江自牢人ニ而出ル、又六殿地  
頭上り之時、一松下仲左衛門猶子成ル、真方普堅坊  
養子ニ而成ル

P12

一成田掃部やしき出、一大重拾右衛門田口ニ成ル  
又大重ヲ名乗、一猪俣城之介、右ハ須木方入  
やしき出被下候、一永井平介、寺田弥右衛門、宮原  
弥七右衛門、中村藤兵衛、右者猶子成ニ而濟申候  
寛永六年島津大膳亮殿江相付移衆中、但飯野  
一肥田木太郎右衛門、肥田木八左衛門、小玉才兵衛、



向井二兵衛、落合甚介、本名伊東領内之人衆中二而  
出

一坂本讚岐志布志方入來、一宮田八郎左衛門曾於郡方  
宮田違返二付本所江歸ル、右之分者

一平川九郎兵衛、森山讚岐、黒木帶刀、朝倉

三左衛門、山口隱岐、此人數二而書記被置候

寛永九年

九番地頭

寛永九年

村田九郎左衛門殿  
暖山口隱岐

穆佐方移入ル衆中、但高屋敷直ル 村田

仲左衛門、田中長官、永浜穆佐方入合四人\*はじめ長  
の字なり

一 中島直左衛門、宗侍入道、村田九郎左衛門殿江奉公  
能被仕タル人二而候、其上本来無余儀士之由申分達  
候、於当所ニ屋敷出申候、後ニ猶子成

P13

中島新右衛門、一永浜五郎左衛門本名村田、後ニ  
猶子連続、後ニ孫兵衛、五郎兵衛猶子成

後暖村田仲左衛門、丸山主膳、宮田正心入道、猿  
渡大炊殿代、

一 寛永十三年一向宗御沙汰ニ付、減ル衆中廿人、安藤

治左衛門、川原四郎右衛門、大牟田五左衛門、福元

寛右衛門、山下二右衛門、紙屋四郎左衛門、肥田二

郎左衛門、山口对馬、井牟礼勘左衛門、播薩戸利右

衛門、松原彦左衛門、田口五兵衛、松下彦之進、高

橋掃部、高橋土佐、新甫筑後、木牟礼七左衛門、川  
原藏人、児玉丹後

一 寛永十九年野尻方入衆、宮田孝右衛門、本名意兵衛、  
宮田作左衛門猶子二入、一寛永十四年此時代猶子并

取立衆中出世人数寛、養子成前田弥兵衛、同徳永对

馬、同白石彦左衛門、同田実表右衛門、同東郷奎之

進、同橋口大玉坊、鎌田案右衛門、

寛永十五年

一 肥後之国島原軍有り正月諸所方罷立候但高持之分

寛永十五年

十番地頭

鎌田源左衛門殿

暖宮田正心後二隼人、轟木大休坊後甲斐両右衛門

△家久中納言様御逝去

寛永十六年卯十一月光久公御家督但廿一代目ノ

孫也

△大隅守殿 三位左中將

諸外城御廻被遊候、御取次山田民部殿

△大隅守御家督ニ付、諸外城御廻被遊候砌御光着

御本殿田口十右衛門屋敷也、地頭鎌田源左衛門殿

右飯屋守次第書記置也

天正拾歳始御免地五反 寛永十一年二定ル地頭飯

屋守坂本寺本殿、後二正保元年甲申寺地ニ成ル、

天正拾年方坂本寺本殿屋敷預ル、合五反御免也

一番宮田六郎左衛門、二番宮田作左衛門、三番山元

丹後、四番丸山治部左衛門、五番宮田孝右衛門

六番村田助左衛門、七番森山宗左衛門、八番萩原志彦作、九番川瀬喜左衛門、十番山波八郎左衛門、右人数御光着二御出ハリ

田口十左衛門居屋敷御本陣也、御一宿御家督御祝儀二参、村田仲左衛門、山口隱岐

寛永十九年衆中屋敷支配有

P15

寛永廿年小森長右衛門、但楠田玄蕃子、此時代ニ

出衆猶子成、横山大伝坊、山口代右衛門弓削段右衛門、酒谷福仙坊、後二山口伝兵衛、小野藤兵衛、肥田木茂右衛門、後二時任權左衛門

寛永廿一年御竿入

正保三年

十一番地頭

猿渡大炊介殿

暖宮田隼人、甲斐両右衛門、轟木大休坊、後暖

黒木次郎左衛門、後二丸山治郎左衛門、

一慶安元年八月与頭役始ル、地頭方決森山新兵衛、同名吉左衛門

一此時代猶子成ル、中嶋新左衛門、田中市之介

与頭田口蔵之介、小野右京、梅木成右衛門、長友鉄

寿坊、朝倉三左衛門、後二廻間佐右衛門、二見加右

衛門、黒木良言坊、長峰九左衛門、海老原休左衛門

山元新右衛門、徳永軍兵衛、森山新兵衛後二与頭

大重十右衛門、山本新右衛門、瀬戸口刑右衛門、

樋渡五右衛門、大玉坊、森山新兵衛、山口新左衛門

承応二年

十二番地頭

相良主税殿

後暖村田仲右衛門、宮田隼人、川野大正院、丸山治右衛門、甲斐

P16

和泉、黒木次郎左衛門、轟木大休坊

一明曆三年御竿入、但暖郡見廻ニ被仰付飯米被下候、

翌年竿例奉行、川南次郎右衛門殿、亥ノ御支配有、

与頭黒木良言坊、小野右京、平川主水老郎、

瀬戸口刑右衛門、齊藤万兵衛

田口蔵之介、肥田木源左衛門、朝倉太郎左衛門

一此時代猶子成ハ、岩本宇右衛門、丸山五郎左衛門、

甲斐甚右衛門、中村弥六兵衛、迫田助六、楠田三右

衛門、山下鉄之助、高妻弥五右衛門、日高万左衛門、

黒木大之介野尻方移参、木藤助兵衛、猶子成、松岡

少右衛門、黒木高之介、後高原堅物、丸山源左衛門、

黒木市兵衛、村雲三右衛門、一養子成、永山次右衛

門、永山早右衛門跡、新甫次右衛門、源左衛門跡、

後二養子なり、松坂休三郎、六左衛門跡

一中別府五右衛門流罪被仰付被召置候処

慶安元二直ル、明曆元年二鹿方本所江帰、入来ノ

牟礼屋しき二入、嫡子齊藤やしき二入

明曆三年

十三番地頭相良吉右衛門殿、暖宮田七郎兵衛、村田

助左衛門、川野大正院、丸山主膳、後暖丸山伊賀

P17

黒木助左衛門、与頭田口蔵之介、瀬戸口伝右衛門、朝倉太郎左衛門、黒木良言坊、斉藤万兵衛、後与頭替ル、藤田源五左衛門、森山権右衛門、永浜五郎兵衛、猪俣為右衛門、黒木貞右衛門、高原良清坊、小野宇兵衛、平川九郎右衛門、朝倉朱左衛門、大始良武右衛門、樋渡世兵衛、此時代養子なり、丸山主税、楠田浅右衛門、篠原堅右衛門、平川喜左衛門、萩原条右衛門、長山次左衛門、永牟田甚左衛門、長牟田銀左衛門跡ニ入

此時代小林方入養子成ハ、川野長元坊、大正院養子

宮田孝左衛門、七郎兵衛川辺方入、斎藤休三郎、

正右衛門養子、斉藤後右衛門刑左衛門跡

一万治二年寛文七年迄ニ一向宗御沙汰ニ付

減ル衆中、黒木宅右衛門、四位彦右衛門、徳永半平右之分ハ村田亥永入道被書記置寛付如斯也

寛文六年

十四番地頭 喜入休右衛門殿、

暖丸山主膳正、黒木助左衛門、川野大正院、村田助右衛門、後二宮田弥兵衛

与頭藤田源五左衛門、森山権右衛門、平川九郎左衛門、後二猪俣為右衛門、瀬戸口与兵衛、山口伝左衛

門、小野大学左衛門、瀬戸口伝左衛門

P18

田口蔵之介、朝倉朱右衛門

寛文九年

十五番地頭 山田民部殿、後暖平川九郎右衛門

平川仲兵衛、川野長元坊、黒木助左衛門、丸山十右衛門源太、川野大正院、丸山主膳、黒木助左衛門、与頭岩本宇右衛門、朝倉太左衛門、藤田源五左衛門、

田口清右衛門、永浜五郎兵衛、岩本丹後兵衛、森山権右衛門、後小野大学右衛門、後二丸山勘左衛門、

後二森山安兵衛、猪俣為右衛門

▲中将様、光久公御嫡子式拾二代目

薩摩守様御逝去、寛文十三年二月十九日

延宝五年荒川内江馬次場立始ル

一此時代養子成ル、早左衛門跡龜田助右衛門、段左衛門跡黒木三右衛門、少左兵衛跡松岡寛右衛門 延宝

八年十二月廿九日ニ被仰付候、喜入治兵衛殿御取次ニ而

一高崎別外城ニ成ル、高原地頭山田民部殿、高崎地頭

村田源左衛門殿、小林地頭黒葛原吉左衛門殿

延宝九年西五月十七日、惣検者衆野村太左衛門殿、菱刈弥兵衛殿、付衆鎌田又兵衛

浦牟田村、後川内村、麓村、高原ニ相付

P19

小林方相付名広原村用夫廿人小林方相付衆中入來  
為右衛門、川瀬喜左衛門、山波善右衛門、赤川重介、  
前原少仙坊、武村新介、花堂円良坊合七人也、野尻  
方相付名水流村用夫九十三人、一前田村、大牟田村、  
黒瀬村高崎二相付、高原暖丸山十右衛門、村田仲右  
衛門、黒木助左衛門、高崎暖川野長元坊、平川九郎  
右衛門、境立ニ赤水ハ花繰より鳥井原之辻子コモノ  
一本松、長尾山境立、松尾道ならの木山神

後山の神、狭野原ニ移ル也、右山神、山田理庵  
老追立之由申伝也、鳥井原松方東者

尾牟礼ノ塔ノセトウ五輪之切石有、夫方

東ハ大平原ノ当地也、温水山の境立出合衆

山奉行林休兵衛殿、高原暖村田仲左衛門殿、行司

森山安兵衛、外ニ付衆早田少右衛門、森山蔵之進

甲斐両右衛門、瀬戸口刑右衛門、功才広原之源介

後川内村之佐助、小林方出衆、暖時任三左衛門殿

横目大脇孫兵衛殿、行司梯対左衛門殿、竹木見廻田  
畑大蔵殿

P20

高崎境立高原方出衆暖村田仲右衛門、与頭森山安右  
衛門殿、猪俣為右衛門、行司斉藤源左衛門、竹木見  
廻萩原志彦作

高崎方出合衆 暖川野長元坊、郡見廻小野三右衛門

行司紙屋四郎左衛門、竹木見廻小野三右衛門

高崎衆中屋しき九拾三ヶ所  
高原衆中やしき百三拾九ヶ所

衆中入替御座候、役人日帳ニ委二有之也  
一阿万拾兵衛、右者名乗替訴訟達、山田民部殿方  
被申上候、但無屋敷也、一丸山右京跡養子掃部

貞享元年

十六番地頭若松彦兵衛殿、与頭森山安左衛門

甲斐両右衛門、中嶋六左衛門、岩本宇左衛門、

暖黒木助左衛門、丸山源大夫、村田仲左衛門、

黒木二郎左衛門後ニ宮田弥兵衛

一川原覚兵衛、一向衆訴訟達朝免済申候事

貞享二年

十七番地頭二年半無地頭、暖、与頭右同断

貞享三年

十八番地頭種子島二郎右衛門殿、与頭森山安兵衛

甲斐両右衛門、岩本宇左衛門、宮田隼人、中嶋二郎

右衛門、瀬戸口刑右衛門、後ニ永浜勘兵衛、暖丸山

源大夫、黒木二郎左衛門、村田仲左衛門外記、黒木

正左衛門、後暖宮田隼人、宮田幸右衛門主馬

P21

貞享五年

十九番地頭喜入休右衛門殿暖黒木正左衛門

丸山五郎左衛門、村田外記、宮田幸右衛門主馬

貞享五年辰八月六日ニ御入城

御家督 綱貴公廿三代目

△薩摩守殿御下向御祝儀、平橋迄參衆

暖宮田幸右衛門、衆中合 永浜勘兵衛、村田

外記、辰九月朔日御城御見目、暖黒木正左衛門

衆中合山本新八

元禄元年戊辰十月六日ニ御改元

△中将様光久公廿老代目御下屋敷御移被遊

候而、同九月御上り被遊候、一元禄元年十二月

一小森武兵衛鹿兒島江被召移、高式才分

御証文ニ而高原相除也、馬拾弍疋、夫丸廿四人

出申候、辰三月暖永浜勘兵衛、村田外記

丸山源太夫、丸山五郎右衛門代丸山孫之進、巳三月

与頭森山安兵衛、中島六左衛門、黒木吉兵衛、瀬戸

口主水

一田美大蔵、岩本宇左衛門養子成、長牟田奎左衛門

長山養子成、暖村田外記宮田主馬代、黒木次郎左衛

門、丸山孫太夫代、元禄二巳十二月元禄三年正月

元禄三年正月

△又三朗様 御官位修理大夫分

御城江御祝儀、暖黒木正右衛門、衆中合森山安兵衛

P22 一黒木正右衛門暖代丸山五郎左衛門、

元禄三年午十一月

一永浜勘兵衛代宮田主馬、元禄四未六月

一黒木次郎左衛門代村田外記、元禄五申正月

一かさみ暖役トして永浜勘兵衛、元禄五申三月

一丸山五郎左衛門代甲斐両右衛門、元禄六西四月

廿番無地頭

喜入休右衛門殿地頭御断被為仰達候事、此時方

御当番御用人衆段々高原之諸事差引被遊事

大隅守様光久公廿一代孫、元禄七年戊十一月廿九日

御年七拾九御逝去、暖村田外記、同宮田主馬

鹿兒島御下屋敷ニ而同永浜勘兵衛、同甲斐両右衛門

新捐館寛陽院殿薩隅日前太守從四位左中将

泰雲慈温大居士御薬火十二月十九日

禁断五十日下々ニテ長髪但御廻文ニハ侍方計ト被

仰渡候、諸出家同断事

一御薬火ニ付十二月十九日外城方暖彦人、衆中相彦人

可罷通被仰渡候、暖永浜勘兵衛、衆中相森山安兵衛、

諸所諸寺不残野諷經ニ出ル、十九日方一七日御中院

府諷經アリ、但於福昌寺ニ御施物一貫文より五百文

三百文まで寺院衆僧明ヶ正月廿日迄御禁断、諸普請

者三十日方明ヶ、海川

P23 之獵ハ十七日過明、正月之祝儀者祝如例ト被仰渡

祝物類取遣之儀者堅禁制、尤も上下も着用

なし、市町諸商売十七日明ヶ

神徳院野諷經、府諷經御勤被成候、衆僧人者

九人内二人ハ宝光院錫杖院ハ病中故不参加、法

道寺、国源庵、福昌寺江相付野諷経出ル

一十一月三日ニ御逝去被遊候ト被仰渡、依之御悔トシ  
て暖宮田主馬、衆中相瀬戸口主水、丸山次左衛門、  
後二十一月廿九日ニ実正也

一薩摩守様御在国、綱貴郷御事也

一修理大夫匠作様ハ御在江戸、元禄八亥七月廿

五日匠作様始て御下向被遊候、所方御迎之御祝儀江  
参、押領司長門大夫、宮田作左衛門、但シ市来湊迄、  
此時無地頭付、暖宮田主馬、村田外記、永浜勘兵衛、  
甲斐両右衛門

一御下屋敷江御祝儀ニ罷出（永浜勘兵衛丸山源八）七  
月廿七日

元禄九年子正月廿六日、鹿兒島御発駕被遊

修理大夫公御上洛果シ目筋御通路始テ

元禄九子四月廿三日晩、鹿兒島御城焼失、悔ニ参上

暖宮田主馬、衆中相押領寺長門、右火事ニ付、御城  
大名衆焼失絶言語候事

高原無地頭、暖永浜勘兵衛、村田外記甲斐両右衛門、

右主子代り宮田主馬、元禄九年十一月代ル、丸山源  
大夫、諸所衆中町寺門前木竹持参、老人ニ付右竹ハ

三本ツ、小竹ハ甘本迄間或ハ長木壹本ツ、百姓  
ハかや・こも・なわ類也

一御下屋敷ハ火付不申候、但類火也、竹木持参次男迄  
尤も中宿とも御普請方江上納有之

P24

廿老番地頭元禄九子十一月、樺山権左衛門殿

御祝儀参上、甲斐両右衛門、与頭瀬戸口主水、郡見  
廻永牟田、市左衛門、行司宮田伝右衛門、横目押領

司長門、庄屋木藤八右衛門

元禄九子十一月十一日打立、一暖村田外記、永浜勘  
兵衛、甲斐両右衛門、丸山源大夫、与頭黒木主計、

森山安兵衛、瀬戸口主水、丸山源之進、永牟田市左  
衛門、丸山十左衛門

一元禄十一年丑二月十三日方同十九日迄、鹿兒島於大  
乘院、先キ鎌倉頼朝公五百年忌御法事、御当家より

御修行之事、法名花尾権現ト号、神徳院御法事ニ諷  
経参上、二月十七日御勤、天台宗法華八講之御勤衆

僧合八人、東方ハ坂本寺、宝光院、西雲寺  
右参上ニ付、御公儀方往来惣様取調被成候宿次也

内定人馬被仰付候、所衆中三人被相付候、付衆  
宮田主馬竹添松右衛門、岩元斎宮、此時地頭樺山権

左衛門殿

暖永浜勘兵衛、村田外記甲斐両右衛門、丸山源大夫  
此外福昌寺、臨光明寺諷経ニ御出罷成、國中

三ヶ寺マテ、元禄十二己卯四月御領内諸所境江繩  
引有、絵出来鹿兒島方検使二人、絵師二人

地頭樺山権左衛門殿、暖永浜勘兵衛、村田外記、黒  
木治部、丸山源大夫  
卯正月与頭、森山安右衛門、黒木主計代

暖役代但外記、黒木正左衛門

一 与頭森山安右衛門代、息新之介、元禄十二年卯八月  
一 綱貴公元禄十三辰四月江戸ニ御參勤被遊候  
一 息修理大夫公辰六月御下着、御祝儀參

丸山治部左衛門、岩元伝兵衛

P25

元禄十三年

一 松平家尾張大納言殿逝去、辰十二月

一 同水戸中納言逝去辰十二月

一 元禄十年丑五月廿九日、系図并古書物・古諸目録書

改、諸所御廻り被成候、檢者市来源右衛門殿、筆者

貴島仲兵衛殿病中ニテ小林ニ御滞在、此時高原地頭

樺山権左衛門殿、暖村田外記、甲斐両右衛門、永浜

勘兵衛、丸山源太夫

一 坪付老通慶長十九年八月四日宛書同断

一 屋敷目録老通慶長十九年十月廿五日

一 黒木樹紙系図老通

一 三原左衛門佐、川上右近將監、島津下野守方之切紙

老通、霜月十五日宛出黒木土佐

一 大友義統状老通、御欠テ三月十日宛書、今村作之丞、

高畑式部少輔、右御用ニ付請取候、於記録所写相濟

次第可被返候、以上、

丑五月廿九日黒木助左衛門殿、市来源右衛門判

写本書

庄内合戦此度之加増トして高四石被下者也

入来院又六印

写本  
一作坪付  
黒木助左衛門殿

日州諸県郡高原之内七十丁石持しき

一段不行切一目 黒鳥川内

天正十五年宛 上井次郎左衛門秀穂

九月日

黒木土佐守殿

写本

知行目録

高五石三斗三升 浮免

右之地応此中公役、高被宛行者也

慶長十九年八月四日三原諸右衛門判、伊勢兵

部少輔判、比志島紀伊守判、町田少兵衛尉無判

黒木助左衛門殿

P26

写本

黒樹紙之系図、但破損物

上書ニ北藤原氏菊池系図ト有之末続不申

右目録之上

合田畑四反七畝廿七步、粃大豆十五俵、三斗四升

六合九勺 内二升三合三勺、川成行京升

坪数ハ写不申、急用ニ付上り計写置申候

写本

近年於諸所在催軍此方感悦候、就者今春

行之儀、諸勢急度申催候之条、当村衆中之

儀堅固被申陳、今村主馬入道以同心、別而馳走  
肝要候、聊不可有緩之儀候、恐惶謹言

三月十日 義統書判

今村作之丞殿、高畑式部少輔殿

写本

此度之戦ニ相果候者、於有之ハ如是出付可被差  
出候、聊油断有之間敷、左近將監左衛門佐判

霜月十五日

下野守判

黒木土佐守殿

一 高麗虎狩書老帳一冊、急成故写不仕置候  
奥ニ天下御奉書写老紙

会津中納言景勝、安芸中納言輝元

備前中納言秀家、加賀大納言利家

江戸内大臣家康

羽柴兵庫頭殿

同又八郎 殿

右奉書帳面ハ別紙有候

一 大坂籠ニ付元和元 秀頼落散明

P27

島津陸奥守方

秀頼内大野修理大夫殿へ返書被成候書面者

別紙ニ有之故写不申候

右書物并系図式つハ一冊又は式冊又ハ十冊もの

差出候、請取被下置候

元禄十年丑五月

合物数古書物十通差上候、受取被下候  
黒木助左衛門方差上

元禄十年丑五月

古書物差出候人数

・永牟田市左衛門・斉藤五左衛門・竹下志嘉・黒木  
助左衛門

・新穂次左衛門・入木村之百姓兵左衛門・早田少右

衛門・萩原弥左衛門・永浜勘兵衛・迫間市左衛門・

阿万勘左衛門・庄田善左衛門・山元新八・瀬戸口

為角・四位与左衛門・東光坊門前之・山口伝左衛

門・肥田木新左衛門・内田甚蔵・田口四郎兵衛・

飯野中間之山下半左衛門・斉藤権権八

合廿壹人銘々写取被下候

元禄十年丑五月廿九日

一 与頭黒木主計、但森山新之介代り

元禄十四年巳三月

一 与頭替合有之、与頭永浜勘兵衛、宮田主馬

丸山五郎左衛門、宮田六左衛門

一 丸山源大夫噯代

甲斐両右衛門 丸山治部左衛門

巳正月

一行司森山安右衛門代田口内蔵之介巳正月

一中将様元禄十五年午三月十日御上洛被遊候

島津綱貴

元禄十五年壬午二月十八日前の元禄十年丑五月古



書物返被下候ニ付、暖黒木治部之介參上、鹿府御  
記録所へ被差出返被下候、時ニ暖黒木正左衛門、甲  
斐両右衛門

P28

村田外記、黒木治部之介

合廿老人ニ付、出釘廿八釘つゝ、

此時地頭樺山権右衛門殿

一右古書物返被下候、十通之内御修書一通者被召

留候、高原衆中ト押札ニ御座候、名書ハ墨書番付者

朱書ニ而候事、元禄十五年三月請取

一古文被召留置候人数覚

古書文二ツ 永浜勘兵衛 同一ツ 中間飯野衆中

同 一ツ 田口四郎兵衛 山下半左衛門

同 一ツ 黒木助左衛門

同 一ツ 竹下志嘉

右細々書記別紙、古文一綱ノ内所持也

元禄十六年未八月右五人之古文島津豊前殿方

被召取候ニ付、不被下候由被仰渡候

此時暖 黒木正左衛門、甲斐両右衛門、村田

与右衛門、黒木治部之介

此時無地頭

黒木助左衛門古文ハ京竿被召替候時之御修書也

一国之主公、薩摩守中将殿御在国之時也 \*綱貴

元禄十五年午二月十五日

修理大夫様自鳥山江御參詣被遊候、但御下向之砌

高原方暖黒木正左衛門、衆中相川瀬七左衛門

又ハ大口江參候衆二人岩本伝兵衛、丸山十左衛門

惣主取トシテ加久藤へ御詰被下候村尾源左衛門殿

元禄十五年十月十一日

修理大夫様西霧島寺參被通候

所方御進物持參

P29

使 宮田六左衛門、押領司長門

神徳院錫杖院方も御進物上申候

地頭樺山権右衛門殿、暖黒木正左衛門、村田与右衛門

元禄十五年十月廿四日 黒木治部之介、甲斐両右衛門

○御近習御目付衆竹田八郎右衛門殿外城御廻被成候、

御心付之段、親孝行并訴訟申上候ニ、浮洗ニ而居もの

於有之可申出候通、其外諸事所方被申上候色々々

神徳院

錫杖院江御奉参り

暖甲斐両右衛門、黒木治部之介、村田与右衛門、

黒木正左衛門

地頭樺山権右衛門殿、所横目木藤八右衛門、瀬戸口

主水

江戸柴(芝) 御屋敷出火ニ付、鹿兒島へ悔とシテ二

人 押領司長門、黒木貞右衛門

同午十一月江戸火事、但右火事ニ付御加勢米とシテ

高菴石二一升米被仰渡候、出納米相加へ諸蔵江上納

可申之、御書狀地頭方証文相渡申事、使ニテ口上  
一次男屋敷御免之書物地頭方御替被成候

押領司長門・黒木貞右衛門

元禄十六年未四月

一行司後替丸山十左衛門代、黒木次兵衛

元禄十六年未二月

樺山権右衛門殿死去ニ付、無地頭

暖村田与右衛門、甲斐両右衛門、黒木五左衛門黒木  
治部之介

一同年十一月廿三日江戸大地震やます、十二月十四日

迄時々ユル申之由、死人廿一万五千七百人と聞候

来申年迄百文ニ付米二升仕事

元禄十七年申四月六日なら大仏之御材木、松二本

十八尋、本之口八尺、加久藤白鳥山方出、千人以上

ニ而引出、諸所方御加勢被仰渡也、衆中、町、門前

在郷人

P30

内之者迄不殘立可申候、国分之川方入而船ニ着ケ、

飯野方道筋之外城、飯野、小林、加久藤、馬関田、

吉田、吉松、栗野、横川、踊、曾於郡、高原、高城、

山之口、都城、財木部、末吉、勝岡、加治木、飯米

出不申候

○年号カワル、五月宝永元甲申

宝永元申六月五日

○東市之介御記録ニ被召越ニ付、鹿兒島へ参上、此時

無地頭、暖 黒木正左衛門、村田与右衛門、甲斐両  
右衛門、黒木治部之介

○黒木貞右衛門事、市来次郎右衛門殿ニ相付、正月三

日宿元打

立、正月十日ニ鹿兒島方打上洛仕候

宝永元申六月八日下着仕候

○作祈念とシテ御公儀方諸外城江ハ言貫文ツ、被下

候、依之神徳院ニ於いて御祈祷御座候、神徳院門中

錫杖院、法蓮寺、地藏院、経又観音経、一御施物両

寺ニハ五百文ツ、家々ニ弍百文、衆僧ハ百文ツ、出

釘、作人出錢、一かまとニ付十文ツ、諸名中不殘

宝永元年申八月廿一日

一信濃国善光寺阿弥陀如来、国々下り入参候而勧進

有之候、但天下江戸方御下知也、天台宗之上野之

院家一人付供僧八人、鹿兒島方加治木、国分城之内

皆々参、夫方都之城開帳ニテ、夫方飴肥ノ城下ニ入

被成候、是ハゑんふたこんト云金ニテ作タル阿弥陀

如来也

一先薩摩守綱久公御嫡子、薩摩守綱貴公御

年五十五ニテ於江戸御逝去被成、宝永元申九月

十九日御禁断五十日被仰渡候、但七月より御病

氣ニ付、国中大身分之御人躰上洛被成、国中御

願文数多上申候、尤衆中より矢数之奉射并

度参、神徳院、東光坊方数々之御祈祷被成候而

時々御礼上申候、東権現、さの権現度参御座候

十月十日より

山野禁断三十日、商売禁止七日、髪ソリ不申禁  
五十日、役所ニ悔ニ出、衆中次男三男隠居も不  
残、其外下々まで、鹿兒島参上

村田与右衛門、中嶋寛右衛門

此時噺

甲斐両右衛門、黒木治部之介、黒木正右衛門、村田  
与右衛門

無地頭、与頭、永浜勘兵衛、宮田七郎兵衛、丸山治  
部左衛門御悔ニ神徳院参上、帰寺十月十二日、錫杖  
院十月十三日帰寺、申十月十日方禁断九日ニ江戸方  
聞へ為ニ御座候

時天下松平右馬守様也

国之守殿ハ修理大夫様御家督可有之と申ふらし申事

申十一月廿三日丑刻葬霊

一 神徳院衆僧合七人、廿四日より禁断三十日まで

一 錫杖院も参上其外法連寺、白源庵不参

一 鹿兒島迄迎ニ出、黒木佐太右衛門、甲斐両右衛門

一 御葬霊罷出、噺黒木治部之介、村田越右衛門、此時

無地頭

一 神徳院諷經十一月廿四日方十一月晦日、神徳院

諷經正日、十一月晦日方十二月二日帰寺被成候、成

徳院兵部江小林宝光院式部江宮内之最雲寺

宝永元十一月晦日

一 修理大夫公江戸ニ而御家督被遊候

御祝儀ニ参上、噺甲斐両右衛門、衆相押領司長門

御法名

大玄院殿光新大居士江戸ニテ御逝去、綱貴公

奉御法名

新捐大玄院殿政大中大夫羽林中務將薩隅日

三国兼領琉球国、源公昌道元新大居士

同申十一月廿日

修理大夫公官位、薩摩守ト進被遊候、国中被仰渡候

一 法事数々被遊候ニ付、科人籠ノ内ノ上下皆々赦免、

P32

其外路々の流人恵被召置候

宝永二年二月三日元服仕事

小林宝光院宮内卿被召置ニ候而神徳院へ始テ入

五月十一日

野辺平太遠慮被召赦候而月代いたし候事

江戸増上寺火事之由相聞え候

落書ヲ立大僧正之事ヲいはんためニヤ

火宅をはたかに出し宵の空

元やく寺ひゆほんやなふ

ひゆほんとは法華経卷ニアリ是ヲ云ト

雨の夜のまた宵ながら焼ぬるハ

寺のいつこに火事やどるらん

西十月聞へり

公方様被仰 右大臣ニ付、御使二人上京被成候  
十五万石 居城伊予松山

松平隱岐殿上下三十人ニテ上京之時  
落書 いよ見事 松平いかに沖の波

しつかにふれさ花都入  
御養若様被任大納言ニ付上下同し

酒井雅楽頭上京之砌  
欠落めさる酒井にうたてやな

住ひたをれに供は少将  
雅楽殿ハ三千人ノ内千人欠落被成如此

一長崎町之女未參八月伊勢參宮鏡山前ニ而ヨム  
公家ノ大衆ニ參会ヨミけん、依之此類之

名前トテ内侍官ニ被付、前代未聞也  
あわれけに くもれあらみ鏡山

旅のつかれの かけもはつかし  
宝永二年酉十月十日

一廿三番地頭御定御座候、清水弥兵衛殿  
P33

暖黒木治部之介、甲斐両右衛門、黒木正右衛門、村  
田与左衛門

一神徳院門前并前々方社家屋敷無之人々ニ野屋  
敷七畝ツ、被下候、八ヶ所

東も八ヶ所被下候、地頭清水弥兵衛殿  
一天下松平右馬頭様、右舎兄左馬頭様

一甲府様之御時也、国主薩摩守様御代張行之御時

此時暖方手黒木治部之介、村田与右衛門、黒木正右  
衛門、甲斐両右衛門

前の元禄十一年寅三月移入  
入来山之丞、同郷大司七兵衛、元禄九年屋敷立

移入、入木源右衛門、元禄十六年藤田六弥移、同  
十六年山波兵吉移

宝永二年酉十二月十六日  
西霧島御宮并堂塔寺中、其外山不残焼亡

出来大火事、国家之滅亡不過之云々

宝永三年戊正月廿八日  
一狭野権現遷宮成就、住持憲純法印

御名代トして御着被成候伊集院将監殿、所衆中  
御供三十人行列之事、南町江御宿被成候、廿九日

御立被成候、神徳院方振舞可給候、所衆中惣様其外合  
六百人余

宝永三年  
東光坊遷宮戊二月二日、振舞被成候、門前所之物頭  
皆々

此時地頭清水弥兵衛尉殿上洛、御留主の間候  
暖村田与右衛門、甲斐両右衛門、黒木治部之介、黒

木正右衛門、正右衛門代ニ付宮田六左衛門、  
宝永四年正月九日

一從御公儀御拝領、此所文字不相分

神徳院内威徳院門就房所持

宝永三年丙戌二月十八日、同十九日花堂衆中祝トシテ酒重之内進上、此時地頭清水弥兵衛尉殿

暖黒木正左衛門、村田与右衛門、甲斐両右衛門黒木治部之介

P34

宝永十六年

\*宝永四か

江戸大地震大火事ニ而、江戸中男女死人七万八千ト聞候

宝永六年

公方様宜綱公、文照院御子公方様ニ御成被成候  
九月改元年、号正徳ト

天明六年与頭

甲斐両右衛門

瀬戸口武右衛門

丸山十郎左衛門

田口休左衛門

永濱勸兵衛

村田藤次兵衛

此子年御領國中田虫奮、翌年迄丑年ニ而、鈔  
百文ニ付白米八合、九合ノ直段ナリ、麦百文ニ付  
升ツ、諸人別而難儀也

天明七年未二月重郷士年寄黒木平治代丸山十郎左衛門、村田仲左衛門代郷士年寄黒木平治

中将様御隠居被遊候、御在江戸

享保六年

此寅ノ冬方薩隅日田畑屋敷大御支配御取付  
地頭左近丞与太夫殿

享保十一年申三月迄高原中御支配相濟候

暖役名前書記無之

元文六年、一寛保四年、一延享五年、一寛延四年  
宝暦四年、右年号中書記無之

暖丸山孫兵衛

同村田仲左衛門

同宮田庄兵衛

同甲斐貞右衛門

同永濱勸兵衛

郡見廻宮田直右衛門

同兒玉甚五兵衛

同永牟田孫右衛門

同藤田正左衛門

明和六年丑七月ホウキ星出ル

同七月廿九日晚方翌朔日迄大風

同九月廿八日大地震、小長野溝破損諸所有之

明和八年卯七月廿日晚、西北方霧島山古御鉢焼出

差川内猪之子石シ福山、志布知

P35

辺迄灰ふり候、一旦霧島山より

流出ル、川筋どろ水出候由、七月廿

三日近郷江灰降り大焼ニ付、狭野権現東御在所江  
神事ノ御願立成

同卯八月十七日両社ニ而御神事差引 与頭丸山正

蔵、村田仲左衛門黒木八郎右衛門、取締村田武藤太

与頭甲斐仲左衛門、田口休右衛門、黒木主右衛門

地頭種子島次郎右衛門殿、伊集院仁右衛門殿、市来

勸左衛門殿、畠山數馬殿、伊集院伊膳殿、石黒戸

後左衛門殿、伊集院伊膳殿地頭時廿四番地頭

暖田口治兵衛、甲斐両右衛門、丸山十郎右衛門黒木

八郎兵衛

右六人地頭之代役目名前細々書記無之

廿六番地頭樺山助之進殿、後ニ物集女殿ト号

丸山十郎右衛門代暖村田仲左衛門、暖宮田正右衛門

同丸山十郎右衛門、瀬戸口武左衛門、甲斐仲右衛門

安永八年亥十月朔日、桜島江大焼仕出、右近郷

石降り且此辺迄四五日ケ間地震いたし、海中久敷

焼候処ニ、島大小七ツ出現、其島福山の方江有之、

一ツの島今人家有

天明六年衆中之事、郷士と被召替候

太守豊後守御家督御祝儀参上

郷士年寄丸山十郎右衛門、与頭永濱勘兵衛

国主豊後守様御初入部

御祝儀参上、郷士年寄黒木八十八、与頭永濱勘兵衛

与頭瀬戸口武右衛門代瀬戸口武平太、郷士年寄黒木  
佐平太代永濱勘兵衛、与頭勘兵衛代り黒木次郎  
右衛門

天明二年暖役之事郷士年寄と役名被召替候

天明七年御領国高志石ニ付白米五升ツ、出来、重々

被仰付候

psc

当年方五年限ニ而上納也

一寛政二年戊、当年方人躰壹人付壹匁出銀、鈔トシテ

百文、牛馬壹疋ニ付壹匁ツ、年限三ヶ年上納也

一寛政十年重郷士年寄丸山十郎右衛門代瀬戸口武平

太、郷士年寄黒木平治代丸山十郎右衛門、地頭樺山

物集女殿

暖甲斐仲右衛門、黒木八十八、黒木平治、丸山十郎

右衛門、永濱勘兵衛

御領内之者共欠落致者多人數有之、高城町人宅間三

七と申者も他国迄も罷出、手先之者共方々差越居候

者共歸参いたし、左候而歸参者望次第何方郷何村ニ

而も望次第居付被仰付事御座候、所村々ニも歸参居

付者多人數御座候

一寛政十一年末与頭黒木宇兵衛、黒木越右衛門、黒木

次兵衛、黒木定治、永濱治左衛門、藤田平右衛門、

郷士年寄甲斐仲右衛門、黒木八十八、丸山十郎左衛

門、瀬戸口武平太、永濱勘兵衛

横目黒木貞右衛門、黒木良学院、村田仲五右衛門、  
那見廻増田嘉右衛門、丸山小十郎、山口八藤次、丸  
山伊右衛門

廿七番 文化元年地頭日高次右衛門殿

地頭日高次右衛門殿病死二而

明所、大御島頭北郷作右衛門殿御預り 瀬戸口武平

太後武右衛門、黒木宇兵衛、丸山十郎右衛門、甲斐

佐次右衛門後両右衛門、藤田平右衛門、後一郎

文化八年未七月地頭被仰付候

廿八番地頭 平島平八殿

平島平八殿地頭御断上、明所

廿九番地頭 義岡久馬殿

文化九年十二月地頭被仰付候、郷士年寄瀬戸口武平太、  
黒木宇兵衛丸山十郎左衛門、甲斐両右衛門、黒木源

五右衛門

文化十四丑三月郷士年寄甲斐両右衛門子細有之徳島

へ遠島被仰付、高屋敷没収被仰付候、

文化十五年寅十月郷士年寄黒木市太夫、丸山小十郎

子細有之両人共年寄役被差免候

文化十四年瀬戸口武平太、丸山十郎右衛門、黒木林右

衛門、

P37

甲斐仲左衛門、村田伊左衛門、後郷左衛門

○文政四年丑二月、郷士年寄丸山十郎右衛門代黒木林  
右衛門代役丸山源兵衛 ○文政五年郷士年寄瀬戸  
口武左衛門、黒木林右衛門、丸山源兵衛、甲斐仲左  
衛門、村田郷左衛門

一此所方享保の燃ヲ記也

○正徳五年申三月霧島山三山之辺ニ焼仕出、八月方

大焼ニ而、郷中灰降り、同九月廿五日大焼ニ而被川

人家焼候、狭野寺并御社頭東御在所社頭、花堂人家

少々焼候、同二日四日、九月十日大焼ニ而皆々立除

候、十二月廿八日九日大燃ニ而、東光坊并花堂衆中

町門前社家惣損焼候、後川内、広原も少々やけ申候、

打続西正月大焼ニ而麓、花堂、蒲牟田諸人松山并小

林、飯野、野尻、庄内、山田且水流村之様ニ立除候

一霧島神火ニ付、曾於郡、国分、松永川方石砂あふれ

出、高七八拾石計之損地之由、田畠損地高六万

七千石程有之候、又高原・高崎之内損地田畠

七千石程無調地也

享保四年、此年迄ニ麓衆中皆々立戻り候

一衆中番噺所へ相詰候様、御用人衆方被仰渡候得共

一番所麓地藏院辻江番所造、十二月

一神徳院・錫杖院門前并寺高砂揚御座候

一享保五年此年衆中持留高砂揚被仰付、那奉行

新納二左衛門殿、検者衆三島佐次右衛門殿、中郷孫

右衛門殿、二階堂十兵衛殿、白坂鹿右衛門殿、溝普請方上村源左衛門殿、野津正左衛門殿池之上勘助殿一享保元年申十二月廿八日夜、霧島山江神火燃出

堂余程無殘家居焼失いたし候、享保二年酉正月

P38

元日右之通、両度大焼ニ付、正月之礼式等も無之歎き申事計ニ而御座候、三日朝四つ時分より昼八つ時分両度大焼御座候、高原并花堂、高崎、其外諸所式拾里余り方石砂降り、就中花堂之儀ハ余所ニ相替、大石大きにふり、諸寺院家居皆焼失、然之次第方小林表諸所ニ立退候

同七日大燃者諸所共ニ大分石砂降り、同八日晚大燃ニ而、同九日同十日大燃ニ而候、同十一日大燃止ル右之通度々之大燃ニ付、高原・高崎石砂降り、人間之住居不罷成候ニ付、早第より高崎之内、其外水流名且又勝岡郡之城松山、野尻、小林、飯野加久藤諸方江立退候、扱高原高崎両所立除候

諸事御差引トして大御目付義岡右京殿、御用人宮之原甚太夫殿、高原地頭左近丞与太夫殿、正月廿一日御越、高崎当村明所ニ而御用人章山角太夫殿

其外御步行御目付六人、御郡奉行伊東長右衛門殿、新納仁右衛門殿、汾陽四郎兵衛殿、祢寝甚兵衛殿、大山六郎兵衛殿、地方検者衆廿一人、其外足輕多人

数召列被差越候、二月十日今月御地頭様広原より小林詰大目付江為御相談御越被成候

同十一日期月御地頭様広原村二月廿四日出立、水流名之様御越、直ニ御帰宅被成管候、同十二月今月小林於宝光院、狭野権現御祭御座候、尤正月大燃方宝光院江仮御宮出来安置御座候、同十三日

広原田地砂上ケ、検者衆山本七左衛門殿、暖永濱勘兵衛勤候、一後川内村砂上検者衆池上勘助殿有馬与左衛門殿御詰、一田方拾三町式反八畝七步粗五百四表壹斗式升、夫千八百五人、一畠方拾四町壹反六畝式十七步、大豆百十七表四升、夫壹壹式百九壹拾七人半、合式拾七町四反七畝七步

P39

合靱大豆六百式十壹表壹斗六升、合夫三千百式人半、内夫式千六百五十三人、御加勢夫仕残而夫四百四十九人半不足、一夫千式十四人財部一夫百九拾人馬越、一夫百八十壹人真幸吉田右御加勢夫、但し夫飯七合五勺つゝ、右郡見廻被扱被仰付候

一所役々広原村木屋掛用之諸物

栗野方相納筥一後川内村砂上げ、吉田・飯野諸所方御加勢夫仕、三月二日、今月高崎砂上、検者衆川野清左衛門殿、鶴田立夫雇夫、竹田又四郎ヲ切殺し清左衛門殿者怪我有之候間、養生として池上勘助殿も高崎江被差越候右一件ニ付丸山十郎左衛門帰り



候

三月四日今日迄御加勢夫仕相濟候、同五日今日所衆中砂上有之候、今日方孫兵衛後川内

村二勤候、同八日今日所衆中持留高後川内方江平村まで検者川上助左衛門殿、柳源左衛門殿寄、暖児玉勘兵衛 郡見廻中島覺右衛門出會、一後川内村方梅久保村迄砂上見賦検者池上勘助殿、有馬与左衛門殿、暖孫兵衛郡見廻藤右衛門出勤

日数差出留

広原詰暖

西二月五日方三月二日迄

永濱勘兵衛

一同数廿八日泊り

後川内村見賦方詰暖

二月八日方同十四日迄

丸山孫兵衛

一同七日泊り

丸山孫之進

二月五日方三月六日迄

一同廿二日泊り

但郡見廻諸日数差上別紙申上候

右日数差上祢寝勘兵衛殿筆者衆にて差出候

三月十三日後川内村百姓并衆中方自分砂上之願

出二付、今日後川内へ丸山十郎左衛門差越候、一衆

中家普請諸入具諸々より相納候、三月廿三日、今日

広原江罷移候、一諸役人へ御心付米被仰付候二付

御礼として今日方丸山孫兵衛、永牟田藤右衛門、岩

元喜右衛門鹿兒島江参上候、一御心付米として白米

老石八合先石、一飢米として老米二付米三升つゝ被

下候

PAO

御手形広原江罷居候人数者真幸組御米

小林江罷居候人数者高岡組御蔵江御手形相渡候

一役目江御心付米被下候、暖、横目、郡見廻、溝見廻、

牛馬役、庄屋役、同人数右之通、一暖丸山十郎左衛

門、丸山孫兵衛、永濱勘兵衛、黒木正左衛門、此四

人ハ米三斗三升六合、先石四表つゝ、

一郡見廻中島覺左衛門、藤田正左衛門、宮田

直右衛門、永牟田藤右衛門、此四人米三表つゝ、

一溝見廻老米宮田七左衛門米三表、一牛馬式人田口孝

之丞、児玉甚五兵衛式人米三表つゝ、

一庄屋四人馬島次郎右衛門、徳永諸右衛門

黒木吉左衛門、前原泉鏡坊、此四人米式表つゝ

横目萩原早兵衛、岩元喜右衛門、此式人米式表つゝ

右者霧島山燃二付去十二月廿八日方正月迄石砂田

畠入候、且又諸事苦勞いたし候二付、右之通御心

付米被成下候

一四月八日明日より飢米申請として真幸組御蔵へ相

中方差越筈候、一所衆中持留高、砂上当村方砂

上又ハ以後砂上仕度、当時断之願書相調差上候

文化九申四月十四日

此時従公儀天文方諸国江被差廻、当国之

内ニ先達方巡入、近々当方通行之筈候而為詰

手当御記録奉行本田休七殿、糸原善助殿  
書役小浜長蔵殿、永田佐八殿、今日都城方当所  
狭野門前江差入有之候、郷士年寄丸山十郎左衛門、  
与頭田口作左衛門、郡見廻田口清之進、所出役高妻  
五郎兵衛相勤候、

一 諸寺院并道筋あさ名付帳面被相調方二候、  
一天文方差入二付而者、諸寺院、村々あさ名

其外遠見之高山被郡掛候、打無滞御廻  
言申上候様被申付置候、一申五月晦日公義  
天文方御差入二付、境石迄役々差越候、境石二御  
茶屋出来、境石方さのまで測量有之候、今晚  
狭野泊り今酉二刻時分方星二致見当、何拾何度之

P41

れいれい杯、問ハ書役帳面ニ留候得共、天文職之言

二而、何々事共相知不申候、一天文頭殿伊能勘

解由様、坂部貞兵衛様、右頭外内弟子、神

徳院寺内御宿二而候事、右御用聞として鹿兒

島町人參候事、一天文弟子今泉又兵衛様

永升甚左衛門様、門谷清次郎様、右御三人日高

平兵衛所以宿也候事、右客人様御差入

二而鹿兒島方御付役御留主居付役平田次

郎八殿右兵衛所、御留主居役椎原与三次殿

庄兵衛所、蔵方目付東郷八左衛門殿甚兵衛宿、横

目衆田中仲右衛門殿宮内方、御留主居付役松本

十兵衛殿伝左衛門宿、横目山本十兵衛殿儀右衛門宿、

那方書役上床次兵衛殿清左衛門宿、那方出役鍋田甚  
七殿方右衛門宿、御記録方添役本間休七殿岩元式部  
宿、右出役永田佐八殿齋藤喜兵太宿、絵師笹川五兵  
衛殿竹添鶴兵衛宿

右之通為諸差引御役々被付廻候、一申六月朔日

天文方朝七ツ半ニ而出立、神徳院杉馬場方測量、御

地頭かりやにて御茶進上任、右かりや之儀者首

尾能相調候上、直ニ銘々帰宅仕候事、一公儀人荷

宰領人として郷士拾人召付候事、さのぜ川越として

郷士拾六人召立候事、一天文賄方御物御雇

入二而、鹿兒島町人共四五人付通、刻限無間違

仕調差出候二而、所方相構不申候、諸野菜之儀者

所方納方仕申候事、一文化十三年亥九月

永濱清左衛門代り郷士年寄田口作左衛門、

右之通被仰付候事

一天文方人馬都合六百余罷立候事、右夫之内

百余りハ高崎方罷立候事、右人馬方差引之

儀者、那方受返二而候事、右天文二相勤候所役之

郷士丸山十郎左衛門并瀬戸口武平太、与頭田口作左

衛門、横目竹之下百次、外二道案内郷士之内相勤候、

村田仲左衛門、黒木林右衛門

一文政四年巳十二月十九日、七ツの比方新燃之近所ニ

燃出、俄ニどろめく事ライのゴとし、左候而今晩中

どろめき翌日ニ相成候而者しづまり、此日々悦び申

事候か、

一文政四巳四月六日御地頭義岡久馬様御子息、藏人様并御袋様御息女さま、取次木藤市之助殿并役人栄之尾湯治ニ御入湯之段申来、地頭横目永田宝春坊、郷士壹人浜之市江差越候役々見廻有之候事、  
一右客様狭野江御参詣として四月十三日御越被成候、毎日狩立有之、狩立郷士中ニ金子被下候、年寄与頭相中金子被下候、賤中ニも同断被下候

郷士年寄丸山孫兵衛、瀬戸口武左衛門、甲斐仲右衛門、黒木林右衛門、村田作左衛門  
与頭宮田六郎、瀬戸口八平太、田口十右衛門、村田九郎右衛門、竹下百次、田口仲助

文政五年正月廿九日鹿兒島下町出火記、都合焼失大名御屋敷迄火相掛候由承申候、

一同二月十六日東

霧嶋御祭り、地場にて爰元郷士山波仙左衛門事、高城郷士肥田木鉄右衛門等申者江被打果候由、死体見分方ニ而役々出会仕候様申来、郷士年寄村田郷左衛門、与頭田口十右衛門、横目竹之下泉鉄院并宮田勝兵衛東江差越候、即鉄左衛門儀者切腹仕候、他三人助力有之候由、締方横目伊東新八郎殿方御話有之、御披露書二者連名不仕罷歸御上向々江見聞之成行申上候、

一同月廿八九日ニ而横目衆兩人高城江御差入有之候

而、高原・高崎・高城・高岡・都城、其外諸所先達未明江出会仕者共江仙左衛門・鉄右衛門入与之次第御糺有之、先達助力ヲも申出候

肥田木源五、満行次郎兵衛、児玉利右衛門右三人稠敷御問付ニ而申分ケ難立儀も有之候哉、三人共切腹仕候段相聞え候、

一文政四年甲斐両右衛門、遠島赦

免被仰付候、一去巳十二月燃出候新燃之獄江当年三月廿一日獄山行司森山正左衛門、竹木見廻高野瀬八十八外郷士共同心にて狩立仕候処ニ物之頭と相見え候骨見当り、燃煙り候池に栖居候蛇骨ニ而者無之哉、何物ニ而も珍敷物故、可持婦と持立中にて持帰り高野瀬八十八所江格護仕置候処ニ、締方々聞付所横目黒木善之助同心にて被差越、見分有之候処ニ蛇骨相違有之間敷と被申、宰領付にて鹿兒島江差出候、見分見宿齋藤宇平太所也、出会与頭田口十右衛門右蛇骨ニツ分と相見候、一ツハ式尺計、一ツハ七尺三四寸程有之候也、

一科銀三十匁、七月二十三日所郷士藤田清右衛門、竹之下常之助、押領司早十郎

右者当二月東霧嶋にて出会差越候処ニ所郷士山波仙右衛門被打果、其場江罷在ながら取計様不行届別而働之至候、依之右之通科銀被仰付候事、所郷士

山波仙左衛門、右当年三月十六日、東霧島弓場江為見物差越居候処ニ、高城郷士肥田木鉄右衛門と申者江右仙左衛門被打果候処ニ、其身計郷士被召放、死体無御構段ヲ七月廿二日被仰渡事、高城郷士肥田木鉄右衛門儀者科銭貳百五十目被仰付候由、肥田木源五、酒行次郎左衛門、児玉利左衛門  
 右三人者死躰張付被仰付、尤御横目衆御差引候也  
 一御領國中三度直御竿被召入候と取沙汰有之候処  
 文政五午秋、当所方高崎野尻迄御竿被召入候段  
 午四月三日被仰渡候付、早第方内見取付有之、五月田地仕付之時分休有之、年中内見ニ而候、然処御郡奉行衆午十二月十二日高崎江御差入有之候、早第江当所役々見廻時々有之候、御竿方掛郷士年寄村田郷右衛門、黒木林右衛門、右同与頭竹之下百次、田口十右衛門、郡見廻

一三月四日村鹿村江御移り  
 一同十日誠村江御奉行移り、  
 一同十九日後川内方切迄都而相濟候也、三月廿日野尻江御差入ニ而、所役々引有  
 当所御竿日数五十二日、高崎御竿日数四十日  
 一御地頭義岡久馬殿御事御病氣ニて候処ニ、文政七年申五月御死去ニ而候事、右為御悔郷士年寄丸山孫兵衛、与頭瀬戸口兵右衛門、地頭横目高原正尊坊参府有之候事、一地頭所御預り 殿ニ而候事  
 文政七年申八月七藤ヶ嶋と申嶋江軍勢乘居  
 一唐船相見え鉄砲打掛候由、右嶋為取締差越被居候横目衆殿浜はたニ出向り、大将と相見え候者壹人被戦躰取処ニ賊勢ハ都合元船之引取候由、右次第鹿兒島江早船ヲ以来早第島津権五郎殿軍大将ニ而諸士衆三百人余り右嶋江戦出之由承候、左候而唐人死体塩付ニ而被遣、長崎御大官方江為吟味、喜入多門殿唐人死体御持参之由伝承候  
 一三拾番地頭島津典礼殿取次、染川伊兵衛殿  
 右之通御地頭職御定之ニて、文政八西五月七日被仰渡候、御祝儀として郷士年寄竹之下百次、与頭黒木助右衛門、地頭横目藤藤与次郎、郡見廻田口四郎兵衛、五月廿二日方参府有之候、  
 一郷士年寄村田作左衛門代竹之下百次、百次代、郷士年寄助役田口十右衛門、十右衛門代り与頭黒木

助左衛門、助左衛門代、普請見廻森山市郎左衛門、右之通文政八酉正月時々改代り被仰付候事

佐土原正明神通覚、

一御用人飯田仲兵衛、

一同山元権九郎、入御祐筆前田長兵衛、

一御隠居様方御例諸 梶田小市郎、

一御広間詰加治木蔵之丞

P45

小頭横目役竹下伊右衛門、

一御勘定方後藤弥右衛門本御留主居市来五郎次郎、

一無役岩下千五郎、一同 一中野広見、一同萩原藤七、

一同翌山部内、一同兵道者

中村九八郎、十三人、吟味方横目役数野田寛平

一春姫様御事旧蠟十二日内藤丹波守様江御縁組御

願之通被仰渡候段御出来候、此旨奉承知候様諸郷江

可申渡候 天保六年未正月安房

一若殿様御儀旧蠟十六日少将御任官被仰出候二付、御

当月より少将様と奉称候様被仰出候間、申来候条、

此旨向々江可致通達候 天保六年未正月 但馬

若殿様御儀旧蠟十六日御城江被為 召列段之

思召を以、少将御任官被仰出候旨御到来候、依之

郷士年寄組頭、壱人ツ、今月日方先罷越御精進候間、

御帳に相付

太守様

中将様

少将様江御祝儀可申上、此旨御差図二而候、以上

天保六年未正月十一日 町田堅物

天保三辰六月大日でり三十二日つゝき、日でりすこし

ごミのしつむほとに雨ふりて、又十日つづきひでり、

べ四十日ひでり、野山しほると、畠作ミのらず、田

地せせふなり、よそ国者野山かれたりと聞、明きき

んどし

天保六未七月中旬大風ふく事、人家山木たをるゝこと

数しれず、浜付之人家すべてたをるゝ、諸郷江人

P46

多く死と聞、高原江も麓壱人有、風ふく事三度

それよりききんつゝく、白米直成壱升三合

天保七申夏白米直成壱升三合、其年五穀ミのら

ず、秋より高直成、白米壱升つゝ但金百文かへなり

同八年酉六月高原者白米直成百文二付七合かへ

小林者白米式斗二升入壱俵金子式分がへ、錢ニべ三

貫六百文替なり、其時鹿兒島御座より直段被仰渡候

日州向者百文二白米六合六勺つゝ替、鹿兒島向者

五合替、又其上高直有、大ききん

其年酉二月十九日廿日両日、大坂大火事有、火之を

こりハ大坂よりき与とゆふもの、大塩平八郎等申大

家なる者、ききん年に諸仁すくひの後大坂東町奉行

其外大家之町人江うらミ有て、らんもふをこし

大塩平八郎猶子頭取とし二百人計手与し、大坂町三

分一焼失、死人之者老万六千人等聞申候、尤大坂京都江戸大さきん年始之比者白米の老升銀老升銀替等聞、夏二向て白米老升分五百文替、其外高直しれず候、日本国中大さきん

諸国大名国主三ヶ国より薩摩守様江御借米有、此年七月高直二相成候中、高原は白米文百文二七合二而相通り小林は百文に白米五合成、町たな売は四合五勺つゝ、高崎高原野尻須木飯野近郷は小林二而役目貫文を以小林方かい入、鹿兒島米直成四合つゝ御当地はもちろん舎里迄しよく命あやうし、諸所二而えき死いたすと聞薩摩は先年方琉球国方上納米七月始納国なれば上下よし、江戸京都大坂諸国金分あるといへとも、米ふつゝかなり直段相しれず、関外高岡表も白米分百文四合替

P47

此時六月十日方七月七日迄大ひてり、尤廿八日日なりといへども田島よし、此時七月十四五日比二山川湊江用事なし、船入おらんだ船なり、長さ六十間計本柱八本立、船人三十人計、御国異国方せど、此時西七月末方高直、八月中旬迄分百文で白米四合八勺、麦五合八勺

一天保九年戌六月十四日、高老石二付出来五升宛白赤半分 右者定式出来之外重出来三升つゝ被仰付置候処、此節方式升相重、都合五升つゝ当戌年方来寅年迄之間五ヶ年重出来被仰付候

左二而上納米之儀者は追付向通被仰付候

一銀老勺老人分 右持高有無之不及沙汰末々迄来て子年方来ル辰年迄之間、五ヶ年一統人別出銀被仰付候間、年限中十月限り金蔵江可致上納候、七島、硫黄、竹島、黒崎、屋久島、種子島并道之嶋之儀者十二月限出銀取揃使舟次第可致上納候

右者今度江戸西之丸都而大火事焼失二付御普請有之候二付、無御抛御詠合二而、依御願拾万両御金調被為承 仰候二付而者速々御用意不相備候而不叶儀二候処、一昨年も御金調引続之儀故至而被及御難洪、其上大坂御銀主之内にも病死又者逢類

P48

焼等、別而難洪之趣相聞え、殊二一昨年の出銀も未御本潔無之候、此節者都而の出銀御請におよび候儀無覚束、就而者御国役之御事候二付、当時一統困窮之折柄二而候得共、無御抛石之通出銀米被仰付候、左候而老勺出銀之儀者去々年来方之凶年等二而、末々迄一統及困窮居候段、被聞召上候二付、別段之御用捨二而来々子年方辰迄五ヶ年被仰付候

天保九年戌五月十五日

御地頭所取次染川伊兵衛

御家老付印

一天保九年戌八月十八日佐土原島津飛騨守様御通行

二付、上下八十人手廻、狭野権現社參詣ニ而神徳院御一宿ニ而東御在所錫杖院御參詣ニ而、西霧島參詣として踊之内名香湯ニ御入湯被成、それより鹿兒島江御通被成候、其時道普請として郡奉行衆、平島平太左衛門、迫田仲之助殿二人、檢者二人、書役二人、道普請有之候、高崎境目御茶屋出張、与頭役老人、濱武助、其晩火消方役我宅方火づきん、火羽織、陣笠、与頭役永濱武助、横目役黒木彦七、郷士拾五人、手廻百丹後、熊手、とび口式木、梯子走つ、火うち式つ、神徳院寺内ニ而番屋有、其夜八つ時迄相勤申候而八時方錫杖院江罷直飛驒守様神徳院正七時御出立ニ而錫杖院江御參詣、御出張役郷士年寄瀬戸口平作、与頭役永濱武助、右出張役式人飛驒守様江名差出申候、神徳院出張役郷士年寄宮田早右衛門、瀬戸口武右衛門、与頭黒木裕助、水流村出張、郷士年寄永濱勘兵衛、鹿兒島方御用聞役式人、御飯屋守役老人相付被成通候

P49

一天保十一年子二月五日比方爰元蒲牟田村支配内田地溝筋一流水上亀野谷と申所皆谷共二水出口ニ而御座候処、此以前六七拾年前二麓郷士賤中方水出候口方佐土の谷江溝掘通シ水取入方ニ付

不相成段申出候処、水取やめに相成候、花堂・蒲牟田村方水出口新溝掘り埋候管ニ而御座候処、ふとんちやくに召置候得者何之間ニ溝筋さらえ方いたし、

水取入方仕候次第不相知、今以宅水致し候処、溝筋古手下方しぼり水こぼれ水おふ御座候得者、蒲牟田村田地用水相調候処此節子二月五日方水出口方四五町下り亀野橋口より南之方尾野谷と申所より池之谷江貫掘り返シ水取入方有之ニ付而者、今以水決いたし置候得者、後年ニ至り而貫さげいたし溝口古手ニわき切麓方水一方ニ取入二者無別条に付、花堂蒲牟田村吟味いたし、蒲牟田村才役次助を以、麓月番郡見廻丸山十左衛門殿江尾野谷貫掘之儀者御差留可被下候様に申置処貫掘不相止掘方有之ニ付、蒲牟田村用水掛黒木吉左衛門才役次助下用水掛小太郎三人を以、二月十二日丸山十左衛門殿宅江差越、先達而次助方申出候貫掘不相止候ニ付、又々罷出申候、貫掘り是非御留可被下候様ニ申出候処、不相止テ花堂与頭村田彦之進、永濱武助、田口休之進、普請見廻村田仲右衛門、黒木伊右衛門、用水掛黒木吉左衛門始、其外諸士中銘々例立、二月十三日貫掘り場所江差越見届候処、蒲牟田村庄屋留主ニ而才役次兵衛、次助、万四郎、其外銘々見届差越申候処、不相止堀方有之、行々者水上取切られ、水上失ふ者無別条ニ付田地下り二者無別条、其外蒲牟田村源池今以相続候

後年至り猶々不相続候節者、川上郷士植地水はつしいたし田地位下り相成、荒地ニ也者無別条ニ付、左候而者花堂役々其外諸士中御奉公不相勤候ニ付、此

儀者当番郷士年寄方へ

P50

与頭を以御差留可被下候様申出候処、与頭村田彦之進、永濱武助、同十四日麓当番瀬戸口武右衛門殿宅江罷越右成行諸士仲方申出趣、貫掘御差留可給候様申出候、若此上ながら貫掘不相仕候付而者、花堂諸士中方御地頭所江御披露可申上筈御座候、御地頭所御那方々何分御吟味有之候間貫掘御差止被可給候、同十六日飯屋当番東善左衛門、百姓万次郎を以花堂与頭方江返答有之、先達而申出之趣、吟味いたし候処、水取入之節者其先役之立合、水ハけ仕可申候と答有之候、右二付而者御地頭所江御披露相納、高原諸地方御検者、野元市右衛門殿内見差出申候処、則野元市右衛門殿方貫掘御差留可給候、左候江者、麓役々方御郡奉行平島平、太左衛門殿江言合、押掛二溝筋見分有之候処、花堂・蒲牟田村方江者御聞合無御座候、押々二而見分有之候処、貫掘之儀者御差止可被成候、上溝瀬さけいた四谷共ニ召載候様ニ可被申付、子五月六日ニ而御座候、出役川田甚四郎殿、右二付当十二月溝瀬さけ有之候処、蒲牟田村内水少ニ相成、右二付而者又々明丑閏正月方御地頭所江御披露相調差越可申筈御座候、麓方水はけ相談ニ相掛候、右二付而者廻はけ有之、麓水出口者石坂之谷 彥ツ、蒲牟田村水出口者尾野谷清兵衛尾之谷式ツ中之伝右衛門谷水之儀者双方水不続之節くりま

ハし水ニ相究申候

其時地方検者山田平治殿同座吟味有之候、右成行請持掛御郡奉行平島平太左衛門殿広原村江御差入之節、郷士年寄瀬戸口武右衛門、与頭村田仲右衛門、永濱武助、郡見廻宮原六郎兵衛、其外諸在役々所中吟味之通御願申上候得者、願之通水ハけ御免仰付被下候、右二付御地頭所江御披露之儀者村田仲左衛門殿格後仕被置候、此時役々連名ニ印判有之候

P51

後年ニ至右様有之候得者、右書を尋出し可被申出候天保十四年卯二月七日夜六ツ半より五時半迄之間、西の方ニぼけ色之雲出、其形横一尺計、長さ式拾広計、同廿八九日夜迄色雲、廿日計後うすくなる、西之方より巳午之間ニ  
長さ打、其方 西 中ぼけ色あかくニ 東

天保十四年卯六月七月迄之間ニ牛之病はやる、御国一用残者彥疋もなし、のどはれ目はれ、草くハズ、葉入にんじん湯ニ而米之すりこながし、茶之子をながし入、又こんぶのせんじ出もよし、養生よかれば、三日計りに草をくふ、おくれたれば五六日もかかる、ゆだんなれば病死も有まれ也、他国迄も一度ニはやると聞、此牛病六十彥年目ニはやることゆふこと、福原村之山波善右衛門殿八十八歳ニなる人之嘶二聞、一番に法者を頼まじなう事大一よし也、一同十四年



卯秋なすび常ニなる事枝の本はの本ニなるものに、  
当秋者柄の世ニなすびなる事妙也、六十年前ニなり  
たると聞其時者米三升仕たると聞

一同十四年卯七月五日、坂本寺門外ニ出、先年より御  
水天様内ニ立置候処ニて候得共、脇崩て御水天様外  
ニ立、人言伝に先年者門より内御水天様被御座者、  
村内不宜敷処ニ而、門より外ニ而御立被成たる所と  
承申候、此節神徳院法印より外ニ為立候得共、以後  
野見合ニも相成事候得者、書記置申候

一同年卯七月晦日大風五こくミのらず

一天保十四年卯九月方小林内岩瀬のとどろさけ始、川  
筋瀬さけ有之、川船通始申候

一天保十五年辰春方秋迄之間、月ニ四五日夜五時分ニ  
霧島獄八合目ニ夜火南前方相見ゆる、高原方七八月  
ニいたりて見る人少シ有

一同年辰夏、琉球嶋江をらんだこく、ふらんすと言所  
者大船ニ乗り来て、諸事むつかしき事を願、ふしぎ  
なるもの者式人残して、当秋又参と云て帰、念のた  
め薩摩鹿兒島方異国立衆御用人始、二階堂右八郎殿  
一鉄砲物頭近藤彦左衛門殿、坂本休左衛門殿、  
一御目付松本十兵衛殿、安田助左衛門殿、一旗奉行宮  
田清之一唐船頭

P52

川上弥四郎、一御代官原田直助、一御家座書役野本

一 郎、異国船掛書役児玉宗八、一目付御小姓与岩切莫

助、松岡十太夫、一騎馬御小姓与中村弥次郎、山口  
吉五郎、津留八之進、西田八郎太、野間休之進、池  
之上良右衛門、久保正之進、蘭田彦次郎、一本科外

科田中道節、一御兵具方肝煎老入

一御兵具方与力五人、内三人先達而渡海、一御兵具方  
足輕四拾五人内拾五人先達而渡海、一唐通事式人、  
一御米千五百石、一塩焔千五百斤、一大筒三挺、一

小筒五百挺

合三百人辰八月十五日、御当地出立大島江渡海大島  
方琉球へ

一同年辰七月長崎之湊に異国船入来て国王に願有ニ  
よつて近国之大名聞合有之、異国立之用意書有之候

一天保十三年ニ江戸天下御屋敷ニ之丸焼失有之、薩摩  
守方金子拾万両差上、御当地諸郷一流丈々に差上銀  
被仰付候、銘々御礼として御目録被下置候

一天保十五年辰五月九日昼之九時分ニ大地震長く、同  
八時分ニ大地しん、田之中ニ女共はい入、明十日ニ

江戸天下御本丸大火事、惣而焼失いたし、焼死人八  
百人程と聞申候

一天保十五年辰十二月十三日年号替、弘化元年トなる  
一弘化二年巳三月十二日、江戸より太守様御下向鹿兒  
島江御着

同巳三月廿一日玉里御茶屋御逗留ニ付、夫方同所御  
茶屋御立、入来筋方菱刈、真幸、日州表、国分其外

諸所江被遊御光越、夫方重留梅山別荘下方御乘船、磯御茶屋下江御着船、同所御茶屋御小休二而、被遊御歸殿候旨被仰出候、地頭所取次染川伊兵衛

一此節御巡見被遊、右諸所高原御着、巳四月朔日、小林御泊り二而三月廿九日明朔日福原御差入、所付道役郷士年寄黒木祐助・組頭竹之下庄助、衣服武士先羽織又引、遠目塚江御野立御茶屋有之、朝飯座仕出、所出郷士年寄瀬戸口武右衛門、組頭藤田源五左衛門衣服上下着、諸差引人所無役郷士十人衣服上下着、広原野中江御野立見賦有之、普請惣而成就有之候得者、前日御入無之筈御通二而錫杖院御參詣、御休場諸人飯座有之、夫方神徳院御參詣にて御立場所役郷士年寄丸山孫兵衛、組頭黒木作右衛門、外二御用聞四人、諸差引四人、火消役組頭代普請方見廻役黒木伊右衛門、陣笠、火羽織、股引、無役郷士十人引師諸道具揃持、小差持夫、諸道具持夫拾人、錫杖院右同断、前夜方詰入、小林江前日御機嫌伺として年寄黒木越右衛門、組頭村田仲左衛門差越參歸り、錫杖院勤諸差引役拾人、衣服上下着、

神徳院御立二而地頭飯屋御立場所役瀬戸口武右衛門、藤田源五左衛門、御用聞役四人、火消役右同断、右御立二而鹿見山原金曲御野立御入、所役年寄丸山孫兵衛、組頭黒木治右衛門諸差引役拾人上下着、右御立猿瀬川、船橋掛、船拾三数つなぎ三間板横六枚

P253

五つ次渡、所無役郷士川越役として六人、百生拾人諸差引役組頭永濱善太左衛門衣服上下着、刀大小二而拜服仕申候、無役郷士羽織股引刀大小二而拜服仕候、高崎より川越加勢役として、郷士年寄高野四郎太、同役黒木小次郎、組頭田口小源太外二無役郷士、百生迄込十八人、是ハ三日方被差越、場所普請有之候、高崎役上下着、右川七ツ半時分に被遊御通、野尻御飯屋着、日入時分二而御座候、野尻御機嫌伺として郷士年寄瀬戸口武・組頭藤田源五左衛門、祓川門前御立宿有之、諸差引役郷士年田口作兵衛、小林境目より御先払横目、黒木彦七、宮原九郎左衛門、御先供式拾六人、跡締役組頭田口休之進組頭代普請方見廻筋勤村田仲右衛門○御家老調所笑左衛門殿江御先供四人○大目付勤御家老見躰碓山織衛殿江御先供四人、御側役格勤○海老原宗之丞殿江御先供式人○外御付役人江御先供式人有之候、此所御巡見二付、出張役迄書記候、委細之儀者地頭飯屋江書記有之候○太守様御官位宰相、薩隅日三州之太守、琉球国兼領、高原地頭嶋津相馬殿、右太守様御光越二付、諸所地頭代御側御用人、伊集院織衛殿方御聞被成候

一弘化二年巳十一月廿日之夜半時分より鹿兒島上町大火事、明四時分迄大火事、町人相良名字之宿より火発り、其宿江廿七歳の御知女頼入候処、衣類を盗、其場不知様二計り事いたし、付火仕候処、上町惣而

焼失いたし、外付地者焼残り申候、武士屋敷二者不  
相掛候、其時御地頭所上島津相馬殿高原方御見舞と  
して、与頭田口休之進殿被差越候

一 弘化三年午二月昨日、鹿兒島山奉行所下目付役御差  
入二付、狭野権現社并杉の穂五百本御取入方として  
被差越候、太守様より御神楽参拜として金子老部、  
銭として老貫七百四拾八文被差上、御神楽有之候  
右并杉の穂五百本鹿兒島之郡吉田花尾山之杉之穂  
五百本、合千本御当地下三くいん橋より一式玉里御  
屋敷迄之間并杉差入方有之由被申聞候

一 爰許江前天保三年辰十一月廿五日方大川とさきの  
ハけより水取添之事を記置候、始見積人数永濱善太  
左衛門、田口休之進、村田仲右衛門、森山銀之助合  
五人見積見分ニ差越候処、水取入方相濟様ニ相見合  
候二付、明廿六日より花堂惣立二而、明廿七日迄溝  
掘り、井出溝廿八日方同九日迄合四日ニ水載相濟、  
夫人數百六拾人余、蒲牟田村江者無構、花堂迄二而  
水取濟いたし、冬水計り取入筈候、本森山市郎左衛  
門見積いたし被置候二付、市郎左衛門殿差図二而候、  
其後天保十五年之比より蒲牟田村人数より水被添  
之加勢として夫差遣申候、其故蒲牟田村迄冬水用  
分相統申候

P54

一 弘化三年丙午四月廿日、仁武天皇之事左ニ奉申候

大行天皇御諡号 仁孝天皇と奉称候段、江戸方申来  
二付、被仰渡候、右二付午十一月十三日方宇都之  
前ニ御普請取付有之

明未正月廿日迄普請相濟申候、同未四月八日ニ麓花  
堂諸人江御改頂被仰付候  
同十一日ニ狭野権件社方宇都御社江御遷宮有之候、  
所役々上下ニて出張候二付引掃除、横目町役御先供  
相付申候、所中惣参詣へ

一 同年丙午十一月中旬比、小林御城山并数ヶ所江甘露  
降り候由、右二付当所江も降り候儀難計候間、端々  
迄相糺、何分早々可申出候段、所郷士年寄所仲江被  
申渡候、同晦日ニ触書廻り申候、私永濱善太左衛  
門、同晦日ニ小林方柏木之はたはもらひなめ申候処  
少相付あまミ少有之候、委細之儀者小林より追々承  
り書付可申候、高原方木之葉取ニ遣式人差遣シ所持  
物 御地頭所江御披露書相認、右木葉相添差上申候、  
御地頭所島津相馬殿、小林御城山ニ而始る甘露二見  
当候人者中野平助妻見当候、其後追々振候、明未正  
月七日之晩ニもふり候、味見当候人有之候  
高原内も諸所甘露ふり候、味見当候人有之候

一 弘化四年未六月廿三日方大風雨二付、夜之八時分迄  
之大風ニ而下川原とさきのはげ下方此之方江川直  
ル所中、川よけ惣立方老日花堂・狭野・祓川・野村  
迄者三日惣立有之候、下川筋大松をよ、五尺廻り  
方八九尺廻之間式百本余、改方之上御届有下村川筋

小塚山之後之辺迄、田地式百俵取計洗破損浦牟田  
村内川筋糶千俵取計損失有之、高崎諸所過分之疵等  
承申候、先年大高水方六拾壹年計ニ成等承申候  
田畠実之事相応之年柄也

一 弘化四年未十月十七日方八日九日迄弓射場普請有  
之坂本寺屋敷上之段ニ直ル、与頭永濱善太左衛門、  
同村田仲左衛門、同役田口休之進、普請方見廻役村  
田仲右衛門、同役黒木伊右衛門、本百年以前者寺之  
後ニ有、其後寺之前、川之上ニ直るル、右弘化四年  
未六月廿四日、風雨ニ付破損いたし、当年方右地ニ  
直ル

一 弘化四年未十一月三日、地頭飯屋ニ而出座有之、御  
地頭所方御用ニ付郷土年寄瀬戸口武右衛門殿被差  
越候処、琉球国其外

P55

諸国江異国船相見合候ニ付、異国立之用意被仰渡ニ  
付軍役之賦方申渡有之、十五歳方六十歳迄之間、弓  
鉄砲其外武術之稽古被仰渡候処、弓鉄砲ニ而軍役相  
勤候、銘々御覽書帳面差出御届相成候ニ付、陣笠陣  
羽織之用意申渡有之候

一同五年申正月三日、御初狩ニ而狭野原ならき山神江  
十五歳方六拾歳迄之間鉄砲・陣笠ニ而勢揃有之候、  
三百人余相揃江候、病氣之人者医師証文差出候、其  
後弓鉄砲式日相究稽古有之候

一同五年申二月三日、御屋形御出立ニ而、太守様肝月

方江御巡見被遊候ニ付

同月六日、福山御牧ニ而異国揃鉄砲御覽被遊候処、  
鹿兒島より両頭ニ而勢六百騎鉄砲有之候、前年未十  
月廿八日吉野之御牧ニ而異国方大將両頭ニ而五百  
騎ツツ惣合壹千余寄、異国立鉄砲有之候

一同年申十一月十八日晚之六時ニ戌之方より巳之方  
大キ成星とび渡、四五尺廻り其をと雷之如し  
一同年申十二月朔日、広原ニおひて異国陣立之支度揃  
有之候

右同月六日朝七時出立ニ而、小林調練場江差越、御  
郡奉行小森新藏殿前見分として御廻勤有之候

右同月十五日暮六時、地頭飯屋出立ニ而福原村樋渡  
本学坊、山波矢十郎 両所役々宿ニ而脇方江諸士宿  
相付候

明十六日小林東原ニ而異国方調練御見分有之候、小  
林始、高原式番、須木参番、高崎四番御見分、御軍  
賦役奉行安田助左衛門殿、外ニ同役三人郡奉行小森  
新藏殿、平嶋平太左衛門殿野尻方御差入掛、九時分  
より御見分、御家流鉄砲操打并御流儀鉗筒打方御座  
候、首尾能相済申候、

同十七日神徳院・錫杖院諸士参詣有之候  
一 右申年嘉永元年と成

弘化四未十月十六日、花堂弓賦場、大川損ニ付、は  
かの前方坂本寺後二なをる、寺方江銭六七貫文丈替

分として差置筭御座候

一嘉永三年戊二月十八日、御軍賦役奉行小林方御差入  
一伊知地小十郎殿、同野元源五左衛門殿御軍賦役御家  
老座

P56

書役甲斐弥右衛門殿、同十七日泊りニ而明十八日霞  
原ニ而御見分、高崎一所ニ同断、十七日差入掛り武  
術見分高崎同断

一嘉永三戌四月白米直段錢百文ニ付七合替にていた  
し候

一都城内小池道并曾於郡いのか石道、霧島嶽すそに  
いたる迄小笹ニ実成事、笹沓本ニ拾ヲツ、計り麦の  
如し、ふとき事とらぐみの如し、米之代りニ成、飯  
ニよしだごニよし、焼酎ニよし、男者沓日ニ粃俵三  
俵計り、女者式俵計り、沓俵ニ付仕上実沓斗三升  
ツ、有、戌四月十日比より同廿四五日方迄取、国分、  
清水日向山曾於郡踊、諸所方いのか石原之辺江、沓  
日ニ五六百人ツ、都之城高崎高原小林諸所方中山  
の野方御池之辺江数日何百人共男女供ニ数不相知  
候得共、隅州・日州両方ニ而者千人余人数ツ、差越  
候様承申候、諸人難有たすかる事かぎりなし、此辺  
者我人行事不殘此三ヶ年以前方右原之内、諸所少シ  
ツ、実成り候而人取事まれニ承申候、当年者惣而ミ  
のり申候

野浅所岡倉之辺も右同断ニ御座候得共、家飯ニ

取出丈ニ無御座候

右之趣先年来方不承候ニ付、後見ため書記置候  
右之笹之実、そば切ニ入而よし、国分方限者そば屋  
方錢百文ニ沓升八合ツ、直段ニ而買入有之候

一嘉永三年戊八月七日大雨風、高原内家数式百拾式軒  
一家書出無之候、高崎者家数百三十六軒、高城者家

P57

数四百三十軒余、都之城者家数千軒余、高岡者家数  
八百軒計、野尻家数百五拾軒余、小林者高原方も大  
風ニ承申候。たをれ家数承不申候、其外近郷他郷大  
風ニ而候得共、細数承届不申候、耕作之儀者大痛ニ  
而御座候、当戊年も米七合ツ、来  
亥年も打続困窮年ニ存候

一嘉永五壬子年十二月朔日方麓・花堂諸士中申合  
候儀、十年以前ニ所中御用錢ニ相成筭ニ、錢拾貫文  
抱合口、屋敷掛出錢ニ而掛來候錢、抱合取座有之候  
得共、今ニ為何儀も不相知候ニ付、所諸士中方所抱  
合錢何方ニ何様御座候哉。御知らせ被下候ハ、所中  
困窮ニ相成、利金を以諸士錢ニ而も相成候様願申出  
候ニ付、黒木越右衛門殿取主ニ而預り被置候処、元  
利金八百貫文以上ニ相成候処、かれこれ申分有之候  
故、十二月二日高原諸士寄方有之、三日迄麓与者麓  
ニ吟味、花堂与者花堂ニ吟味之郷士中宿迄人数印形  
帳相認、同四日方麓法連寺江相集、同廿一日迄座不

引集候処、黒木越右衛門殿郷士年寄役被相勤候得共、諸士中より右越右衛門殿江者相付御奉公相勤不申候、并二弟之宮原九郎左衛門殿与頭役二被相勤候得共、是又相付御奉公相付不仕候儀申出候二付、右宮原九郎左衛門殿悪口被申候二付、明正月役替、黒木越右衛門殿者明三月迄役儀勤有之候様、諸士中江願証文入置被相勤候得共勤方者無之候、明正月四日江諸士中又候法連寺江相集、同十三日夜方鹿児島御地所江諸中差越候、麓方者甲斐貞左衛門始五六人、花堂方者中島作右衛門始四五人、其外諸士中より毎日差越候、所役年寄黒木林右衛門、与頭藤田源五左衛門、瀬戸口右兵衛、郡見廻高妻矢五右衛門、跡方十四日二被差越候、高原四ヶ才之百姓共四百人以上鹿児島江差越候、御新田一件二付同十三日方毎日十五日迄相立候由

P58

受持掛御那奉行平島平太左衛門殿并高原御新田方掛役々せわに相成申候由候得共、其節者郷士百姓共二所中首尾能相成申候、諸士中より願之ヶ条書八ヶ条申出有之、右ヶ条之内半分計り願相立候御地頭所島津相馬様御取次、川上貞太郎殿

嘉永四年亥御隠居被成候、江戸江

一 薩摩宰相斉興、正四位上参議中将御官位

嘉永四亥年御家督被成、江戸方鹿児島御城江御下向

一 松平薩摩守斉彬、從四位上中将斉彬公御官位御嫡子松平虎寿丸様

但いまた御元服不被遊候二付、御名乗り無之候右虎寿丸様事同七年寅九月御死去之段、被仰渡候二付、所役方御悔申上候

右虎寿丸様御事寅九月御死去被遊候事被仰渡候

一 松平薩摩守斉彬公、御国巡見被遊候事

御歳四拾五歳、諸所方同十二月九日二野尻方高原江御通行、瀬口原御野立并麓地頭飯屋御立場、神徳院御参詣、錫杖院御参詣二而御休、狭野原御立場、鷲野巢御野立、それより小林江御泊り、明十日小林西之原二て御調練御見分被遊候事、諸郷寄、財部、未吉、松山 都之城、勝岡、山之口、高城、高崎、野尻、高原、小林、須木都合拾弍外城、揃旗弍拾弍与旗弍十老本内八手都之城見物之人数老万人余申候、朝五ツ時相濟次第加久藤江御着、掛二小川原江御入被遊候、飯野二而御鷹野之候て加久藤御着、三日御泊り二而御鷹野、御家老嶋津

P59

石見殿諸役々付衆上下三百弍拾九人、其外西目より通り、夫迄者千人余承申候、御付役者錢弍百文宿払通夫者老日二錢弍百文、米老升ツ、やとい入被下候、其外高原方まかない差出候、瀬口原やさい究、地頭

仮屋者川魚鯉、神徳院者餅、錫杖院御休者高崎より引受、じやう人まかない仕候、狭野原者御茶内々飯差出候、鳶野巢者川鳥まかない、

瀬口原者白米式石三斗、地頭仮屋者白米三石、鳶野巢者白米式石式斗、合白米七石計り

同十二月廿六日鹿兒島江  
太守様 御掃着被成候

高原御地頭島津相馬様御取次、川上貞太郎殿

右川上貞太郎殿被差越候前々方後日御立、十日計り

御越

老番立

一嘉永七年甲寅正月廿一日、太守斉彬様鹿兒島御出立、

江戸御参府被遊候事、江戸浦ヶ野湊江異国船渡来ニ

付あめいか国之者五年以前方差越申候処、此節者公

儀より分而御軍役用意之御手当飛脚申来候ニ付、諸

郷合拾三ヶ郷より、高頭之面々相立候様被仰渡候処、

百人余都合老手鹿兒島江相揃、同廿六日より鹿兒島

出立、物主役々儀者鹿兒島より相立被成候

式番立

一廿寅式月十三日、諸郷江異国立被仰渡候、百人余同

廿一日鹿兒島出立、右同断物主役々老手被成候

右異国立之儀、江戸表引取候由、跡立見合相成申候

由承候

一嘉永七年寅三月八日昼之八時分より、鹿兒島下町大火事、明九日九時迄焼失いたし候、火元者加治木町之中たん木やより火出みょうとけんくハニ而妻火のと木をふりあげなけうちいたし候処、かなくての

中に火入、ゆかの下より火おこり、ひがし者広小路之西石と籠通迄、北者御月屋通迄、南者浜迄、惣而焼失及申候、竈数三千余、死人老母老人有之候  
此時太守様江戸御留守

PaO

嘉永七年寅四月六日午之刻

一右午之刻より 京都大火事 仙洞御所之内御泊殿

より出火、辰巳之風強、直ニ内侍所辺江火移り

禁裏御所并仙洞御所一時ニ炎上り仕、近衛様

御宸殿并両御門上を屋根板等者粗取除候得共

無御別条、何分東風強相成、一条様、今出川様、日

野様、其外段々焼祓、烏丸通町家江火移、凡北を今

出川通南者下立壳通限り、堀川打越、御所代御役宅、

北之方者老町余之所焼払、千本通迄焼払、夫方乾之

方 糸屋町、西陣江焼広がり、未火鎮り不申候

右府様 大納言様二者主上御通ニ付、被遊供奉

聖護院宮御宮江被為入 雅君様御始

御子方二者、大徳寺江被遊御通候と之事

右之趣状書承候、書記置候

一嘉永七年寅十一月五日昼之七時下刻ニ大地震有之、居家諸所ニたおる、獄崩事大雨のごとく、地震の跡ニ聞得候、里より見る大崩、ひなもり獄の南脇之廻、北向平上下大崩有、其外数多シ、半時計り之相に

少々の地震昼夜やまず、明後七日朝四時ニ又地震、又半時も相有少々の地震有之候、度々やまず右地震ニ付而者近国之岡、嶽、山地中火地震ニ而者無御座候等相見得候、円国之火地震無之候ハ、日本国土之大変又者異国船之わずらい、国家之相働等相考申候処、以後何分相知可申筈等存候  
右地震ニ付、来正月ニ相成承候処、西国者少シニ而中国者つよく御座候而江戸其外東国津な、ニ而浦々人家宅軒も不残海ニ引込、死人多あげめ者家つぶれ、村毎に不残焼失いたし候等承申候ニ付、大へん地震ニ承候、年内者申ニ不及、正月迄時々地震又者一日ニ四度も地震有之候、少シつゝニ相成候得共東国之方者大地震之由承申候

P61

明卯春書来申候処、江戸桜田御屋敷詰之由候嘉永七年寅十二月九日ニ江戸御屋敷詰異国船方用心御抱として相立候様被仰渡候、高原方高頭三人被仰付候、年二十三歳藤田新之丞持高九拾八石、年廿二歳村田正治持高九拾五石、年廿二歳竹之下庄五持高八拾三石所出立、十二月十九日鹿兒島方江戸出立同廿五日諸郷拾四ヶ郷方士四拾八人相立候  
鹿兒島方御軍賦役掛役之五人相立被成候  
一年号替、安政元年乙卯正月と成

一安政元卯五月廿三日鹿兒島方御廻文相達候処、異国船用心として、江戸詰被仰付、人数諸郷方我兵四拾

八人、高原方三人黒木尚斎、瀬戸口右八郎、鳥集庄兵衛、爰元六月三日出立ニ而鹿兒島同月十一日立御座候、近郷より小林方四人、高崎より三人、高城より三人、其外者遠郷之由

一安政元年卯三月十五日、御池巡りいたし候、去ル寅十一月五日大地震ニ付、其日より御池水引事日ニ増来春諸所より

御池浜廻り数人毎月有之候処、拙者永濱万兵衛、さのの児玉平馬同例ニ而巡候処、水の深さ引、式丈五尺余、西嶽之下ニ楠木の財木式丁共ニ水はなれて出候、横五尺余長さ五間余有之候、柳木の湊之堂宮より後之浜計四拾間余、水引候、水ぎはに松木の入木先年方の木内ゆぐい有之候

一高原御地頭替 三十式番、安政元年卯八月朔日

福崎助八殿

取次伊集院善右衛門殿

安政二卯年

一霧島山御鉢様方北平鍊連之満之形ニ而北平より瀬戸尾越屋嶽ニ移形相見合申様子見申候人、広原之藤田源五左衛門下人庄太郎、妻こむす、外ニそで外ニ女彦人、右四人ニ而卯十月十九日七時分ニ而見申候安政二年卯十月二日、江戸大地震ニ付、同六月方薩州鹿兒島江飛脚、同十八日ニ到着

一右卯十月二日之夜四時江戸大地震ニ付崩事十二九



分之痛み

- 一 江戸早員五千七百町
- 一 土蔵数拾壹万四千四百六十
- 一 御大名様方四百余

P62

- 一 御旗本土方拾八万五千八百
- 一 寺院宮社六千式百余
- 一 死人拾壹万八千六百八人余
- 一 怪我人參拾貳万六百人余

御救小屋

上野、浅草、窪町外ニ九軒ベ拾壹軒

此地震ノ為ニ黒木尚齋家屋ニうつめられ死去ス

右卯十月二日夜、江戸大地震ニ而右通り相損候由、  
 江戸詰藤田白之丞方卯十一月申遣シ有之候、高式拾  
 貳万石筑後久留米之城主、有馬玄番頭殿、江戸御屋  
 敷女中方百五人余死人、御家老一人其外怪我人有之  
 由、高拾五万石松平時之助殿御歳拾壹才ニ有之候由、  
 御家中三百五十人余、乗馬拾三疋、人馬焼死之由、  
 右地震ニ付重敷死人申来候

薩摩御屋敷数ヶ所之内、桜田御屋敷曲りくづれ之内  
 半分焼候、けが人拾八人之内七人死人、外御屋敷け  
 が人無之由承候

一 安政四年巳十二月十四日夜四ツ時半時分ニ、永濱万

兵衛屋敷西之うら屋方火相付四間之内中北之間、家中方火相おこり候

西風強何間なく焼失ニ相成候、牛馬相出候、其外衣類刀箱迄相出候、外俵数遣道具不残焼失ニ相成候

安政五年午七月十六日卯之刻御死去之由、此時鹿兒

島御城御在国也

△松平薩摩守斉彬公様御逝去、御歳五拾歳

御世八年被遊候、当勢日本国第一之御聖人奉申候

御法名 安政五年午

△須聖院殿英徳良男大居士御霊位

外ニ御法名 七月廿日

薩隅日三州太守琉球兼領

P63

右御死去ニ付、御禁断七月廿四日方高原江相達候、  
 五十日

御嫡子様去ル巳九月御誕生被遊候、御歳二歳。御脇

腹ニ而候、鉄丸様御名奉申候

御隠居様事江戸ニ而被遊御座候

右鉄丸様若君様ニ而当分御世不相調候故、重留屋敷

より御城江御上り被遊候、御歳拾九歳之由国主御世

十八年ニ相究被置候由承申候、左候得者 若君様式

拾歳ニ御成被遊候、右鉄丸様事御死去被成候

重留御屋敷島津山城殿御嫡子、又次郎様当歳

十九歳ニ而、鹿兒島御城江御養子被遊御座候而被御

入候

一安政五年戊午八月、酉戌之間二ほうきぼし出、長さ一丈五尺計、横一尺計暮六時下刻二出、夜五時上刻二入、星入時者式丈五尺計二尾を引相見合候

一安政六年未八月廿七日、常陸国主水戸中納言殿差控  
○水戸前中納言殿永蟄居○水戸殿舎弟一橋宰相殿思召有之御隠居慎○水戸殿御末弟松平讚岐紙差控  
○右同御末家松平大学頭差控○右同御末家松平播磨守差控○同日ニシテ御作事奉行岩瀬肥後守○御軍艦奉行永井玄番頭右式人思召有之候ニ付御役御免、御切米被召上候、差控被仰付候○西丸御留守居川路左衛門尉右思召有之御役御免、隠居被仰付差控被仰付候、御小姓組仙谷右近組川路太郎、右祖父左衛門尉思召有之御役御免、隠居被仰付候、家督無相違、其方江被下候○右、於稲垣長門守宅若年寄中出座、同人申渡下候、御目付神保伯耆守小倉九郎相越、同日水戸殿家老中山備後守右其方儀家柄も相弁居、厚心得方も可有之候処、此度前中納言殿御心得違方、御家来共不容易企ニ及び候段被仰付置候様も無之、不行届之至ニ思召候、依之急度ニ被仰付候処、未若年之儀別段之御憐憫を以差控被仰付候  
右松平和泉守模寄井伊掃部守老中列座、同人申渡之、大目付伊沢美作守、御目付鳥居権之助相越○同日水戸殿家老安島帶刀切腹○右同家来茅根伊之助死罪

○吉左衛門倅鶴飼幸吉獄門○鶴飼吉左衛門死罪○鷹司殿家来鮎沢伊太夫、小林民部小輔右式人遠島○京烏丸下長在町上ル町芳兵衛借家儒者池田大学中追放○近衛殿老女むら岡押込○右、於評定所寺社奉行松平伯耆守、大目付久貝因幡守、南町奉行池田播磨守、北町奉行石谷因幡守、御目付松平久之丞立会、伯耆守申渡、右者御老中井伊掃部頭御取計ニ而右通り有之候由承候  
年号替ル

万延元年申三月三日、小戸御城下桜田御門内ニ而井伊掃部頭殿、朝五時御登城之満之中江、水戸殿家来拾七寄切込、掃部殿家来皆切果シ、又者手負有之、掃部頭殿首切取候由  
拾七人之内式人者薩州之家来有村次左衛門兄弟之由、水戸家方御願ニ付人数入候由、有村次左衛門歳十七才ニ而掃部頭殿首打取、其外拾七人打果シ、我身手負して掃部守打取たる大声ニ而名ヲ名乗り切腹之由、兄殿者御屋敷入帰国有之候、水戸殿家来十五人者無疵、帰国之由承申候、井伊掃部頭近州彦根城主三拾五万石

年号替ル此秋方から銅銭壹文が式文替なる

文久元年酉五月廿五日暮六時下刻方北亥之方二ほう

星出ル星七八寸廻り尾引事南ニ渡り程有、横三尺計  
一文久二年戌二月江戸御老中安藤対馬守切果シ候由、  
水戸流人等名乗り申候由

一文久二年戌二月七日、球磨相良殿城家出火ニ而御城  
武士町無残焼失ニ相成、其日八時分北大風ニ而、小林、  
高原、高崎大けぶりふきかけ小林原、高原原ニ  
而書物切并ニ相良氏由書、風ニ来切紙取集、地頭飯  
屋江取納有之候、此辺藤兵衛山道畠川内ニも相おて  
申候 \*相落ち

一右同年戌八月三日之夜方見始候ほうき星出、夜五つ  
時ハ間上ニ相見得、東方西ニ渡ル尾四尺計り

一右同戌年春方夏秋ニ掛、日本国中一度ニはしかの病  
はやる、先年はやりたるより、三十八年めになると  
ゆふ鹿兒島はしかに死人多、諸所者死人少シツ、  
先年残せざる人五十歳、六十歳、七十歳ニ成人はし  
かをする、残人なし

P65

一文久二年春、金子沓両ニ付、代鈔九貫文替ニ相成候  
処、明年文政三年癸亥三月方沓両ニ付、鈔八貫文替  
ニ相成、唐金鈔式文替候処、前年方

一右同年亥参月方唐金、錢沓文ニ付鈔四文替ニ相成候、  
先年方是迄者小錢沓文替ニ而候、先年方四文鈔、小鈔  
八文替ニ而相成候

一前々暗線五年午七月十六日、御逝去被遊御座候  
松平薩摩守斉彬公様、御死去跡五年ニ相成候処、此

節文久二年壬戌十月十五日、權中納言御位ニ相成被  
遊御座候、御触被仰渡候、御法名須聖院様

一文久二年壬戌、春方鹿兒島磯ニ而御公儀より御免之  
上、琉球通宝之当百文錢いがた有之候

一文久三年癸亥、薩摩国江異国船渡来之事  
一此節異国渡来ニ付、兼而堅被仰渡候通り、右亥六月  
廿七日山川口江入来候ニ付、山川方鹿兒島江のおろ  
しの相凶

廿七日七時半ニあげ候処、中途ニ式ヶ所、桜島江御  
取あげ鹿兒島江受取、のおろしあげ候処、鹿兒島始、  
近郷海岸惣働ニ相成、直ニ受取場江張出、被待入候  
処、明廿八日朝五時半鹿兒島前の浜江異国船台場ヲよ  
け、磯之沖江相掛候処、

異国船七艘大小有之、式艘者長サ六拾間横三拾間有、  
一ツめ名者中白軍船、一ツ者ふれかつと申名之由、  
其ヲ中ニ本船として外輪乗り五艘ニ而、大鉄砲操打  
ニ而軍仕候、然処廿八日異国船小船沓艘ニ而浜之市  
重留之前、辺を乗り廻シ、明廿九日重留之前ニ隠シ  
被置候御国用御買入之蒸気船三艘、米、大錢ヲ積入  
候ヲ見掛夷船ヲ寄付、押シ取ニ奪取、桜島江引寄乗  
り込居候船頭共ヲ下シ、積入候品々取揚、直ニ火ヲ  
掛焼払候、外ニ鹿兒島前ニ岸き内ニ入込候琉球船三  
艘 是又奪取、米砂糖等積入有之候由、右之趣御届  
ニ相成候

P66

右之仕ハズニ付七月二日九時分より大鉄砲打掛ニ相成鹿兒島台場、桜島台場方大砲打掛候処、彼異船よりも大砲ヲ打出シ戦ニ相成候処双方不得事ヲ夜ル五時迄戦有之候、異国船も輪乗り船者痛相成候由、本船式艘者無難之由其より明三日ニ相成候得者、谷山之沖江引取候処を桜島之小島台場詰青山氏より大砲ヲ異船打込被成候処破損ニ而水船ニ相成、小根占之沖ニ捨置、山川口ヲ出候処、同七日夜又かへり来、引船ニ而引出シ候由

御国許手負八人、忒人者相果死之由、外者養生かるく之由、下々未迄三拾人位之由、鹿兒島上町武士小路ニ掛焼失ニ及候、御当地武士・町人男女老幼近在二六月廿七日方八日迄内遁去候様ニ兼而仰渡被置候

上様者千眼寺江御迦被遊候、御姫様者花尾山江御迦被遊候

此節 上様事国府江御移之管被仰渡候得共

御当地諸士中方間一往鹿兒島御当住之願御座候由諸所台場江出張人数并怪我死人等ニ金子貳千兩位も被仰付候

頭塩硝四千斤之内少シ相残候由

異国船方打掛候大砲玉、鉄地ニ而候、長サ壹尺八九寸、廻者貳尺余途廻ニ而大玉者八拾五斤掛り候、大小有之候、桜島方取集め候玉俵拾七俵ニ入付テ小船

三艘ニ而御当地江差送り鹿兒島江打掛候玉取揃御作事江相おさめ候様被仰渡候玉数千位も御納候由、異国人死体鹿兒島諸所江打上候、死体百人余もあがり候由、諸所江追々死体あがり候得者未相究不申候、江戸ニをいて死人百八十人等申出候由、九月ニ相聞得候

Por

高原、高崎、野尻、小林、須木之儀、七月三日四日五日ニ掛出陣立有之候処、国府、加治木迄出張候処、異国船引取に付御軍賦役方御当地迄差越賦及、是迄ニ帰郷之御触有之候而、引取申候、高原之義者国府宮内忒番立忒与留置、御地頭所島津矢柄様江御届二行候人数四人、永濱作八郎、丸山儀一郎、宮田庄次郎、黒木宗一郎、六日朝御地頭書御届、首尾能帰郷仕、宮内江待入候人数同例ニ而、七日帰宅仕申候一元治元年甲子七月十七日八日、京都ニ而長門之国勢せめ入大軍有、諸国勢方ふせきたたかふ、京都七分通焼失ニ相成候

一同元年子八月五日長州ニ而異国船十八数ヲ以せむる、五日六日等軍有、長州勢三百人計打死有たる由一同元年子十月五日、御差入ニ而小林ニ而居地頭名越屋左善太殿、加久藤、飯野、須木、野尻、高原六ヶ所請持、同九日高原ニ而御差入、神徳院、錫杖院御参詣、地頭御飯屋ニ御泊り明十日野尻ニ被御越候

元治二年丑六月年号替る。

一慶応元年相成乙丑六月より諸品々高直ニ成

白米式斗式升入壹俵、代鈔拾壹貫五百文替、高原・小林方限

但關外四ヶ所穆佐方限者、白米壹升代鈔壹貫文替、秋山標も壹升代鈔壹貫文替等承候、

式斗四升入代鈔式拾四貫文

麦代鈔百文ニ四合替、但鹿兒島之儀も式斗四升入

小麦同三合替

代鈔式拾四貫文

粟同四合替

大豆同三合替

そめん代鈔百文ニ式拾五匁

木綿代鈔百文ニ四匁方三匁五分ニ成、

木綿壹反代鈔七貫文

あさおにこき代鈔百ニ四匁替、上布壹反代鈔拾八貫

文、中布壹反代鈔拾五貫文、下布同拾式貫文

P68

金物諸遣道具鈔百文ニ六匁目替、明寅年者四匁替ニ

相成、明寅年六月、白米式斗式升入代鈔式拾四貫文

ニ相成、外品々右に応じ高直ニ相成

右当年丑十月ニ相成候得者、白米式斗式升入代鈔拾

五貫文ニ相成

一天正十八年噺役始、天明六年迄式百計り衆中土噺役

相定候処、天明六年方郷士年寄役等召被替置候処

慶応元年乙丑六月、又候衆中役名噺役等相替

被仰渡候処、百年計り郷士年寄役ニ而御座候

一慶応元年前子年方真幸四ヶ所之内ニ酒屋御仕立、

鹿兒島ニ而買上ニ相成候由、慶応元丑五月方右酒屋

村江鹿兒島町人三百竈移り被仰付候而、御物御普請

諸所江立事被仰渡候

一慶応元年丑十月七日方坂本寺山江猿老疋相見合

候処、其より宮田山ニ相移、同月廿日比因りも相見

合、行々数日相付申候由、先年式百五十年以前ニ

正徳年号ニ、霧島山もえ出之節、猿里おて仕申たる

由候、此節者何様之つげにて御座候哉、

後日相知申候

一慶応二年寅六月十六日、異国船鹿兒島之前ニ而

着、軍船三艘前々方長崎ニ而御相談之上差越候処

おらしや国、おらした国、いきりす国諸々の軍船乗

り合之由承申候、磯之浜ニ而鉄砲打指南為有之由、

同廿日ニ而候

同月廿二日鹿兒島出船いたし候由、行々年々差越筈

相談御座候由承申候

一慶応元丑十二月方鹿兒島御城下ニ諸郷方番兵詰始

P69

郷士高五百石ニ付老人宛ニ而御座候由、高原方竹之

下庄五、田口敬之助相勤申候、慶応二年寅七月朔日

方鹿兒島直ニ京都守衛方詰ニ登候、同三年卯二月十

三日歸国仕、右庄五、敬之助高原江着仕候

一慶応三年丁卯正月十一日宮田之上、齋木之移百姓甚太郎等申者養女牛子産申候処、躰耆つ四足尾耆つ首方兩ニ相成頭兩ツ之面口二つニはおえ、はな二つ目四つみみ四つ角四つある兩之頭ふとき、たらざる所なく、牛生候、月数相合候故不足なく、黒牛生候処、四五日も相掛候得者うゝころし候ても城下江御披露ニ相成候

右の次第人曆之卷ニ相見得、人皇六拾九代後朱雀院之代、長久四年癸未之歳、牛兩之頭有子ヲうむと相見得候、此年大ひてり

一去ル慶応元年之比、將軍御死去ニ付一橋家方將軍御願ニ而御座候処同二年之冬御死去之由承申候、当分將軍無之由

同二年寅十二月、天子様御庖瘡ニ付、御崩御被成御座候ニ而、明卯正月禁断五十日被仰渡候、此時始而天子禁断被仰渡候

一同三年卯二月廿八日方鹿兒島番兵被仰渡候而、高原方高妻熊太郎、橋口嘉太郎式人差越申候

一同三年卯二月、高原地頭小林江居地頭、鹿兒島ニ而御死去被成候而卯三月御地頭替、谷川十郎兵衛様御地頭被仰渡候

右御地頭同九月鹿兒島ニ而御死去被成候

一同三年卯九月、小林居御地頭所替、近藤七郎左衛門殿江被仰渡候、十月始而被御越候、高原諸社御參詣として十月十二日高原江差入被成候

右此時五ヶ外所持御地頭相成、小林、須木、野尻、高崎、高原御地頭

PTO

一右同年卯七月、白米式斗式升入、代鈔四拾四貫文いたし候、粟耆儀三斗式升入、代鈔三拾貳貫文、あさお錢百文二七匁目替、新こきお鈔百文二三匁目替、外に品々右二応じ候、但歳がらハ中道ニ而有之候

一右同年卯八月十二日、鹿兒島前之浜出船、京都登有之候、高原方高妻熊太郎殿、橋口嘉太郎右式人上京いたし候

此時同船ニ而狭野権現神主、岩元大和、社家日高右近、岩元兵庫、右三人上京いたし候、白川家ニ直官ニ相成候

一同年卯十一月十三日、薩州太守様、前の浜方出船ニ而上京被遊候処、八九年めに御登被成候

一同年卯九月諸所郷寺取あげに相成候、高原方

花堂の坂本寺、広原の真弦庵、麓の地藏院、水流村極楽寺四ヶ所あげ地ニ相成候

一同年卯年方鹿兒島ニ而前々方琉球通宝、当日錢并ニ半朱鈔札、鈔ニ御引替有之候而、天保通貨鈔ニ成

一 去ル卯十一月十三日方御出立、薩隅日太守様事

京都江御上京之処、明辰正月三日、江戸徳川家

軍勢京都ニ押寄、薩摩之守討たてまつる筈候

処、薩摩勢伏見ニ而ふせきとめ勝軍ニ相成、大阪迄

追討いたし、大阪城焼討、薩摩・長州味方同月

十日迄大坂よと・伏見毎日大軍承候、徳川家將軍是

迄ニ而候

此時二月中ニながさき、あまくさ、豊後之とミた  
日向之本城、薩州方討取被成候由承候

一 慶応四年辰三月十一日出立、鹿兒島江番兵

勤ニ差越申候、高原方丸山儀一郎、黒木一彦

右兩人相勤申候

P71

一 慶応四年四月廿九日、錫杖院住持、麓之法連寺江

引移被仰渡候、右寺内方御宮脇千手観音諸仏法連寺

江持越并仁王焼失有之候

同閏四月三日、神徳院住持、小林法光院江引移

被仰渡候、右両寺高拾五石分ツ、被下候、狭野神社

脇宮千手観音并寺内諸仏三日之日焼失ニ相成候、

仁王者石ニ而候得者脇山内ニ取除有之候、郷内村々

諸仏之儀者追々村々江神道方差入、焼失除方有之候、

高原之儀者諸仏焼除之役々、曾於郡方御差入、高原

より小林并妻霧島之様被相移候

右者此節諸仏取除方之儀者日本国中江

天子方勅許を以被仰渡候ニ付、僧跡者是迄御座候

神徳院高式百八拾石よ、寺境内横千間立式千間

御免地、領内田畑見掛寺方取調いたし候

錫杖院高百三拾石よ、寺境内祇川後前しんの

いば迄寺領分地、田畑見掛寺方取調いたし候、右両

寺内、此節より表方支配相成候而大山野支配被仰渡

一 神皇十一代垂仁天皇之代。後漢明帝之永年十年ニ天

竺より仏法僧日本ニ渡、白馬寺始而立、其より

五百六拾八年ヲ越て

人皇三拾代欽明天皇之代ニ大蔵經二千卷日本ニ渡

百濟より五經之博士、こよミのはかせ、い葉のはか

せ、沙門十余人

P72

来ル、勅願ニよつて和州之大宮之大寺を建立す、百

濟国より金像之しゃか、はた、てんかひ、仏經をた

てまつる、曾我之いなめに給ふ、いなめ大和之向原

寺を立て仏像をあぢする、是日本江仏法渡、がらん

の始也、えきれいはやる

物部之尾興等、神国に仏法を用るによつて神之たゝ

りなりとててててててててててててててててててて

法始也、されと、えきれい、こふすい、大風、年に

有て人なやむ

三十二代敏達天皇代ニ聖徳太子出て、仏法はん榮す

右敏達天皇代より当慶応四年巳卯歲迄

千三百式拾八年ニ成、其間仏法盛ニして寺領分地高、日本國中ニ者何百万石とも不相知候

右者神徳院大権現、錫杖院大権現申上候処

此節より狭野之神社ト申奉候、寺之跡ヲ神主館ト申但夫之居所也

祓川之神社ト申奉候、寺之跡ヲ東御在所神主館ト申右東御在所錫杖院跡江押領司權之守、辰閏四月廿五日被移越候

一年号替無之本之慶応ニ而御座候 (天徳元年) 辰之閏四月被仰渡候

鹿兒島番兵出張、辰五月十日御暇被仰付候、丸山儀一郎、黒木幸之助

替人丸山十郎右衛門、永田円十院同五月十日届被仰付候処、同十一日宿元出立候

一替無之(慶応四年)辰閏四月廿日、廿三日野州宇都宮城おひて大軍敵徳川氏・会津氏敗軍、味方薩州・長州大勝利之由

P73

一慶応四年辰五月被仰渡候、去ル卯八月京都守護方詰被仰付候人数者東国徳川家并会津家朝敵ニ相成候  
二付東国に征伐ニ召被下候段申来候

一右同年辰五月晦日、京都守得被仰渡候ニ付、高原方永濱勸右衛門、黒木幸之助右兩人罷立仕申候処、辰

七月三日方越後之國、越後口と申処軍立被仰付鹿兒島前之浜出船仕申候、同月廿四日方丸山十郎左衛門、永田円十院右同前之浜出船、越後口江軍立仕申候

一右同年辰六月相記申候、去慶応三年卯十二月八日比方徳川氏、会津家、桑名家内々大坂江軍勢ヲ差向、謀反之企有之候処、同四年辰正月三日より大合戦ニ相成候 征討大將軍仁和寺宮様御出陣、錦之御旗御立被成、諸所江御出張之由、同十二日比迄ニ数日大軍ニ而相詰候由承申候

右徳川將軍是迄ニ而高八百万石被召上候由申来候

一右同四年辰五月被仰渡候

一同錢壹文ケ鈔貳拾四文直成ニ相成候

一同四文錢壹文ケ四拾八文ニ相成候

一小刀、かまの類者鈔百文ニ掛目三匁五分替

一なた、よぎ、鍬、山鍬之類者鈔百文ニ掛目四匁五分替、右四ヶ条被仰渡候

外ニ金壹両所ニ者鈔九貫文前々方被仰渡候

内々正金之儀者直段不相定候処、当分式朱金之儀

壹両之前ニ鈔四拾八貫文ニ売買有之候

同九月方銅鈔壹文

一三十式文ツツに相成

一天保鈔壹文付貳百文ツツ、

一半朱鈔壹文三百文ツツ、

一前々十一年前、安政五年八月戊之方ニ当りほうぎ星



相見得候処、慶応四年辰正月方大軍有之候

P74

慶応四年秋年号替

一明治元年辰九月廿三日、奥州会津城落事

官軍会津城江押詰而攻撃之処賊徒敗北、先月廿二日

城主肥後父子を初、別紙之通謝罪状差出、翌廿三日

出城、脱劔ニ而軍門江伏ニ付、同所近辺国寺江被遣

謹慎、残党猪苗代江是又謹慎、兵器も都而差出、同

廿四日居城御請取之賦之段申来候、且米沢之儀も

降伏之段も申来候、此旨向々江早々致通達、諸郷私

領江も可被申渡候

但本文通、会津降伏ニ付一番隊より六番隊まで

一番遊撃隊、一番式番火砲隊、白川口白砲

打手之儀、御国許江帰陣被仰付、先月廿四日

会津被差立候

十月 備後

島津忠義

島津久治

右衛門 桂 久武

龍衛 川上久齡

内膳 町田久憲

良馬 島津久義

臣容保乍恐謹而奉言上候、拙臣儀京都在職中、蒙

朝廷莫之鴻恩ナカラ、万分之微裏モ不奉報、其内  
当正月中、於伏見表暴動之一戦旨、意行違不憚

近畿奉天驚聽深奉懼候、爾来引続今日迄遂ニ

奉抗敵王師僻土頑陋之訛誤、今更何と可申

上様無御座、実不容天地之大罪、惜身ニ無取所人民

塗炭之苦ヲ為受殘多次第、全臣容保之所致ニ御

P75

座候得者、此上如何様之天刑被仰付トモ聊御恨

無御座候、臣父子並家来之死生偏ニ奉仰天朝之

聖断、但国民と婦女子共ニ至而候而者、元来無知無

罪之儀ニ御座候得者、一統之御赦免仰出候様代

而奉歎訴候、依之從來之諸兵器悉皆奉差上

速ニ開城、官軍御陣所江降伏奉謝罪候、此上万

一も王政御復古出格之御憐憫ヲ以テ至仁之御寛曲

ニ於被 仰付者、冥加之至難有奉存候、此談大総

督府御執事迄冒万死奉歎願候、誠惶誠恐頓首再拜

慶応四年九月

源容保 謹言

亡国之陪臣長修等謹而奉言上候、老寡君容保儀  
久々京都ニ於テ奉職罷在、寸功モナク蒙無量之

天眷万分之一モ未奉報隆恩、剩触天譴、遂ニ

今日之事躰ニ至り、容保父子城差上降伏謝罪

候段、畢竟微臣等頑愚疎暴ニシテ、誦道ヲ失

候儀、今更哀訴仕候も却而恐多次第御座候  
得共、臣子之至情実ニ難堪奉存候間、代而  
臣等被処嚴刑下置度伏冀候、何卒容  
保父子蒙聖慈、寛大之御沙汰候様御  
執成被成下置度、不顧忌諱泣血奉祈願  
候、臣長修等誠恐誠惶頓首再拜

松平若狭 重役

菅野權兵衛長修花押

梶原平 馬景武花押

内藤介右衛門信郎同

原田 对馬種龍同

山川 大蔵 重同

井深茂右衛門重常同

海老名郡治李 同

田中源之丞玄 同

会津右兵衛為 同

外諸臣共一同

謹上

惣人員

一 三拾人 治官・士中 但し軍事局共ニ

一 六拾八人 役人

一 六百四拾六人 兵卒之外下々迄

一 七百六拾余人 士中兵隊

一 千六百九人 士中以下右同断

一 五百七拾人 病者  
一 四拾二人 士中之從僕  
一 貳拾人 鳶之者  
一 四百六拾人 他領脱走  
一 六拾余人 奥女中  
一 五百七拾五人 婦女子  
右之外城下出張之人員ハ追而取調差上可申候  
惣合五千二百三十五人

PT7

覺

一 五拾九挺 大砲彈藥相付

一 貳千八百貳拾五挺 小銃

一 拾八箱 胴乱

一 貳万貳千叁拾小銃彈藥

一 千三百貳拾筋鏹

一 八拾七振 長刀

以上

九月

今村九左衛門

右之通被仰渡候間、早々廻達いたし、尤地頭方江者  
別段遣不申候間、其方方可申出候、此旨早々申越候、

以上

辰十月十五日

地頭所取次

市来清八郎

小林・野尻・高原・高崎・須木

暖中

一 卯八月方鹿兒島番兵勤、高妻熊太郎、橋口嘉太郎、京都守衛被仰付、狀況仕申候処、明辰五月方江戸表江出兵被仰付、橋口嘉太郎殿者江戸方江罷下り、其方越後国江出兵仕、合戦いたし辰七月十二日合戦ニはら、へその脇左ニ砲玉あたり深手ニ而、十月帰国ニ而帰宅仕申候処、其日高崎番兵平川藤兵衛、右同所同日戦死いたし候、八月三日 越後国ニほうむり有之候段十月申来候、  
高妻熊太郎殿 京都ニ而かつけしやうまんの病ニ而帰国被仰付、六月帰宅仕申候

一 明治元年戊辰秋、年号替り被仰渡候、辰五月晦日、鹿兒島番兵被仰付候、永濱勸左衛門、黒木幸之助罷立申候処、同八月三日前之浜出船ニ而越後国江出兵被仰付、四日五日之間者肥前国之沖ニ而難船ニ及、しやうき船本柱ふき折候而平戸ト申処ニ六日之日老日老夜泊り、其方出船ニ而八日ニ越前の敦賀の湊江相付、翌九日出船越後国新片ニ相付滞在ニ而、十六日方出船ニ而十七日出羽国秋田之郡久保田ニ相付、城主官軍味方ニ御座候処  
夫方拾弍里有之候処ニ賊敵有之候而、押寄候処神宮司之玉川花立ニ而大合戦有之、廿三日之七時方明廿四日朝六時

迄合戦有之候、夫方九月十五日方十七日之朝迄上島、皆岩野、樺山三ヶ所ニ而大合戦有之候、夫方諸所ニ追掛候処方降伏ニ相成候而夫方諸国諸所ヲ廻り候処、皆降伏ニ相成、夫方奥州ニ行、奥州道より常州・武州通り江戸江十日滞在、夫方廿日迄ケ間諸国通行京都ニ相付、七日ケ間滞在大阪ニ下り六日ケ間滞在十二月十三日出船、廿四日廿五日之間土佐之沖ニ而難船ニ相成、廿六日日向之細嶋ニ相付、廿九日高岡泊り、明巳正月元日ニ高原ニ帰宅仕申候、右両人首尾能帰宅仕候

一 明治元年辰八月廿四日方前之浜出船、丸山十郎左衛門殿、永田円寿院殿越後国江出兵被仰付、合戦いたし候而越後之新片ニ五十五日滞在、明巳二月廿三日高原ニ帰宅仕申候

右両人共ニ首尾能帰宅仕候  
右東国軍立ニ付、前日門出ニ狭野神社并東御在所神社両所ニ参詣仕、御初穂料鈔一貫弍百文御焼酎三杯ツ、差上、御神楽御頼上申候、其節より毎月初朔日ニ狭野神社江御神楽、月中十五日ニ東御在所江御神楽、右品物毎度差上候、人数相かさみ候節者、参鈔二貫文又者弍貫五百文も差上候、焼酎之儀も五杯も差上候、為後年之書記置申候

明治二己巳年

一此節御領國中一同、是迄先祖祭り仏僧ニ付、中元之七月十四日五日兩日、生靈盆祭りいたし候処、御引取禁止被仰渡候而神道祭りニ被仰渡候間、二月四日以後十一月中之卯日より

P79

以後年中ニ兩道神道を以先祖祭りいたし候様被仰渡候、皆一同承知仕候、先年末之事見及申候事

神武天皇様より人王二十九代宣化天皇迄者

神道計リニ而、先祖祭り当も神道を以祭方為有之由

御座候、三十代欽明天皇より天竺又者唐よりも

追々仏法僧渡來いたし候而、仏道繁昌いたし候由

人王始より一千五百三十七年ニ當り四十五代聖武

天皇様代ニ、日本國中一同仏僧を以、生靈盆祭り被

仰渡候由相見候、是より当年迄一千二十六年之間為

有之義、此節右之通り御引取被仰渡候

人王三十八代齊明天皇代ニ始而諸国之諸寺ニ

うらばん経を講せしむ、後之世に是を聖靈祭と云相

見得候

明治二年己巳八月

一薩隅日三ヶ国御城、鹿兒島城下土小番家、新番家

御小姓与家、諸郷衆中士、是迄三段御座候処、此節

將軍徳川家戦争ニ付、諸郷出兵致、東国大治之上、

御城下土小番、新番、御小姓、諸郷衆中同格式ニ被

仰渡候

右之趣御地頭近藤七郎左衛門殿直ニ被成申達候

已八月十六日小林地頭飯屋ニ而嘜、与頭、横目三役

御用

一將軍徳川家平治ニ付、明治元年辰三月、京都天子よ

り江戸ニ治ニ御下向被成候而、公家仁和寺之宮様よ

り、將軍被成候而公家將軍ニ相成候、諸国御家老役

并若年寄役、御目付役、各相替、三政役等名相替候、

諸郷役々常備隊大長役支配ニ役名相替候

一明治元年辰三月壱所領分持大名拾九人、鹿兒島城下

ニ移越ニ相成、跡領分地者郷ニ相成、国主支配ニ相

成候而一門家、重留壱万八千石余、加治木壱万八千

石余、垂水壱万三千石余、都城三万七千石余、其外

八家城下ニ而地行高千五百石被召付候、其外大名并

御寄合家地行高三百石ニ相成候、大名十九家

私領、重留、加治木、垂水、花岡、新城、市成、種

子島、知覽、喜入、鹿籠、吉利、永吉、日置、平佐、

入来、宮之城、黒木、蒲牟田、都城、右大名領分地

一明治三年午十月、高原、高崎壱所ニ相成、高原之内

水流村、上庄内ニ相付、高城之内妻霧島名高原ニ相

付、都城内桑鶴村高ニ相付、此時都之城三つニ成、

上庄内郷、下庄内郷、加治山、勝岡ニ相付

一同三年七月、高原・小林方限所々白米式斗式升入り  
壹俵ニ付代文七拾三貫文ニ直段相成候、国ニ付鹿兒  
島方限壹俵代鈔八拾貫文ニ相成候、其外諸品々高直  
ニ御座候  
同四年始方白米代鈔三拾貫文ニ成、同七月方白米壹  
俵代式拾貫ニ成

一同四年未九月諸所江江戸出兵被仰渡候、諸郷より八  
百六拾余人、九月八日鹿兒島前之浜方出船御座候、  
高原方五人、藤田本助。高妻藤太、平川十郎左衛門、  
四位、日高 出兵仕候

一同四年未九月十五日、鹿兒島吉野ニ而調陣被仰渡候  
薩摩大隅日向三ヶ国寄常備隊拾四大隊、予備隊  
拾大隊、外ニ鹿兒島方大砲隊、諸郷番兵隊六隊、合  
三拾大隊、高原より常備隊壹小隊半、予備隊半隊、  
合式小隊出兵御座候、  
惣人数壹万三千人余

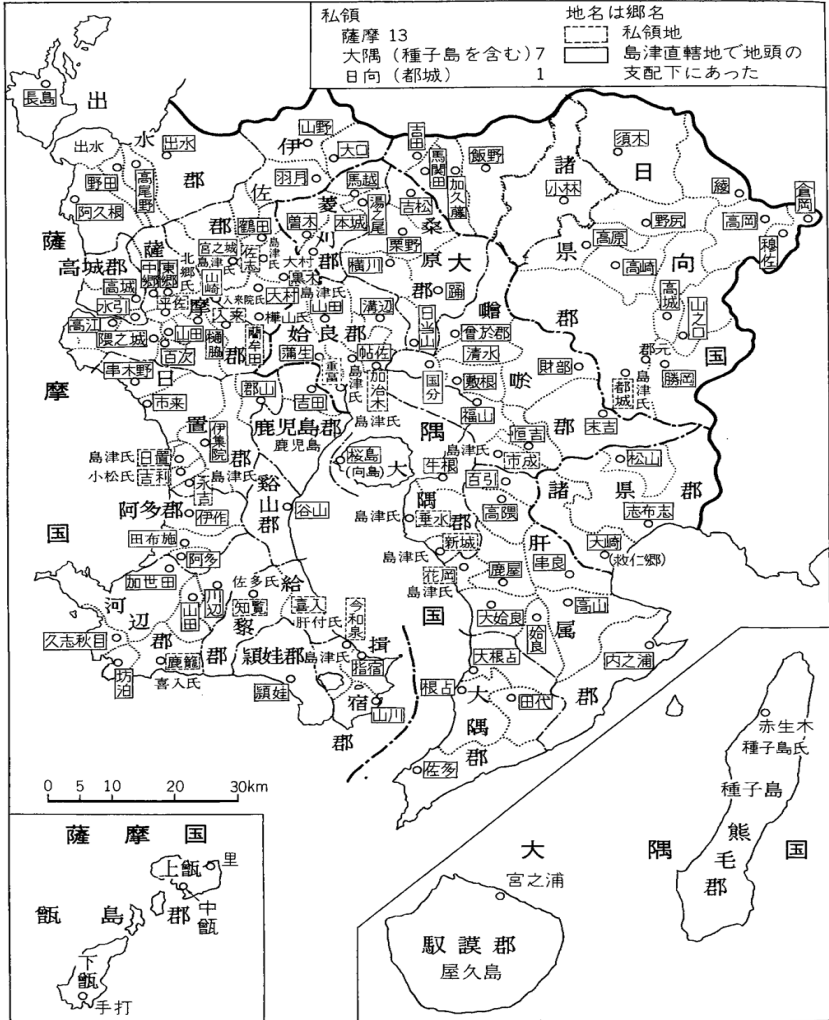
## 高原所系図原文翻刻終



高原所系図を伝えた永濱家は  
藤原氏に繋がる古い家柄で、  
この地蔵は京都から下った古  
いものと同家で伝えられている。  
地元では昔から「いぼとり地  
蔵」と崇められている。  
上は永濱家庭内の地蔵祠、下  
は地蔵像

# 薩摩・大隅・日向諸県郡の郡郷図

「鹿児島県の歴史」より



江戸時代の郡郷図

註：高原郷の位置は地図右上の諸県郡の中

## 歴代鹿兒島藩主と高原郷

### 島津家

当主	君主	名	藩主在任 (年数)	記事
15	太守	貴久	(分家から当主)	薩摩統一
16	太守	義久	(貴久子)	天正4 (1576) 高原城攻三州統一
17	太守	義弘	(義久弟)	永禄7 (1564) 真幸院飯野城主
18	初代	家久	1602-1638 (36)	慶長4 (1599) 初代鹿兒島藩主
19	2	光久	1638-1687 (49)	寛永16 (1639) 高原巡回
20	3	綱貴	1687-1704 (17)	元禄10 (1697) 古文書調査
21	4	吉貴	1704-1721 (17)	享保元 (1716) 新燃大噴火
22	5	継豊	1721-1746 (25)	
23	6	宗信	1746-1749 (3)	
24	7	重年	1749-1755 (6)	
25	8	重豪	1755-1787 (32)	
26	9	斉宜	1787-1809 (22)	天明6 (1786) 家督入部、祝儀に参上
27	10	斉興	1809-1851 (42)	弘化2 (1845) 4月 高原巡回
28	11	斉彬	1851-1858 (7)	嘉永6 (1853) 高原巡回、調練視察
29	12	忠義	1858-1871 (13)	明治4 (1871) 廃藩置県

\* 太字の当主は高原所系図に出る。 1720-1780 の凡そ60年間は高原所系図の記録がなぜか途切れている。

\* 島津家当主初代は島津忠久 1185年 島津庄官、後薩摩大隅日向守護職に任ぜられる。

\* 島津本家は14代勝久で終り、分家(伊作家)が15代以降宗家を引き継ぐ。15代は薩州家の島津実久と言う説も過去にあったようで、高原所系図で義久を17代、義弘を18代としているのはその為と思われる。

近年実久は15代当主と見做さない説が主流である。



上図：狭野権現と神徳院      下図：霧島東御在所権現と錫杖院  
 いずれも天保十四（1843）年成立の三国名勝図会より





高千穂峰頂上の天逆鉾  
江戸時代にはこの山は矛嶽とか  
矛峰と呼ばれた。



御鉢の噴火口  
古代から中世にかけて度々噴火し、  
近世には火常峰とも言った



狭野の杉と狭野神社  
近世には別当寺である神徳院は  
二百八十石余の大寺だった。



霧島東神社  
近世には別当寺である錫杖院は  
百三十石で神徳院と共に大寺。



錫杖院門跡  
霧島東神社の神主館の前庭に残る  
錫杖院門跡碑 (2009年撮影)



高原城址  
中世に争奪の舞台となった高原城  
があった城山。現在は墓地となる。



御池と高千穂峰

訳者略歴

千九百四十二年生まれ、小林市出身  
エレクトロニクス、コンピュータ分野で  
四十年勤務、退職後古文書解読を学ぶ。  
ホームページ「大船庵」に五十件余の  
近世古文書の解説と現代文訳註及び翻刻を  
掲載。一部は国会図書館デジタル版に登録、  
落穂集、岩淵夜話、薩州旧伝記、小林誌等。

高原所系図

2020年2月 初版発表（ホームページ）

製本 2020年7月 20200710

原本 高原所系図 永濱家本

訳註 高橋駿雄

発行者 大船庵

横浜市栄区

ホームページ 検索：大船庵

URL <http://www.hh.em-net.ne.jp/~harry/>

Eメール [ofuna@hotmail.co.jp](mailto:ofuna@hotmail.co.jp)